

2016（平成 28）年度版
第二次人権が尊重される
三重をつくる行動プラン

年 次 報 告

平成 28 年 10 月

三重県

2016（平成 28）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
「年次報告」

目 次

	頁 数
I 年次報告の考え方	1
II 平成 27 年度をふりかえって	4
＜施策分野別＞	
●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」	
人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり （人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	13
人権施策 102 人権尊重の視点に立った行政の推進	22
●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」	
人権施策 201 人権啓発の推進	26
人権施策 202 人権教育の推進	39
●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」	
人権施策 301 相談体制の充実	45
人権施策 302 さまざまな人権侵害への対応	50
●施策分野4 「人権課題のための施策」	
人権施策 401 同和問題	55
人権施策 402 子ども	61
人権施策 403 女性	69
人権施策 404 障がい者	76
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	
人権施策 405 高齢者	86
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	
人権施策 406 外国人	94
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	
人権施策 407 患者等（患者の権利、HIV 感染者・エイズ患 者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	100
（人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム）	
人権施策 408 犯罪被害者等	107
人権施策 409 インターネットによる人権侵害	112
人権施策 410 さまざまな人権課題（アイヌの人びと、 刑を終えた人・保護観察中の人等、 性的マイノリティの人びと、ホームレス 等）	117

2016（平成28）年度版 第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン「年次報告」

1 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第二次行動プラン」という。）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）」に基づき策定した「三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）」を多様な主体で着実に推進していくものです。

人権施策の進捗管理については、第二次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討等に活用することとしています。

今回の年次報告は、2015（平成27）年度の取組状況について取りまとめました。

なお、第二次行動プランでは、進捗管理の仕組みをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととしています。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

施策分野1 人権が尊重されるまちづくりのための施策

人権が尊重される社会を実現するために基本となる、豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進

施策分野2 人権意識の高揚のための施策

一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体を形成

施策分野3 人権擁護と救済のための施策

人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済

施策分野4 人権課題のための施策

前述の3つの施策分野をベース（基礎）にした個別の人権課題への対応

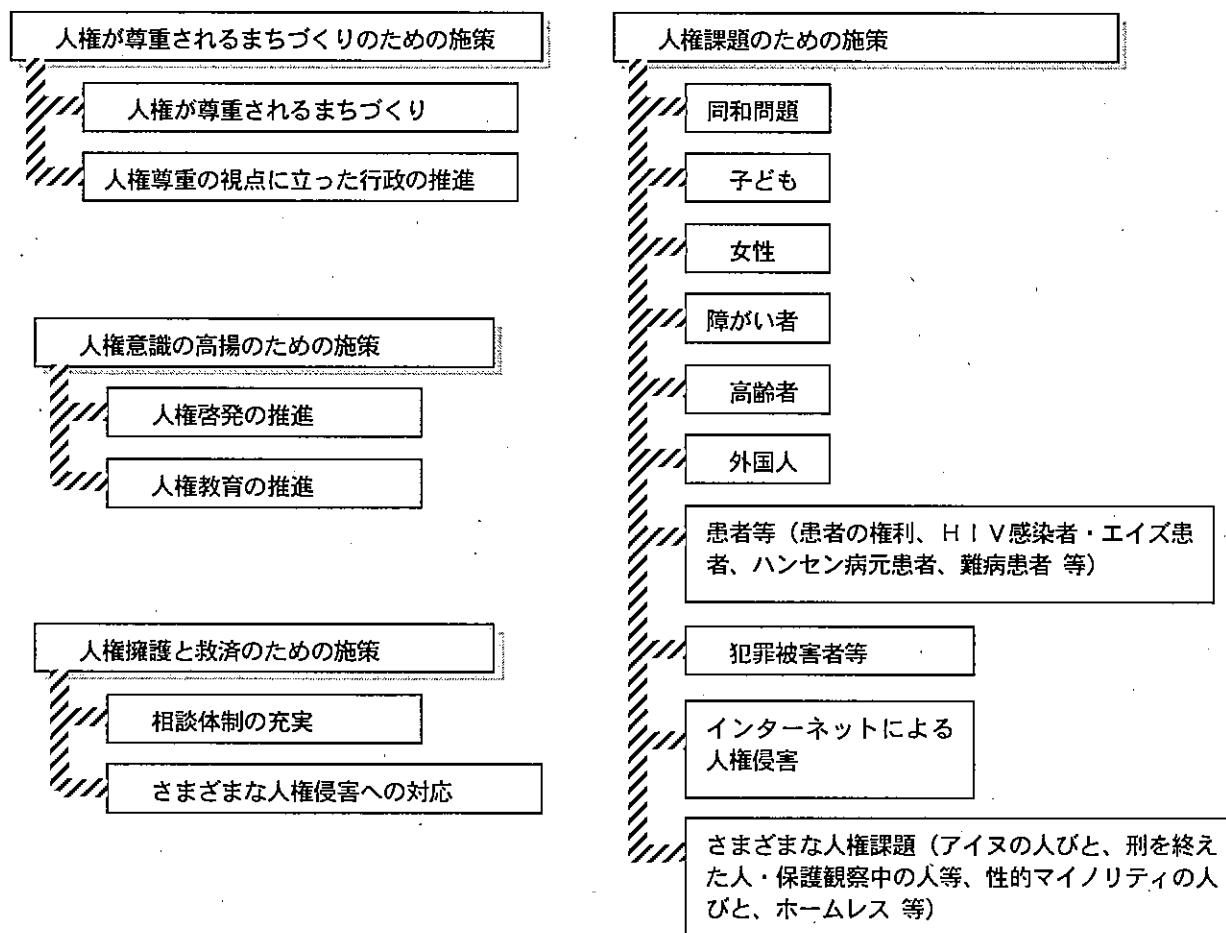
また、“めざす姿”である『人権が尊重される社会』については、以下のとおり定めています。

「人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われています。また、差別や人権侵害等に対

して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。」

このような社会の実現を図るため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に人権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に人権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に掲げる人権施策体系図】



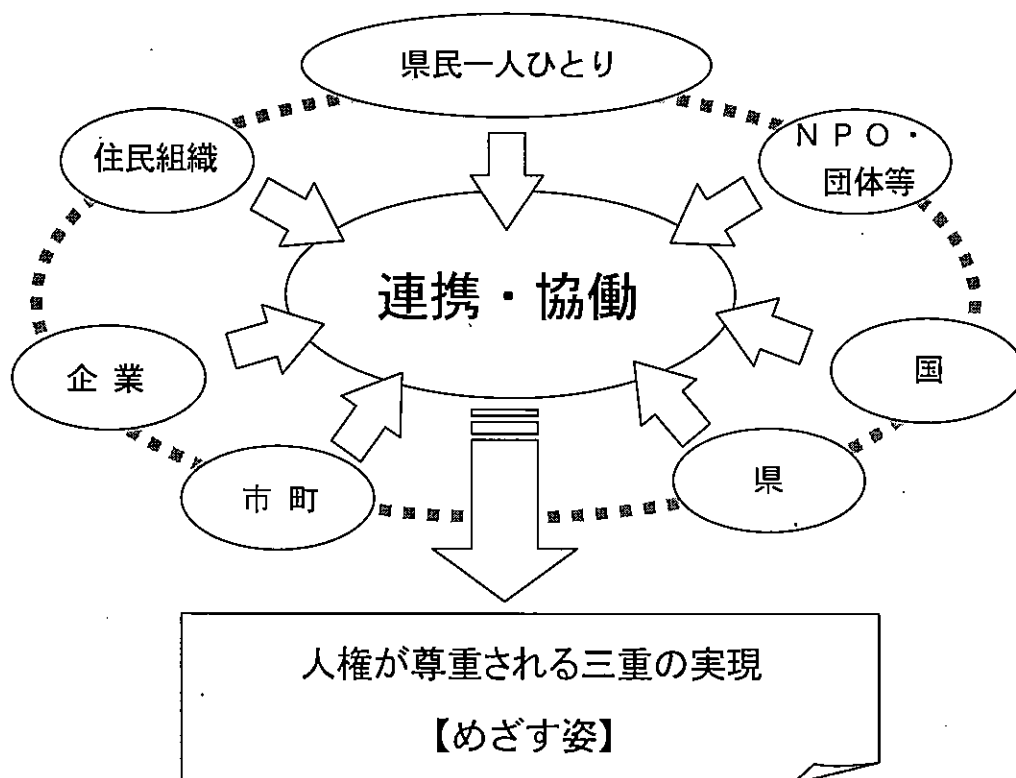
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

「人権が尊重されるまちづくり」を推進するためには、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政等、さまざまな主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい人権が尊重される社会を築いていくことが大切です。

この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状を報告するとともに、市町やさまざまな主体が行った具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組が進められていくことを期待しています。

人権が尊重される社会を実現するためには、県民一人ひとり、企業、住民組織・NPO等の団体、行政等の多様な主体が各々の活動の充実を図りながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協働し行動していける環境づくりを進めることが重要であり、今後は、この年次報告の活用を図りながら、平成28年3月に策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していきます。

【連携・協働のイメージ】



II 平成 27 年度をふりかえって（数値目標達成状況と主な成果）

第二次行動プランでは、進捗管理の仕組みをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組んでいます。

1 数値目標の達成状況について

第二次行動プランでは、以下の表のとおり、プラン全体の数値目標として1項目、4つの施策分野のうち、個別の「人権課題のための施策」を除く3施策分野について、7つの数値目標を設定しています。

目 標 項 目	平成 26 年度 下：実績値	平成 27 年度 上：目標値 下：実績値	目標 達成 状況
◎プラン全体の数値目標			
人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合（％） ※1	31.4%	33.0% 32.1%	0.97
①人権が尊重されるまちづくりの推進			
地域における「人権が尊重されるまちづくり」推進研修の受講者数（人） ※2	1,095人	1,040人 1,193人	1.00
「人権の擁護」を活動分野として選択しているNPO数（団体） ※3	280団体	380団体 285団体	0.75
②人権意識の高揚			
人権イベント・講座等の参加者数（人） ※4	40,749人	41,000人 41,212人	1.00
県人権センターへの来館者数（人） ※5	29,398人	33,500人 30,200人	0.90
人権意識を高めるために市町教育委員会が連携・協働している多様な主体の数（団体） ※6	140団体	160団体 146団体	0.91
人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合（％） ※7	65.5%	70.0% 73.3%	1.00
③人権擁護と救済			
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会の受講者数（人） ※8	1,191人	1,200人 1,214人	1.00

【数値目標の説明】

- ※1 e-モニター（注）及び啓発イベントによるアンケートにおいて、人権が尊重されている社会になっていると、「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した人の割合
- ※2 講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数
- ※3 みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数
- ※4 人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の年間総参加者数
- ※5 三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計
- ※6 「人権尊重の地域づくり」等において、市町教育委員会が連携・協働して取り組んでいる多様な主体の数
- ※7 子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムや全ての教育活動を有機的につなぐカリキュラム等、総合的な人権教育の全体計画を作成している小中学校及び県立学校の割合
- ※8 「人権に関わる相談員スキルアップ講座」の年間受講者数

(注)e-モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層等、属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

数値目標の達成状況は、プラン全体の数値目標については、わずかに目標値には達しませんでした。昨年度と比較して0.7ポイント増加しました。また、各施策分野の目標項目7項目のうち、4項目で目標を達成し、2項目が90%以上、1項目が70%以上の達成状況となっています。

2 施策分野別の主な成果

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

人権が尊重される社会の実現に向けて、県では、第二次行動プランに基づき施策の進捗管理を行いました。県の各部局やさまざまな主体による取組状況を年次報告にまとめ、三重県人権施策審議会に提出し、いただいた意見を施策推進の参考としました。

また、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の人権施策の取組方向等を明確にしていくため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定に取り組むとともに、その推進計画として、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。

県内では、さまざまな主体による人権が尊重されるまちづくりの取組が行われています。県では、こうした取組を実践している団体や住民組織、企業等を対象に訪問調査を行い、人権が尊重されるまちづくりの先駆的な取組の把握を行いました（当該調査で得られた取組の概要を、次章の施策別の報告の中で、「民間の取組事例」として、また、「人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム」として本冊中に収録しています）。

人権が尊重されるまちづくりを普及、推進していくために、県では、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用し、地域が自主的に開催する研修会等に講師等を派遣する支援を行いました。また、地域で人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる団体等に対して、地域のニーズに応じて、アドバイザー等の派遣を行い、助言等の支援を行いました。これらの制度を活用した研修会が、県内各地域に広がりつつあります。

ユニバーサルデザインのまちづくりの一環として、さまざまな主体との連携により、ユニバーサルデザインをテーマとする学校出前授業や「三重おもいやり駐車場利用証制度」普及啓発キャンペーン等に取り組みました。また、「おもいやり駐車場」設置に係る事業者等への協力依頼を行うとともに、妊産婦や子育て中の方への配慮や支援を強化するため、妊産婦等の「おもいやり駐車場利用証」の有効期間を拡大しました。

《人権意識の高揚のための施策》

人権啓発については、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題として考え、行動に移していけることを目標として、より効率的、効果的な啓発手法によって、これまでの課題はもとより、新たな課題にも対応した啓発活動を行っていく必要があります。

三重県人権センターでは、県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種広報媒体を活用した感性に訴える啓発を実施するとともに、常設展示室の運営及び企画パネル展の実施、人権フォトコンテスト、人権ポスターや人権メッセージの募集等、県民参加型の啓発、スポーツ組織（伊賀フットボールクラブくノ一）との連携による啓発試合の開催等、さまざまな啓発活動を展開しました。

「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」には、国や市町、人権擁護委員等と連携して、県内各所での街頭啓発に取り組みました。また、「連携と協力に関する包括協定」締結企業等の協力を得て、ショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々等に広く呼びかけを行いました。

さらに、各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や連続講座、トップセミナー等を開催しました。

こうした取組に加えて、市町、国、人権擁護委員連合会地域協議会とで構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」において、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発等の啓発事業を展開するとともに、個々の市町においても、地域の実情に応じた独自の啓発事業が実施されています。

人権教育については、「三重県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じた取組を実施しました。

三重県教育委員会では、県内全ての学校において、人権教育カリキュラムが作成されることをめざして、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。

さらに、子どもの課題解決を図るため、学校・家庭・地域が一体となった活動を創出する地域連携の仕組みとして、中学校区人権教育推進協議会を基盤とした「子ども支援ネットワーク」のモデルを県内8中学校区に構築しました。

《人権擁護と救済のための施策》

相談内容の多様化・複雑化に伴い、個々の相談窓口だけでは対応が困難な事例も生じていることから、ネットワークを社会福祉関係団体やNPO等の民間の相談機関にも広げながら、連携を強化していく必要があります。相談員が幅広い人権問題に関する知識を有し、相互の窓口に的確に引き継いでいくことが重要となります。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても、人権擁護委員等による「人権相談」を実施しているほか、隣保館では、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。

また、NPO・団体等では、当事者の立場を生かした相談者に寄り添った相談（ピアサポート）や、専門的な内容が相談できる相談窓口等を開設しています。

三重県人権センターでは、人権相談窓口を設置し、人権に関わるあらゆる相談に対して、相談員による電話・面接相談、弁護士による法律相談を実施しています。

また、相談内容に応じて専門的な窓口へ速やかに的確に引き継げるよう、公立相談機関とのネットワークづくりに取り組み、定期的に情報共有等を図りました。

さらに、民間の相談機関等の相談員が、多様化・複雑化する相談内容に的確に対応できるよう、「人権に関わる相談員スキルアップ講座」を開催し、資質向上を支援しました。

児童虐待防止については、市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。

《人権課題のための施策》

① 同和問題

不動産取引の際、同和地区かどうかの問い合わせ等を行う「土地差別調査」が問題となっています。県では、県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」を平成25年4月に策定し、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体を実施する研修会等でも周知を図りました。

この問題の解決に向けては、事業者だけではなく、県民一人ひとりが同和問題に対する正しい理解を深め、土地差別調査を求めないことが必要です。そのため、三重県人権センターでは、土地差別に関する啓発リーフレットを活用した参加型学習会及び講演会を開催し、啓発に取り組みました。

市町が設置している隣保館では、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業、人権啓発及び広報活動、地域交流事業等の隣保事業に取り組みました。

県では、市町が実施するこれら隣保事業に対して財政的な支援を行うとともに、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を開催しました。

② 子ども

子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」について、さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り、支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、条例の広報啓発を行うとともに、市町や市町教育委員会の人権担当者等を対象とした講演会や中学生を対象とした人権学習での講演活動を実施しました。

子どもや子育て家庭を応援する企業や団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」を開催するとともに、「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」に取り組みました。

児童虐待の防止については、児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール及びニーズアセスメントツールの定着を図りました。

子どもたちの困りごとや悩みごとを相談できるよう、小・中・高等学校へのスクールカウンセラーの配置を充実させるとともに、福祉的な視点からの課題解決への対応を図るスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校への支援を行いました。

いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシを配布しました。また、子どもたちの安全確保のための協力チラシを子ども虐待防止啓発月間において配布し、啓発を行いました。

また、平成27年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」を実施しました。

体罰については、学校における児童生徒へのアンケートの実施等により実態把握を行うとともに、教員に対し体罰禁止を徹底し、未然防止に取り組みました。

③ 女性

三重県男女共同参画審議会において、平成28年2月に知事に対し、県の施策の実施状況を評価した「男女共同参画の推進に関する提言」を行いました。

三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）を中心に、男女共同参画の社会づくりに関する学習機会の提供や啓発を行い、広く男女共同参画意識の普及を図りました。

また、地域経済団体等と連携し、女性が活躍できる環境整備を進めることを目的とする「女性の活躍推進三重県会議」の1周年記念大会を開催するとともに、女性が活躍できる職場づくりに取り組む企業等への専門アドバイザー派遣事業や経営者層及び管理職向けのセミナーを開催し、女性活躍推進の機運を醸成しました。

「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発を実施しました。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成 27 年 6 月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。

④ 障がい者

「障害者週間（12 月 3 日～9 日）」を中心に、小・中・高校生の体験作文やポスターの募集等、啓発活動を行いました。

また、障がい者の地域社会への参画を促進するため、芸術文化活動に取り組む障がい者が作品等を発表する「三重県障がい者芸術文化祭」を開催するとともに、手話通訳者の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室等を実施しました。また、平成 33 年に三重県で開催予定の全国障がい者スポーツ大会に向けて、競技団体の結成支援を行い、新たに 2 チームが結成され、全ての競技団体が設立されました。

障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、事業所に対して啓発や支援制度についての助言を行うとともに、就職に結びつく実践的な知識・技能が身につくよう、企業等において障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を実施しました。さらに、ステップアップカフェ「C o t t i 菜」を活用し、障がい者の就労体験、商品販売の支援、県民や企業と障がい者との交流の促進に取り組みました。

点字図書や字幕映像ライブラリーの製作・貸出、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の社会参加・自立支援を進めるとともに、三重県議会において、三重県手話言語に関する条例検討会が設置され、条例制定に向けた検討が進められました。

⑤ 高齢者

元気な高齢者が生活支援の担い手となるように、地域シニアリーダー養成研修を実施するとともに、老人クラブへの活動費の助成、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣等に取り組みました。

介護サービス基盤の整備を図るため、特別養護老人ホームの整備を進めるとともに、重度の要介護者や認知症の方が、住み慣れた地域できめ細かなサービスを受けられるよう、地域に応じた介護サービス提供体制の整備を支援しました。

また、地域包括ケアの取組が進むよう、地域包括支援センター職員等を対象とした研修等を実施するとともに、地域ケア会議にアドバイザーを派遣し、地域包括支援センターの機能強化を支援しました。

認知症の早期発見・早期対応に向け、認知症疾患医療センターの運営を支援するとともに、認知症サポート医の養成や、認知症コールセンターの設置、認知症サポーターの養成等を通じて、認知症の支援・相談体制の充実を図りました。

⑥ 外国人

外国人住民の地域社会への参加・参画を進めるため、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページで提供するとともに、マイナンバー制度を紹介する情報を配信しました。また、多文化共生啓発イベントにおいて外国人住民等がグローバルな視点で意見交換を行うワークショップを開催しました。

外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、多言語での窓口及び電話相談に応じたほか、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、外国人相談窓口担当者向け研修を開催しました。

さらに、医療通訳人材の育成や、大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修や避難所訓練を実施しました。

⑦ 患者等

三重県医療安全支援センターの相談窓口において医療に関する相談に対応するとともに、平成27年10月の医療事故調査制度の施行もふまえた県の医療安全対策を協議するため、医療安全推進協議会を開催しました。

感染症に対する正しい知識の普及・啓発については、「世界エイズデーキャンペーンイベント」やハンセン病の理解啓発に関するパネルの制作・展示等を開催し、県民に正しい知識の普及啓発を行うとともに、感染者等に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

また、三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援や地域活動の促進、就労支援を行いました。

さらに、がん患者等に対する生活支援については、がん患者の就労相談を実施するとともに、職場での就労支援の必要性について、理解を深めるため、がん経験者の体験を伝えるセミナーを開催しました。

⑧ 犯罪被害者等

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、同センターの犯罪被害者や遺族、家族等の総合相談窓口には専門スタッフを設置するなど、犯罪被害者の多様なニーズに応えたきめ細やかな支援を推進するとともに、「犯罪被害者支援キャラバン隊」、「犯罪被害者支援を考える集い」による広報啓発や、中学生、高校生、大学生等を対象に、犯罪被害者遺族による「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、広く県民に対し、社会全体で犯罪被害者を支援する機運の醸成に努めました。

⑨ インターネットによる人権侵害

インターネット上の差別的な書き込み等に対応するモニタリング活動を実施し、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。

また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組みました。

児童生徒のネットモラルを育成するため、教職員を対象に講座を実施し、現状や課題、先進的な取組内容・成果の研修を深めました。

また、保護者による「ネット啓発チーム」が県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。さらに、スマートフォン等の問題を高校生が自ら考え主体的に課題の解決を図る意見交流会「高校生スマホサミット」を開催しました。

⑩ さまざまな人権課題

県地域機関で職場や企業の人権についての講演を実施し、さまざまな人権課題についての啓発に取り組みました。

自殺対策を総合的に推進するため、三重県自殺対策情報センターを中心に、こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。

また、北朝鮮当局による拉致問題については、同問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、県施設等へのポスターの掲示等により啓発に取り組むとともに、性的マイノリティの人びとの人権問題については、三重県人権センターの相談員等スキルアップ講座や、地域防災総合事務所での啓発セミナーで取り上げるなど、性的マイノリティの人びとに対する理解を深める取組を進めました。

3 課題と今後の取組について

平成 27 年度の数値目標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」は増加しました。

しかし、一方で津地方法務局管内の人権擁護機関で新たに受け付けた人権侵犯事件数や人権相談受案件数は 600 件を超えており、偏見による差別や人権侵害が依然として発生しています。

また、子ども、高齢者、女性をめぐる人権問題や、インターネット上での人権侵害等、対応の強化が求められている課題とともに、性的マイノリティの人びとの人権問題等、新たな課題が顕在化していることから、これまで以上に人権施策の充実に取り組んでいく必要があります。

このような状況のもと、今後の人権施策の取組方向等を明確にしていくため、平成 27 年 12 月に「三重県人権施策基本方針」の第二次改定を行うとともに、その推進計画として「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を平成 28 年 3 月に策定しました。今後は、同プランに基づいた人権施策を推進していきます。

<人権が尊重されるまちづくりための施策>

- 平成 28 年 3 月に策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりを推進します。
- 地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われる「人権が尊重さ

れるまちづくり」が県内全域で推進されていくよう、「人権のまちづくりのすすめ（改訂版）」を活用した基礎的な研修や日常生活に密着した人権問題、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」の人権課題、「災害と人権」「貧困等に係る人権問題」等の新しい課題についての学習機会等を提供します。

<人権意識の高揚のための施策>

- 県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざした人権啓発の推進については、単なる知識の習得に留まることなく、県民一人ひとりが人権問題を自らの問題としてとらえ、行動していけることをめざして、さまざまな主体と連携を図り、より多くの県民に多様な機会を提供できるよう、効率的、効果的な手法を工夫していきます。
- 人権教育の推進にあたっては、学校だけでなく、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを取り巻く差別やいじめ等、人権に関わる問題の解決や未然防止を図るなど、さまざまな取組を総合的かつ効果的に実施します。

<人権擁護と救済のための施策>

- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、人権に関わる相談員等を対象としたスキルアップ講座を開催し、相談員の資質向上を図ります。また、相談員交流会を開催し、相談員相互のネットワークの充実に努めます。
- 児童や高齢者等への虐待、いじめ、体罰の問題等、重大な人権侵害への対応や未然防止については、所管部局が対応方針等を定め、速やかに取組を進めるとともに、関係部局が連携・協力し取組を強化していきます。

<人権課題のための施策>

- 個別の人権課題に関する取組について、所管部局が中心となって取組を推進していくとともに、庁内の人権施策推進会議等において、関係部局が横断的に取組を進められるよう調整を行います。
- 個別の人権課題の推進にあたっては、国や市町等の関係機関と連携していくとともに、さまざまな主体とも連携、協力して対応していきます。

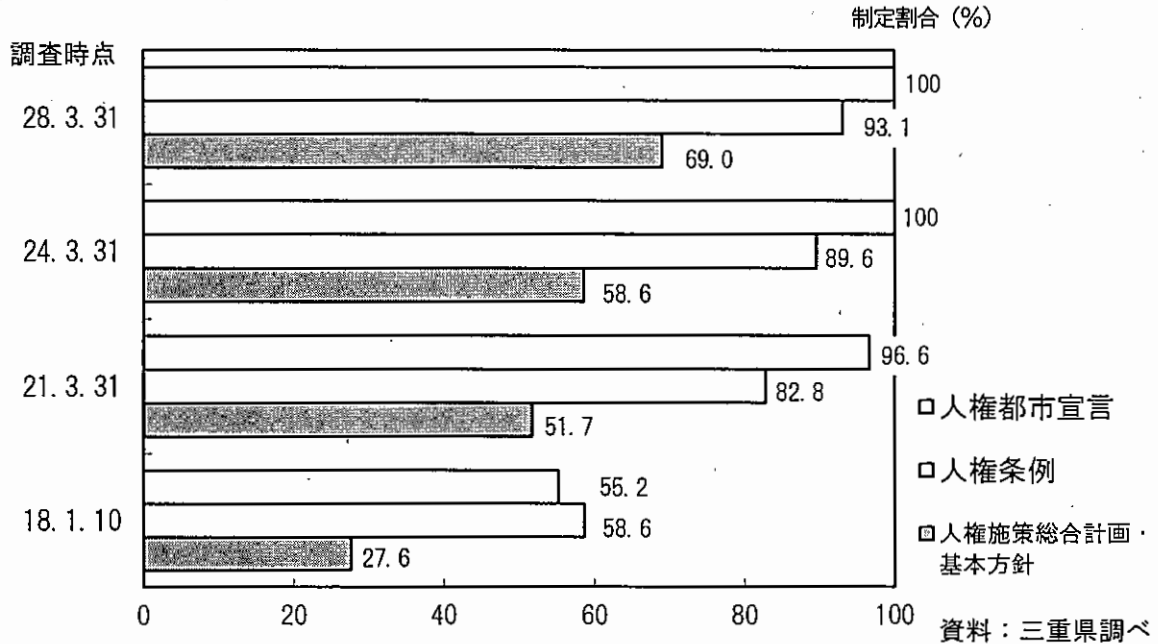
個別の人権課題についての、具体的な課題や今後の取組方向については、次章で16の人権施策別に記載しています。

（施策分野1）人権が尊重されるまちづくりのための施策

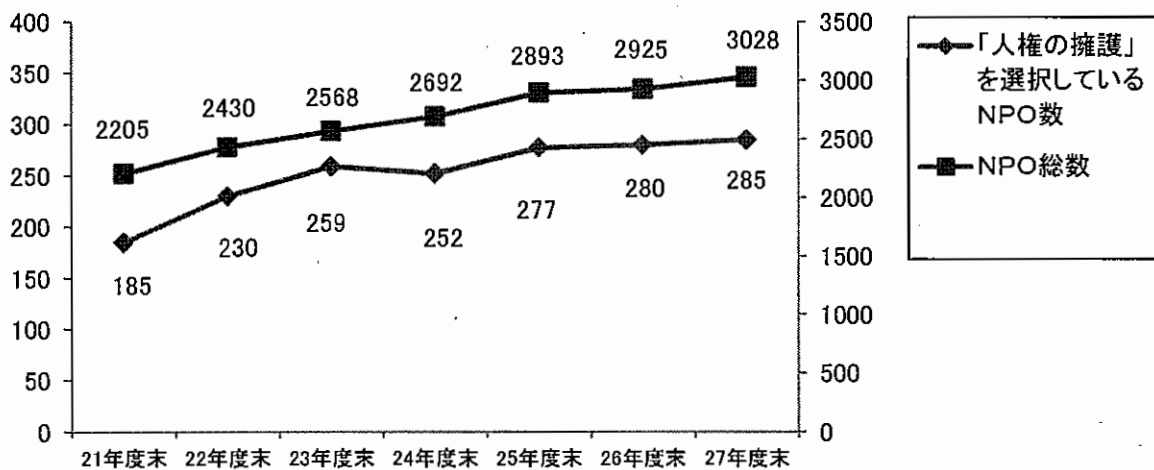
人権が尊重されるまちづくり

■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】「人権の擁護」を活動分野として選択しているNPO数（三重県）



データに関するコメント

【関連データ1】平成28年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は27市町で93.1%となっています。

【関連データ2】みえ県民交流センター市民活動団体のデータベースに登録している団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数は、平成27年度末で285団体となっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成25年4月施行）
- 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成27年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 国連において1994(平成6)年に採択された「人権教育のための国連10年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造する重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 企業等の社会的責任（CSR）に基づいた取組について、平成22年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。このISO26000は、JIS（日本工業規格）化され、平成24年3月21日にJIS Z 26000（社会的責任に関する手引き）として制定されました。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）住民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 住民等が人権の問題について学ぶ「人権のまちづくり研修会」を県内34か所で支援し、リーダー養成と住民啓発を進めました。研修会では必要に応じて、人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を活用しました。今後も「人権のまちづくり研修会」が県内全域で開催されるよう支援していきます。〔トライ人権のまちづくりネットワーク事業／環境生活部人権課〕
- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じて、県内の3地域で延べ23回、アドバイザー及び講師の派遣を行いました。今後は、この事業で支援を受けた活動の記録レポートを活用して、各地域での取組の参考となるよう、広報に努める必要があります。〔地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進支援事業／環境生活部人権課〕

（2）県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいる、さまざまな主体の実践例を把握するため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から14団体を選び、活動状況を調査しました。調査した内容を他の団体等の取組の参考にしてもらえよう、取組の概要を年次報告に掲載し、紹介しています。

今後は、人権が尊重されるまちづくりを具体例から理解し、実践されるよう、これらの調査結果をまとめて、啓発資料等に活用していく必要があります。〔人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課〕

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を2回開催し、三重おもいやり駐車場利用証制度の運用等について協議しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。今後も、職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解して業務を行えるよう、さらなる学習機会の提供等に取り組む必要があります。〔ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ② 障がい者や妊産婦、けが人等で歩行が困難な方の外出を支援するため、平成24年10月1日から「三重おもいやり駐車場利用証制度」を開始しました。店頭やイベント等での普及啓発キャンペーンを延べ31回実施するとともに、駐車場設置に係る事業者等への協力依頼を実施するなど、制度の普及啓発に取り組みました。また、妊産婦や子育て中の方への配慮や支援を強化するため、妊産婦等の利用証の有効期間を拡大しました。こうした取組により、平成28年3月末時点の利用証の交付者数は36,586人、「おもいやり駐車場」の登録届出数は2,028施設、4,076区画となりました。しかし、依然として「おもいやり駐車場」で利用証を掲示していない車が多く見られることから、引き続き利用証を持たない方に対する啓発を進める必要があります。〔三重おもいやり駐車場利用制度展開事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ③ 次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザイン学校出前授業を57校で実施しました。今後も、広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、ユニバーサルデザインアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。〔ユニバーサルデザインのネットワークづくり推進事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ④ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備基準について、建設事務所及び特定行政庁との情報共有を図るとともに、ホームページ等を通じて事業者、設計者等へ周知を図りました。また、同条例に基づき、商業施設や公共施設について設計段階で事前協議を行い、完成した施設に対して適合証を交付しました。整備基準に適合する施設を増やすため、各建設事務所、各市町の窓口での指導に加え、ユニバーサルデザインに対する事業者、設計者の理解、賛同を得ることが必要です。〔ユニバーサルデザインのまちづくり整備推進事業／健康福祉部地域福祉課〕
- ⑤ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成27年度は既設エレベーターの更新を1校で行いましたが、エレベーター及び多機能トイレの新規整備はありませんでした。今後も、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、未整備校における設置場所及び必要性を

勘案し、整備を推進していきます。〔学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校経
理・施設課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例
を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）高校生と商品の企画、製造、販売に協働して取り組み、製品に地域の特産物を活用している企業があります。高校生たちの自己実現を支援することで、青年層の都市流出の防止につなげています。そのことが地域の活性化にもつながっています。

（事例2）「何をすれば顧客に喜んでもらえるか」という発想で宅配サービスを続けてきたことで、顧客のニーズに合わせた宅配以外のサービスも導入した企業があります。そのことが高齢者や障がい者をはじめとする、全ての人が安心して生活できる地域づくりにつながっています。

（事例3）高齢者が多い客層に合うサービスを考え、「高齢者にやさしい商店街」づくりを進めている商店街があります。

（事例4）障がいを持つ利用者たちが自信を持っていきいきと毎日を過ごせる職場づくりに努めている企業があります。

○〔住民組織〕

（事例1）地域の住民が集い、話す場を作っている組織があります。地域の施設を活用し、イベント等を地域の青年とともに開催しています。

（事例2）住民組織と民生委員の連携による見守り名簿の作成や、住民参加協力による避難路整備等の独自の避難対策を行うとともに、女性中心の避難所運営訓練を実施するなど積極的に活動を行っている団体があります。

（事例3）地域に外国人に対する偏見や差別意識があることを、地域全体の課題として捉え、住民同士をつなげる取組を進めている地域の協議会があります。

（事例4）認知症の人や、その家族を応援することを目的とした認知症サポーターの活動を通し、地域でのつながりを深め、住民同士が支え合いながら安心して生活できる地域づくりをめざしている組織があります。

○〔NPO・団体等〕

（事例1）まちづくりの推進を図る活動や人権の擁護を図る活動等、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っているNPO法人があります。

（事例2）地域における人権活動の活性化を図りたい、人権活動の次世代育成を促進したい、親しみを感じてもらえるように啓発の工夫をしたいなど、それぞれの地域が持つまちづくりの課題に対して、アドバイザーを招いて対応策を相談した上、

それぞれの地域のニーズに応じた研修会を開いた団体があります。

(事例3) ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が市町と連携しながら、学校への出前講座や講演会を開催するなど、地域の団体や市町によるユニバーサルデザインの取組を行っています。

(事例4) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会と第49回三重県人権・同和教育研究大会三泗大会実行委員会により開催された「三重県人権・同和教育研究大会」の地元報告において、三泗地域における人権教育・啓発の取組が、人権のまちづくりにつながっているという報告がありました。

(事例5) 地域に根差した啓発や交流活動を通じて、稀少難病に対する偏見・差別のない社会をつくる活動をしている団体があります。

(事例6) 町や社会福祉協議会、身体障害者福祉会の広報紙等を音訳し、CDに録音して視覚障がい者に届けている団体があります。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- いなべ市では、市民主体の団体と連携し、映画の上映、人権フェスティバルの開催や地域住民や団体等との交流活動を行っています。
- 津市では地域住民や児童、生徒等による自主的な人権啓発として、啓発イベントを5地域で支援し、人権課題への理解を深め合い、地域住民や児童生徒の人権意識や認識の高揚につなげることができました。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない、多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

- 人権が尊重される社会を実現するため、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」をふまえて策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、住民組織・NPO等の団体、国、市町等と連携・協働して、人権施策を推進します。
- 人権が尊重されるまちづくりの促進を図るため、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体等さまざまな主体の活動状況を把握するとともに、さまざまな形で連携し、効果的で幅広い各種啓発事業等に取り組んでいきます。
- 地域におけるさまざまな活動が人権尊重の視点に立って行われる「人権が尊重されるまちづくり」の取組が県内全域に広がるよう、住民、企業、NPO等の団体が開催する研修会等に講師派遣等の支援を行います。研修会では、人権のまちづくりの基礎的な学習はもちろん、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ(改訂版)」を活用した基礎的な研修や日常生活に密着した人権問題、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」の人権課題、「災害と人権」「貧困等に係る人権問題」等の新しい課題についての学習機会等を提供し、県内の全域に人権のまちづくりを促進します。
- 「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発活動やユニバーサルデザイン研修等の取組を通じ企業等との連携をさらに深め、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくりや、地域における自

主的、自律的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を支援します。

また、「障害者差別解消法」の制定等、ユニバーサルデザインを取り巻く社会の変化をふまえて策定された「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2015－2018）」に沿って取組を進めます。

コラム・みんなの取組 ①

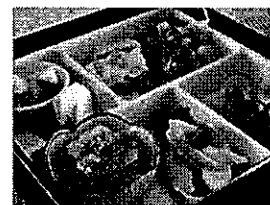
団体・企業名	特定非営利活動法人 あわてんぼう
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 402 子ども 人権施策 403 女性 人権施策 405 高齢者 人権施策 406 外国人
まとめ	地域の生産者や消費者などのステークホルダーと Win-Win の関係で協力体制を築き、また、課題を「みんなの問題」として共に考え、解決していくことが取組を持続可能なものとしていくためには大切です。

1. 「特定非営利活動法人 あわてんぼう」について

伊賀市大山田東保育園跡を拠点に、お弁当給食と配食、レストラン、地元イベントへの参画、情報発信等の事業を行っています。女性ならではの視点で地域の将来を展望し、食を通じて、「人を元気に、地域を元気に」する活動を進めています。

2. 「女性の参画」から、NPO法人化へ

市町村合併の際、伊賀市では住民自治協議会(以下、自治協)が各地に作られました。阿波地区自治協の5部会には各2人の女性が所属していましたが、運営が男性中心であり、女性の出番は少ない状況でした。しかし、地域には、少子高齢化、行事への人集め、獣害、スーパーマーケットの閉店等の課題がありました。それらの課題に対し、女性たちは自治協の行事に参画し、改善していきたいことを発信しました。徐々に女性たちの意見は採用されました。2008(平成20)年には自治協に女性委員会が発足。女性委員会では、防災訓練での炊き出し等を行っていききました。しかし、そのような活動では、予算面での制約があったことから、NPO法人化をめざします。法人化にあたっては、県ビジネスプラン優秀賞の獲得や、民間の助成金で資金を確保しました。また、商標登録等も自分たちで行いました。地元の廃園保育園跡地を借りて改修し、2013(平成25)年9月にレストラン「あわてんぼう」をオープンし、獣害対策としてのジビエ料理や地域の伝承料理、地域で採れた野菜を使った料理等を提供しています。他にも、留学生の訪問を受け入れたり、隣保館交流事業でも食を提供したりしています。



3. 持続可能な事業とするために

地元の農家4軒と「フレンドファーム」契約を行い、規格外等の新鮮な野菜を譲り受け、お礼として弁当券を配付し、食材の経費節減と活動アピールを行っています。また、弁当は対話による手渡しを基本とし、一人暮らしの高齢者の安否確認にもなっています。

「あわてんぼう」の中核メンバーは職業経験や特技、価値観がそれぞれ異なっています。それぞれの得意なことや個性を生かし、地域をよりよくしていくという夢を共有しています。ミーティングでは、課題の共有と改善方法を常に話し合っています。また、事業継続のための学習会や販路拡大、事業拡大(そばうち)等を行い、常に長期的な展望を持った活動を行っています。



コラム・みんなの取組 ②

団体・企業名	津本自主防災会
関連する県の人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり
まとめ	災害の教訓を生かし、おとなや子どもたちとともに自主防災会等で活動することが、地域住民の暮らしと命を守るまちづくりにつながります。

1. 12号台風の被害の教訓をふまえて

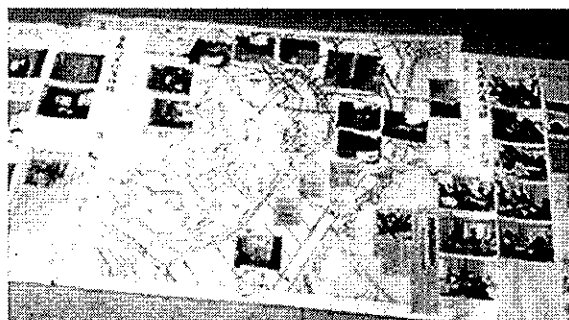
紀宝町大里地区は、2011(平成 23)年9月の台風 12 号の未曾有の豪雨により死者 1 人を出し、地区内の約 7 割にあたる 75 世帯が床上浸水という甚大な被害を受けました。

このことを受け、自主防災組織をつくり、自分たちのことは自分たちで守るために、また、災害に強い安心・安全なまちづくりをめざして、2012(平成 24)年に津本自主防災会を発足しました。

その後、紀宝町に要望して住民の避難場所となる津本防災センターを建設。センターの建設にあたっては、地元住民の「安全な避難場所が必要」との意見を受け、高台に建設しました。津本自主防災会では、防災意識の高揚のための避難訓練、他地域との交流などの活動に取り組んでいます。

避難訓練の後には、住民一人ひとりが避難経路や避難方法を確認して地図に記入。避難ルートや危険箇所などの情報もまとめて、地域独自の避難計画を策定することにしています。

また、人権が尊重されるまちづくりについての研修にも、自主防災会をあげて取り組んでいます。



2. 地域全体で防災活動を

津本自主防災会、小学校、中学校等が合同で、避難所運営訓練等を行っています。

避難所運営訓練では、避難所 HUG (注) を使い、避難所の適切な配置や、さまざまな出来事に対応するかを模擬体験しながら考えあいました。また、12号台風の際、避難所で一番困ったトイレについて、猫のトイレ用砂を使った非常用トイレの活用を地区全体の啓発運動として実施しています。

他にも、ティッシュや免許証など避難先で役立つものを詰め込む防災ずきんを作ったりしています。会長の産屋敷さんは防災ずきんを着用し、参加者に「この防災ずきんはいろんなものが入られ、現場ではさっと開いてさまざまな場面で活用できます」と話したそうです。「今後も、多くの地域住民とともに、多彩な訓練を進めたい」と言います。

津本自主防災会では、普段、地域を歩いているときに、「今度、防災訓練あるから」と参加を呼びかけています。普段からのコミュニケーションや顔の見える関係づくりが大切だと考えています。

注) 避難所 HUG

静岡県が開発した避難所運営を皆で考えるゲーム。避難者の年齢や性別、国籍やそれぞれが抱える事情が書かれたカードを、避難所の体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するもの。

コラム・みんなの取組 ③

団体・企業名	桑名市寺町通り商店街振興組合
関連する県の人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 402 子ども 人権施策 404 障がい者 人権施策 405 高齢者
まとめ	桑名市寺町通り商店街振興組合では、「高齢者にやさしい商店街」にむけて、「ふれあいカード」の作成、AEDの設置、カートの配置などを行っています。「高齢者にやさしい」をめざした取組は、「誰もがくらしやすいまちづくり」へとつながります。

1. 高齢者にやさしい商店街

桑名は、江戸時代に伊勢の国の玄関口としてにぎわった城下町です。桑名市寺町通り商店街はその旧市街地に立地しています。1957(昭和32)年に設置されたアーケード通り200mに数十軒の店が並び、10か所以上の寺院の門前町として発展してきました。毎月3と8の日には、三八市が開催されており、桑名市とその近郊から約40軒が出店し、住民のにぎわいとふれあいの場となっています。しかし、近隣に大型店舗が出店したことで、利用者が減少し、また、各店主の高齢化や後継者不足により空き店舗が増加しています。2003(平成15)年に商店街の有志が集まり、商店街の利用者について分析を行いました。その結果、60歳以上の高齢者や、自転車や徒歩を利用して通ってくる利用者が多いことがわかりました。この実態をふまえ、寺町商店街は、高齢者にやさしい商店街をめざすことになりました。

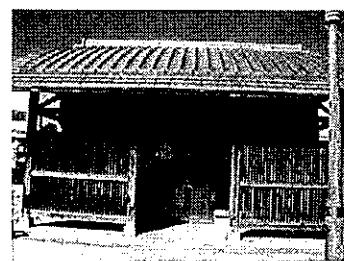
2. 安心・安全な商店街へ

桑名市寺町通り商店街は、「高齢者にやさしい商店街」として、年配客に無料カートの貸出、60歳以上のお客さんに「ふれあいカード」の作成、AEDや防犯カメラの設置等を行っています。

60歳以上を対象にふれあいカードを開始しました。会員になるとすべての加盟店で割引や景品のサービスが受けられます。カードには、名前だけでなく、血液型やかかりつけの病院が記載でき、緊急時にも対応できるようになっています。3,400人が会員登録しています。商店街の中を高齢者の人たちがゆっくりと買い物ができるように、無料のショッピングカートを設置しています。また、安全のためにAEDや防犯カメラも設置されています。商店街にAEDを使用できる人は3人おり、緊急時に対応できるようにしています。防犯カメラで異常が感じられた際には、警察と連携できる体制をとっています。

商店街の入り口のトイレも誰でもが使いやすいトイレに改修しました。他にも、縁台の設置や、若い世代や子どもたちの世代にも来てもらえるイベントや、高齢者の趣味の発表の場等を設け、人が元気になる商店街づくりをめざしています。

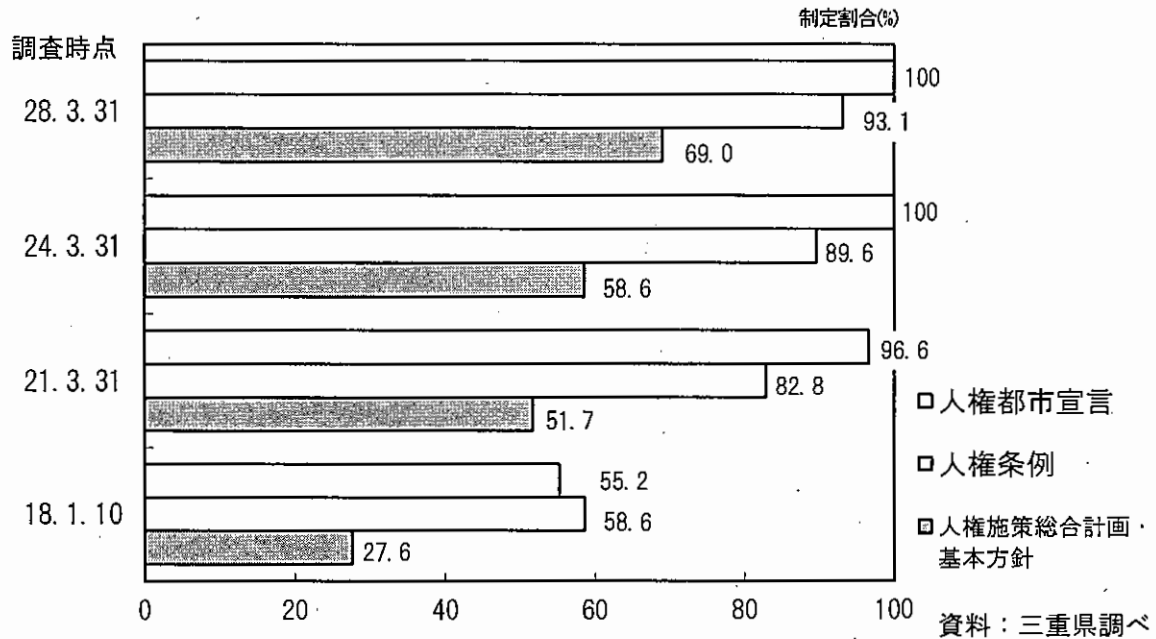
商店街の若手メンバーを中心とする「てらまちつく委員会」では、毎月第三日曜日に開催する「十楽市」の企画や商店街の将来を検討しています。今後は、子育て層や若者との世代間交流を進めていきたいと考えています。また、「顔が見える」販売を通して、お客さんとのやり取りを大切に、伝統を継承しながら、魅力ある商店街として発展していきたいと考えています。



人権尊重の視点に立った行政の推進

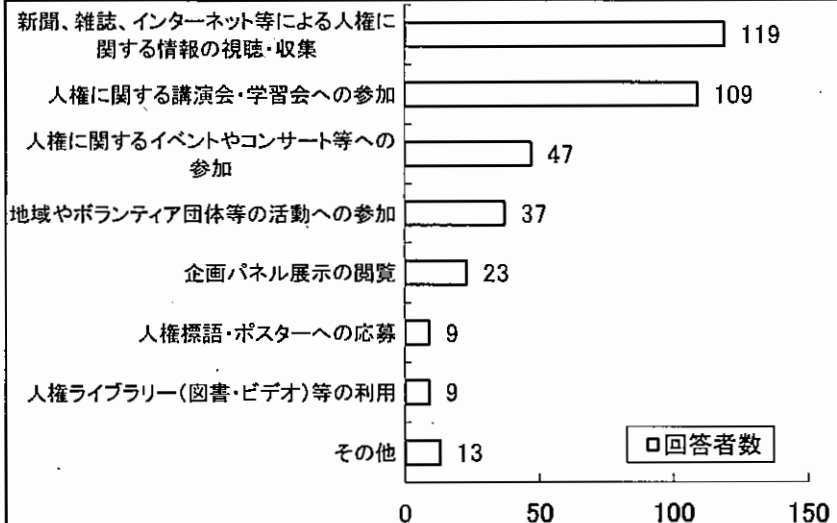
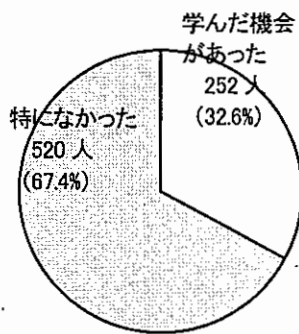
■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権に関する学習の機会（三重県）

資料：「人権に関するe-モニターアンケート」(平成27年度)



データに関するコメント

【関連データ1】平成28年4月1日現在で、県内の全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されているのは27市町で、93.1%となっています。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権学習の機会について、最近1年間で人権に関して学んだり、知識を得たりした方は252人(32.6%)で、その機会については、「新聞、雑誌、インターネット等による人権に関する情報の視聴・収集」が119人と一番多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の第二次改定（平成27年12月）
- 「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成28年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 法務省では、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 法務局・地方法務局では、「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換や国への要望活動を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等に係る削除依頼等の取組を行っています。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 県と市町との連携強化を図るとともに、市町がより主体的に人権課題に取り組むことができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員等を対象に人権をテーマとしたトップセミナーを地域防災総合事務所・地域活性化局単位等で開催しました。〔市町等トップセミナー等の開催／地域連携部地域連携総務課、環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ② 市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、研修会の実施や、情報共有を図りました。
今後も、市町と連携を図りながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ③ 県の行政職員においては、職階に応じた人権研修や人権啓発推進員を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職員を対象にした人権研修を実施しました。
今後も、職員の人権意識を一層高めるとともに、人権課題を自分自身のこととして認識し、その解決に積極的に取り組めるようにするため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。〔人権等研修事業／総務部職員〕

研修センター、各部、各地域防災総合事務所・地域活性化局)

- ④ 人権が尊重される社会の実現に向けて、人権をめぐる社会状況の変化等をふまえ、今後の人権施策の取組方向等を明確にしていくため、「三重県人権施策基本方針」の第二次改定に取り組むとともに、その推進計画として、「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。〔三重県人権施策基本方針（第二次改定）等／環境生活部人権課〕

(2) 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

- ① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の関係部局が出席し、子どもとインターネット、女性の人権課題をテーマに情報共有を行いました。今後も、情報共有に努めるとともに、連携を図っていく必要があります。〔県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部署〕
- ② 各種研修会・会議の開催時や企業、住民組織・NPO等の団体訪問の際に、「人権が尊重される三重をつくる条例」や「人権施策基本方針（第一次改定）」等の趣旨・概要を説明し、周知を図りました。今後も、基本方針や第三次行動プランの周知・広報を行い、さまざまな主体と連携して人権施策を推進していく必要があります。〔関連取組（人権施策基本方針等の県民への周知）／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 鈴鹿市では、平成28年2月に「人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。（対象者3,000人）
- 津市では、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ適切な避難支援等の実施を支援すること等を目的とする「津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例」を制定し、平成27年7月に施行しました。
- 大台町では、地域社会の一員として、社会責任を担っている「事業所等」を、「大台町人権サポーター事業所」として登録し、人権尊重の取組を進めていただく制度を平成26年度に創設し、これまでに4事業所が登録しています。

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

- 国や他の都道府県の動向等の情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会等の活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会等を通じ、市町との連携の強化を図っていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、また、職員が人権意識を一層高めるとともに、人権課題を自分自身のこととして認識し、その解決に積極的に取り組めるようにするため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修の実施に取り組みます。
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行

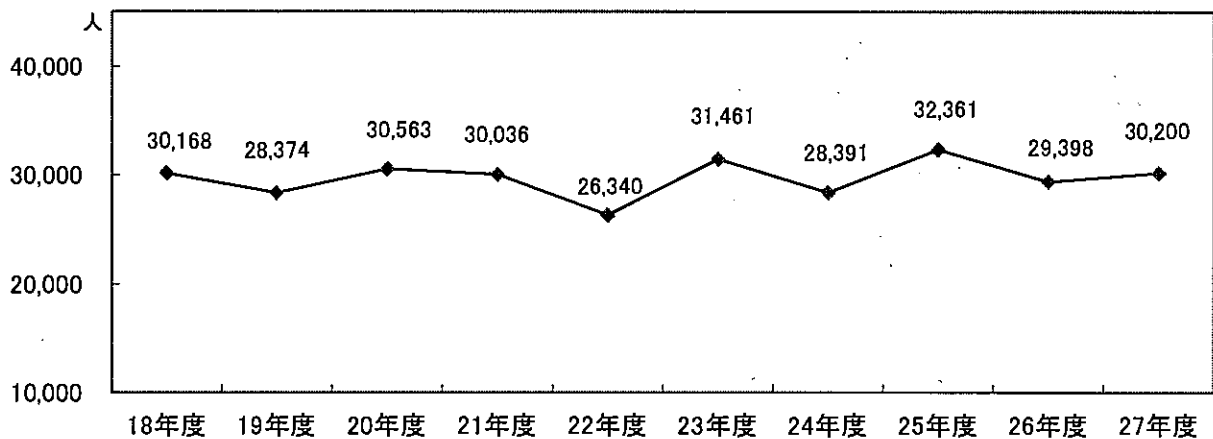
い、公的機関の機能が相乗的に発揮されるよう、連携の強化を図っていきます。

- 人権が尊重される社会を実現するため、「三重県人権施策基本方針（第二次改定）」をふまえ策定した「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、さまざまな主体と連携・協働して、人権施策を推進します。
- 「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組の成果や課題等を年次報告として取りまとめ、事業の進捗状況を把握するとともに、その結果を公表するなどして、次年度以降の人権施策の推進に生かしていきます。

人権啓発の推進

■ データからみた状況

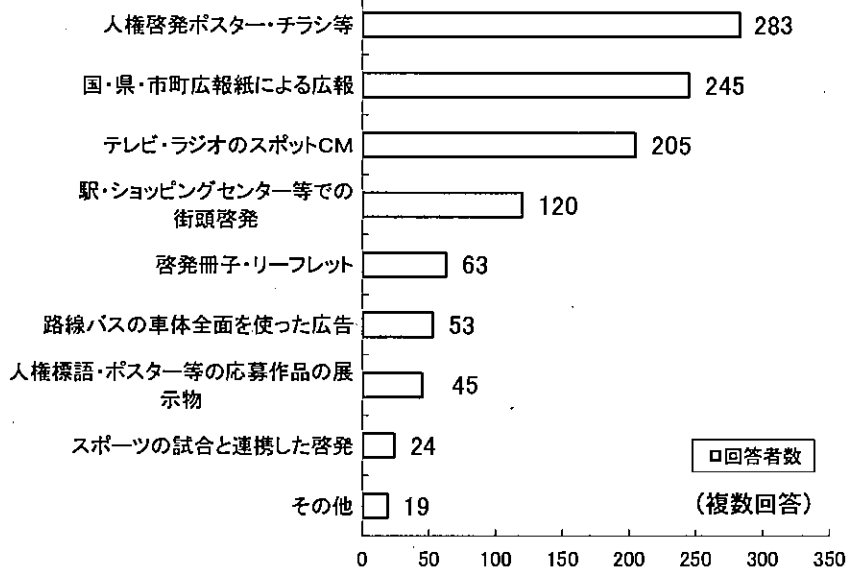
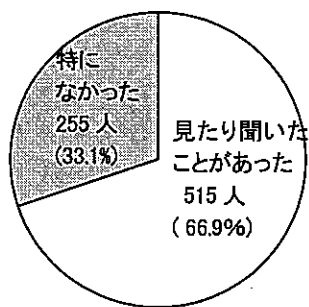
【関連データ1】三重県人権センター来館者数



資料：三重県人権センター調べ

【関連データ2】人権に関する啓発の機会（三重県）

資料：「人権に関するe-モニターアンケート」（平成27年度）



データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設され、平成28年に20年を迎えます。常設展示室、多目的ホール、図書室等の活用や、企画パネル展の開催等を通じて人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近1年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたりしたことがあった方は、515人(66.9%)で、特になかった方は、255人(33.1%)でした。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成23年4月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）
- 「三重県人権施策基本方針」の第二次改定（平成27年12月）
- 「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成28年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定めています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の一週間を「人権週間」と定め、広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける啓発活動を展開しています。
- 法務省人権擁護局では、法務省の人権擁護機関等の活動の一層の周知のため、公式Twitterアカウントを取得し、法務省人権擁護局が所管している施策や取組、イベント等に関する情報、特に法務省の人権擁護機関が中心となって実施する人権啓発活動に係る情報を平成27年12月から提供しています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全ての法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 人権啓発活動地域ネットワーク協議会のホームページでは、各都道府県の啓発活動の予定や報告等を紹介しています。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 三重県人権センターでは、差別が解消され、人権が保障される社会の実現を図るため、「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を中心に県広報紙、テレビ・ラジオ等の各種媒体や、三重県人権センターの施設等を活用し、さまざまな機会でも、啓発事業を実施しました。

・県民人権講座

人権施策基本方針の人権課題の一つである性的マイノリティについて正しい理解と認識を広めるため、「性別って2つだけ？～知らないじゃ済まされないLGBT～」をテーマに県民人権講座を開催しました。

・電波による啓発事業

人権啓発は身近に感じ取れることが必要であり、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、人権メッセージを募集し、2,171点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。

・企画パネル展事業

特別企画展「3月3日の風」（水平社宣言から学ぶ）を開催（夏期）。企画パネル展「現在を学ぼう、未来と出会おう」（差別をなくす強調月間）の開催をはじめ、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。

・人権フォトコンテスト事業

「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県庁舎において展示しました。（応募数 295点）

・移動人権啓発事業

幅広い人権啓発を実施するため、「連携と協力による包括協定」締結企業等の協力を得て、休日のショッピングセンター等に啓発ブースを設け、普段、人権啓発と関わりの少ない方々へ広く呼びかけを行いました（11市町で19回開催）。

・人権啓発車内広告事業

近鉄電車及び三重交通バスの車内広告を活用して、県民に少しでも多くの啓発に接していただくため、差別をなくす強調月間中における主な人権啓発イベントの周知を図りました。

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

・街頭啓発事業

市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンター等において街頭啓発を実施しました。（差別をなくす強調月間）

・スポーツ組織と連携した啓発

日本女子サッカーリーグ加盟の「伊賀フットボールクラブくノ一」と連携し、人権啓発試合の開催やサッカー教室等での啓発を実施しました。

各地域防災総合事務所・地域活性化局においても、市町や人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や、人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しました。

各市町での啓発事業の実施状況をふまえて、事業内容を工夫していく必要があります。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

機 関 名	事 業 概 要
桑名地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域人権まちづくりトップセミナー H27. 11. 18 参加者 60 人 「同和対策審議会答申と今後の同和行政」 谷川雅彦（一般社団法人部落解放・人権研究所所長） ・人権啓発映画上映会 映画「サミーとシェリー 七つの海の大冒険」上映 H27. 8. 9 参加者 216 人
四日市地域防 災総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域ミニ人権大学講座（桑名・鈴鹿地域防災総合事務所共催） H27. 8. 20～11. 10（全5回） 参加者 延べ460人 「性的少数者の人権 ～「男女」「LGBT」だけじゃないセクシ ュアリティから見えること」 伊藤真貴（「男女」共生教育研究会代表） ほか4講座 ・人権講演会（朝日町と共催） H28. 2. 6 参加者 204人
鈴鹿地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・北勢地域行政職員人権フィールドワーク（桑名・四日市地域防災 総合事務所共催） H27. 10. 29 参加者 37人 フィールドワークと塩谷幸子講師による講話 ・じんけんフェスタ in ずずか（鈴鹿市との共催） H27. 12. 5～6 参加者約500人 「出会いこそ生きる力 ～戦場から女優へ～」 サヘル・ローズ（女優）
津地域防災総 合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・津地域防災総合事務所管内「ミニ人権大学講座」 H27. 9. 11～11. 29（全7回） 参加者 686人 「貧困・社会的排除の実態と生活困窮者自立支援制度の課題」 福原宏幸（大阪市立大学大学院教授） ほか6講座 ・津地域人権まちづくりトップセミナー H27. 8. 10 参加者 37人 「『同対審答申50周年を迎えて』成果と課題、今後の在り方を考える」 友永健三（一般財団法人部落解放・人権研究所名誉理事）
松阪地域防災 総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪地域人権啓発事業 H28. 1. 17、3. 19 参加者 140人 「新ちゃんのお笑い人権高座」 露の新治 ・松阪地域防災総合事務所管内人権トップセミナー H27. 11. 24 参加者 88人 テーマ「LGBTの人権」 「ありのままのわたしを生きるために」 土肥いつき（京都府立高校教諭、セクシャルマイノリティ教職 員ネットワーク副代表）

<p>南勢志摩地域 活性化局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南勢志摩地域人権啓発講座（人権問題懇話会） H27. 7. 30 参加者 55 人 「同和对策審議会答申 50 年と今後のとりくみ」 村井茂（一般財団法人大阪府人権協会代表理事） ・南勢志摩地域人権啓発講座（地域人権セミナー） H27. 9. 3～11. 5（全4回） 参加者 311 人 「障がいのある人の人権と私たちの暮らし」 杉田宏（ピアサポートみえ） ほか3講座 ・人権出前講座 H28. 2. 16 参加者 40 人 「日常業務と人権」 稲垣満佐代（公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員）
<p>伊賀地域防災 総合事務所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座（各関係団体・機関共催） H27. 7. 1～H28. 3. 6 期間中 15 講座 参加者 1,643 人 「自分らしく生きる ～女性の人権～」 本江優子（公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長） ほか 14 講座 ・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H28. 2. 10 参加者 93 人 「かけはし～ハンセン病回復者との出会いから～」 小川秀幸（三重テレビ放送株式会社 報道制作局長） ・伊賀地域インターネット差別事象分析調査研究事業 H27. 4. 27～H28. 3. 25 参加者 延べ 140 人
<p>紀北地域活性 化局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（紀南地域活性化局と共催） H27. 10. 15～12. 8（うち紀北管内開催4回） 参加者延べ 232 人 「子どもの人権」 百瀬覚由（更生保護法人立正園施設長） ほか3講座 ・人権トップセミナー H28. 2. 3 参加者 50 人 「少子高齢化社会における高齢者の人権について」 大谷徹（公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長） ・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
<p>紀南地域活性 化局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州地域ミニ人権大学講座（紀北地域活性化局と共催） H27. 10. 15～12. 8（うち紀南管内開催4回） 参加者延べ 214 人 「犯罪被害者の人権」 青木聰子（犯罪被害者自助グループ「緒あしす」代表） ほか3講座 ・紀南地区人権トップセミナー H28. 2. 18 参加者 30 人

	<p>『『同対審』答申に学ぶ人権行政の課題』 奥田均(近畿大学人権問題研究所教授)</p> <p>・紀南地域出前人権講座 H28. 2. 16 参加者 60 人 「障がい者の人権について」 大谷徹(公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長)</p> <p>・人権ポスターの募集、啓発ツールの作成 人権ポスターを募集し、ポスターを活用してカレンダーを作成、配布</p>
--	--

② 県民の人権意識の高揚を図るため、県広報紙「県政だより みえ」で連載「シリーズ人権」のコーナーを設け、継続して啓発に取り組みました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、平成 27 年 11 月号では、性的マイノリティの人たちの人権について紹介するとともに、人権に関するイベントの案内等を行いました。

今後ともさまざまな人権課題について紹介するなど、読者に共感いただけるような工夫が必要です。〔県政だより事業／戦略企画部広聴広報課〕

(2) 多様な主体との協働による啓発活動の推進

① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」(参加者 58 人／32 社・団体)と「人権啓発懇話会総会講演」(参加者 59 人／39 社・団体)を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況(事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○〔企業〕

(事例 1) 県との「連携と協力による包括協定」に基づいて、三重県人権センターの移動人権啓発事業に協力している企業があります。

その企業は、商業店舗内の来店者が集まりやすい場所を啓発コーナーとして提供しています。商業店舗での啓発活動により普段、人権啓発に接する機会の少ない方々にも、人権について考えてもらうことを広く呼びかけることができました。

○〔NPO・団体等〕

(事例 1) より多くの人に音訳やその活動を認識してもらえよう、町の広報紙に活動を掲載したり、小学校のクラブ活動で出前授業を行ったりしている団体があります。

(2) 市町 of 取組事例 (取組事例の紹介)

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和問題学習講座 H27. 9. 3～H27.10. 6 計5講座 参加者 延べ165人 「楽しく学ぶ高齢者の福祉と人権」 西村健二 (社会福祉士) ほか4講座 ・人権講演会 H27.11.19 参加者 126人 人権朗読劇「天狗さんの話」、講話「河原者の独り言」 露のききょう (女優・落語家) ・人権フェスタ in くわな 人権講演会 H27.11.28 参加者1,340人 「介護、桑名、しゃべらなあかん」 綾戸智恵 (ジャズシンガー) ・人権啓発物品作成・配布 (随時) ・人権の花運動 城東小学校
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> ・いなべ市民人権フェスティバル H27.12.6 参加者 延べ1,020人 講演会「外国人として日本で生きる」 アグネスチャン (タレント) ・映画会 H27.7.11～10.10 計4回 参加者1,070人 「世界の果ての通学路」ほか3作品 ・人権啓発物品作成・配布 (人権フェスティバル会場等)
木曾岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27.12.13 参加者78人 「命を考える」 多田そうべい (ギター・ボーカル)
東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育推進事業 H27.12.5 参加者402人 映画会 人権啓発映画「くちびるに歌を」上映 人権標語コンクール表彰式 応募数688人 ・人権講座 H27.9.12 参加者43人 「女性の人権『わたしらしく生きる』を考える」 本江優子 (公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局次長) ・人権啓発物品作成・配布

四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんフェスタ 2015 H27. 12. 6 参加者 4, 603 人 ・人権週間記念講演会 「今、私たちにできること～自分を見つめて、世界を見つめる」 紺野美沙子（俳優） ・映画「あなたをずっとあいしてる」上映 ・人権啓発リーダー養成事業 よっかいち人権大学あすてつぷ8回講座、ステップアップ講座4回講座 参加者 延べ1, 598 人 ・学習機会提供事業 デートDV予防教育 H27. 5. 23～H28. 2. 27 （12回実施） 参加者 延べ2, 348 人 映画「マダム・イン・ニューヨーク」上映 H27. 6. 27 参加者 396 人 自己尊重講座「あなたの思いは言葉にできていますか」 参加者 48 人 DV防止講演会「弁護士への相談から考えるDV」 参加者 32 人 ・人権教育・啓発推進プログラム事業 ・人権の花運動 羽津北小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H27. 12. 4） ・町文化祭（H27. 11. 1） 「人権ひろば」を設置し、「人権擁護委員取組状況のパネル紹介」、人権ぬりえ等を開催
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会（四日市地域防災総合事務所と共催） H28. 2. 6 参加者 204 人
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H27. 12. 4） ・参加型人権学習会 H27. 11. 18～11. 26 計5講座 参加者 95 人 「みんなで一緒に考えよう～今、私たちにできること～」 町内5地区の公民館（町内10地区のうち、5地区ずつ隔年実施） 三輪真裕美（公益財団法人反差別・人権研究所みえ研究員）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権と平和を考える市民のつどい H28. 2. 11 参加者 500 人 ～出会い・繋がり・絆～和太鼓ユニット 絆 ・人権フェスタ in すずか H27. 12. 5 参加者 367 人 「出会いこそ 生きる力 ～戦場から女優へ～」 サヘル・ローズ（女優） H27. 12. 6 参加者 352 人 人権ふれあい劇場「一休さん」 ・啓発手帳の作成・配布（H27. 11. 30～）

<p>亀山市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学生 夏休み課題として「人権ポスター」の取組 ・「ヒューマンフェスタ in 亀山」 H27.12.5 参加者 約400人 「人権落語」 切磋亭琢磨 (落語家) 人権展示ブース、人権作文発表 (中学生・高校生) ・人権啓発物品作成・配布等 (H27.12.5、12.7) ・人権の花運動 羽津北小学校
<p>津市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27.11.8～H28.2.13 計4講座 参加者 延べ1,539人 「世界には“生きるために命をかける子どもたちがいる”」 久郷ボンナレット (ノンフィクションライター) ほか4講座 ・市民人権講座 (津地域) H27.11.10～H28.1.29 計12講座 参加者 延べ232人 「高齢者の人権」 木下美佐子 (UDまちづくりの会代表) ほか11講座 ・市民人権講座 (安芸地域) H27.12.3～H28.2.27 計8講座 参加者 延べ230人 「災害と人権」 瀧石麻衣子 (フレンテみえ) ほか7講座 ・市民人権講座 (久居・一志地域) H27.8.18～11.17 計7講座 参加者 延べ216人 「同和問題」 原田朋記 (公益財団法人反差別・人権研究所みえ調査・研究員) ほか6講座 ・人権啓発物品作成・配布 (H27.12)
<p>松阪市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間 (H27.6.1～6.30) 街頭啓発、人権パネル展 講演会 H27.6.21 参加者350人 「心をつなぐ集い～ダニエルのすごくあたりまえの男女共同参画論～」 ダニエル・カール (タレント・山形弁研究家) ・人権文化フェスティバル松阪 H27.12.5 参加者250人 人権啓発映画会 「くちづけ」 人権図画ポスター表彰 ・人権関係職員等養成講座 H27.8.20～9.25 計10講座 参加者 延べ253人 ・人権の花運動 朝見小学校
<p>多気町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報誌「きらきら」発行

明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉と人権のまちづくり講演会 H27. 11. 28 参加者 300 人 「人を許す時が自分を高める時」 菊地幸夫（弁護士） ・街頭啓発活動（斎王まつり ほか）
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・映画上映 H27. 12. 12 参加者 262 人 「父と暮らせば」
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い H27. 7. 30 参加者 400 人 「人権力を養う～想像力を広げる視点～」 辛淑玉（人材育成技術研究所所長） ・人権講演会 H27. 12. 12 参加者 360 人 「マスコミと人権」大谷昭宏（ジャーナリスト） ・ISE HUMANRIGHTS MOVIE JAM 《つ・な・が・る》 H28. 2. 14 参加者 210 人 人権をテーマとする自主制作映像作品を募集し、上映会を実施 ・人権啓発講座 「こんな時 こどもはステキに育つ ～はぐくもう「自尊感情」～」 園田雅春（大阪成蹊大学教育学部教授） ほか3講座 参加者 延べ152人 ・人権啓発ポスター・標語募集・優秀作品の展示（市内4箇所で開催） ・人権週間における企業訪問、街頭啓発等で啓発物品配布
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27. 11. 28 参加者 48 人 「生きている」幸せを感じて 道志真弓（ナレーター・元アナウンサー） ・街頭啓発活動（鳥羽駅 ほか）
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い H27. 8. 19 参加者 100 人 広島被爆ピアノコンサート 矢川光則・大島久美子・大下由紀江 ・人権講座 第1回：H27. 7. 8 参加者 35 人 「自分が望む最期の尊厳～看取りと延命を考える～」 田畑好基（日本尊厳死協会東海支部理事） 第2回：H27. 7. 15 参加者 32 人 「部落問題の解決は教育に始まり教育に終わる」 増井光自（公益社団法人三重県人権教育研究協議会） 第3回：H27. 7. 22 参加者 27 人 「性別って2つだけ？～多様性の存在を知る重要性～」

	<p>山口颯一（LGBT活動家） 第4回：H27.7.29 参加者 38人 「13人に1人のセクシャルマイノリティ～言葉の配慮～」 山口颯一（LGBT活動家）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権パネル展開催（阿児アリーナ ほか） ・街頭啓発活動
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・アルケミスト トーク&コンサート H27.12.12 参加者 360人 ・街頭啓発活動
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27.11.6 参加者 180人 「自分の歩幅で小さな一歩一歩を」～情報化社会に生きる～ 家田荘子（作家・僧侶） ・人権の花運動 度会小学校
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発推進事業講演会 H27.8.22 参加者 268人 「菊地流☆魅力的人生のススメ」～人と人との絆と人権～ 菊地幸夫（弁護士）
大紀町	<ul style="list-style-type: none"> ・大紀ふれあいまつり H27.10.11 エコバッグ配布
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ひゅーまんフェスタ 2015 H27.9.5 参加者 350人 「核廃絶は実現できる」 秋葉忠利（ヒロシマ・ピース・オフィス代表） ・差別をなくすいがまちの集い H27.11.27 参加者 350人 「ずっと笑顔でいたいから～豊かですてきな自分をめざして～」 今村 力（滋賀県小学校教員） ・阿山地区人権フェスティバル 2015 H27.11.28 参加者 160人 「地上に平和を 人に笑顔を」～笑いは世界の共通語～ 笑福亭鶴笑（NPO法人国境なき芸能団代表） ・おおやまだ人権フェスティバル 2015 H27.11.29 参加者 149人 「人権文化を考える～福を運んだ人形まわし～」 辻本一英（芝原生活文化研究所代表） ・2015 人権のつどい H27.12.5 参加者 341人 「～知ろうとするより、感じてほしい～」 RAMO（自閉症の息子と父の音楽ユニット）

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民の集い H27.12.6 参加者 758人 「性別って…2つだけ?~知らないではすまされないLGBT~」 山口颯一 (ELLY support company 代表) ・地区人権啓発草の根運動推進会議講演会 計20地区 参加者 延べ2,917人 ・人権啓発講演会等 計9回 参加者 延べ1,068人 ・部落解放・人権大学講座 全6回 参加者 57人 ・人権学習講座等 計8講座 参加者 延べ1,110人 ・人権啓発地区別懇談会 計102地区 参加者 延べ4,838人 ・人権啓発作品集作成
名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H27.9.17 参加者 41人 「差別をなくす社会システムを創るために」 北口末広(近畿大学人権問題研究所主任教授・部落解放同盟中央執行副委員長) ・人権啓発資料作成 冊子「人権尊重を暮らしのなかに(2015年版)」 「オリンピック・パラリンピックと人権」 ・男女共同参画推進フォーラム2015 H28.2.6 参加者 200人 「生きづらい?ほな聴きにおいで!まゆみ先生のしあわせ講座」 谷口真由美(大阪国際大学准教授) ・相談事業啓発マグネットステッカー配布 ・人権の花運動 比奈知小学校
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27.11.14 参加者 294人 「夢と絆」について 蓮池薫(新潟産業大学准教授)
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発活動(きほく燈籠祭会場内) H27.7.25 ・啓発物品の配布等(町内スーパー等) H27.7.25、H27.12.8
熊野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 H27.10.29 参加者 88人 創作落語「天国からの手紙」とエンディングノート~自分らしく生きるために~ 生島清身(行政書士)

御浜町	・人権講演会 H28. 2. 23 参加者 35人 「少子高齢化における高齢者の人権について」 大谷徹（公益財団法人反差別・人権研究所みえ事務局長）
紀宝町	・人権の花運動 相野谷中学校

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

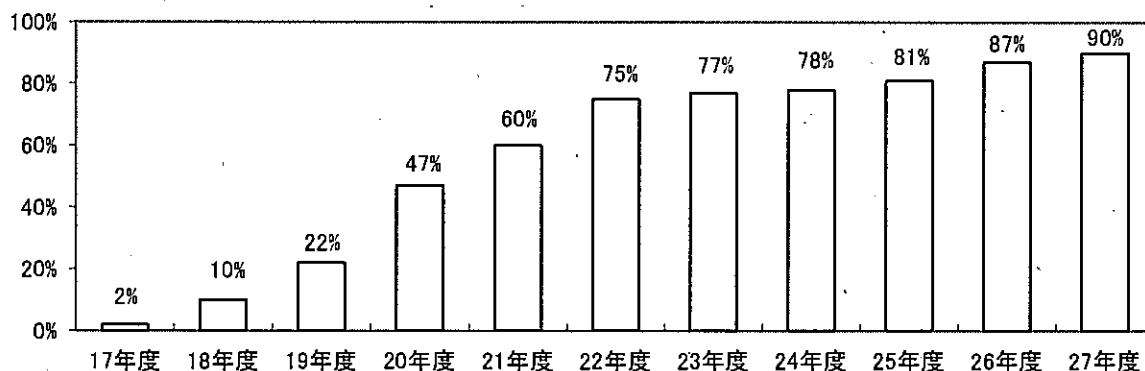
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権課題にかかる県民一人ひとりの意識の高揚をめざした啓発を、さまざまな主体と連携を図り、より一層推進していきます。
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の目的を実現するため、人権課題や年齢層、関心の度合いに応じた多様な手段と機会を通じて、人権に関する知識や情報を提供し、理解や共感を得るための人権啓発を推進します。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいて、常設展示や図書室等の機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権ポスターや人権メッセージの募集等の啓発活動を推進していきます。また、市町や地域防災総合事務所・地域活性化局と連携し、県内各地域の特性を生かした人権啓発活動を推進します。
- テレビ・ラジオ等のメディアの活用や電車・バス内における車内広告の活用等多様な手法で啓発を行います。また、スポーツ組織と連携した人権啓発イベント等の親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。さらに、今まで人権啓発に接することのなかった県民に人権啓発を届ける目的で商業施設や地域のイベントでの移動人権啓発等を実施します。

（施策分野2）人権意識の高揚のための施策

人権教育の推進

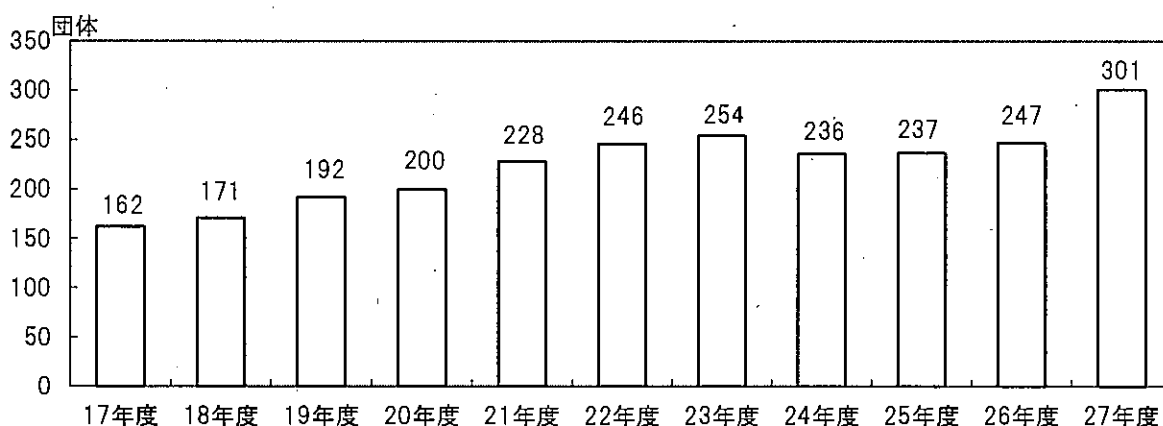
■ データからみた状況

【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことをめざして、各中学校区及び県立学校に設置された協議会
資料：三重県教育委員会調べ

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



資料：三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動等の人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題に取り組む児童生徒たちが、中学校や高等学校を中心に多くの学校のサークルの中で活動しました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更（平成23年4月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）
- 「三重県教育ビジョン～子どもたちの希望と未来のために～」の策定（平成28年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、その第一段階として、2005（平成17）年から2009（平成21）年まで、初等・中等学校における人権教育に、また、2010（平成22）年から2014（平成26）年までを第二段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官等の人権教育にそれぞれ取り組んできました。2015（平成27）年から2019（平成31）年までの第三段階では、これまでの二つの段階における取組を強化しつつ、メディア従事者及びジャーナリストに対する人権教育を促進するとしています。
- 国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しています。しかし、依然としてさまざまな人権問題が生じています。
- 国はこうした現状をふまえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等のあり方について、平成16年から平成20年にかけて、3次にわたる取りまとめを公表しました。
その取りまとめに基づき、文部科学省は平成21年と平成25年の2回にわたって全国の教育委員会・学校に対して取組状況調査を実施し、その結果を公表しました。また、人権教育に関する特色ある実践事例を、ウェブサイトにて紹介しています。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権教育カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 県内全ての学校において人権教育カリキュラムが作成されることをめざし、各学校の管理職や人権教育担当者に対して、人権教育カリキュラムの目的や意義について発信しました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」、いじめの問題を解決するための指導資料「ともに つくる あした」の活用促進を図るために教職員対象の研修講座を実施しました。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

(2) 人材の養成と活用

- ① 県立学校及び小中学校の管理職を対象とした研修会と人権教育推進委員会等代表者を対象とした研修会をそれぞれ実施し、各学校における人材育成や学校組織づくりについて認識を深めるとともに、「人権感覚あふれる学校づくり」と「人権尊重の地域づくり」の具体的な実践例から学ぶ機会をもちました。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 自主的学習の促進

- ① 県内6地区において、県立学校で取り組まれている人権学習について実践研究校を含む8校が取組の成果を発表し、それを受けて、生徒及び教員が意見交流を行う「人権まなびの発表会」を開催しました。

今後も各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例の提供等の支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

- ① 指導主事が、各市町教育委員会や学校を訪問し、人権教育カリキュラムの検討、授業内容の改善・充実への助言等に取り組みました。

今後も、市町教育委員会との連携をさらに深め、各地域の実態に応じた支援を行っていく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 児童生徒の主体的・実践的な人権学習の充実や教育的に不利な環境のもとにある児童生徒の学力を向上させることで、全ての児童生徒の学力・進路を保障する取組の充実をめざし、大学の研究者等と連携して実践研究に取り組みました。

今後は、人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、大学等の研究者と連携した実践的研究等を行い、それらの取組や成果を広く県内に公開、発信する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

- ① 県内29市町に対し人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 市町人権教育主管課長会議（1回）と市町人権教育担当者会議（2回）を開催し、市町教育委員会と人権教育の総合的な推進について、情報共有を行いました。

これからも、県全体の人権教育の方向性を示し、県内の人権教育の課題や市町のニーズに合わせた会議内容を設定していく必要があります。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 子どもの課題解決を図るため、学校・家庭・地域が一体となった活動を創出する地域連携の仕組みとして、中学校区人権教育推進協議会を基盤とした「子ども支援ネットワーク」(注)のモデルを県内8中学校区に構築しました。

今後は、県内全ての中学校区に構築された「子ども支援ネットワーク」の活動の充実を図るため、さらに市町教育委員会と連携していく必要があります。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」（参加者 58 人／32 社・団体）と「三重県人権啓発懇話会講演会」（参加者 59 人／39 社・団体）を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底等の人権啓発に努めました。

今後も、事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(7) 人権に関わりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るための研修を実施していくことが必要です。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉等、人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。〔人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務課〕

(8) 人権課題に応じた人権教育の推進

- ① 人権学習教材及び人権学習指導資料の活用促進や実践事例集等の作成をとおし、学校における「個別的な人権問題に対する取組」の推進を図りました。

今後は、人権学習指導資料等を有効活用しながら、子どもや地域の実態に応じた特色ある実践が行われるよう支援をしていく必要があります。〔学校教育研修事業・実践研究事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）人権啓発推進委員会を設置し、階層別研修計画の策定、管理職研修の企画等に取り組んでいる企業があります。

（事例2）顧客が安心してサービスを利用できるよう、セクシャル・ハラスメントに関する研修等に取り組む、社員の意識を高めている企業があります。

○〔NPO・団体等〕

(事例1) 公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・推進に取り組む、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。同協議会等が主催する「三重県人権・同和教育研究大会」には県内各地より2日間で延べ6,200人を超える参加がありました。

(事例2) 高齢者に対しての偏見をなくしていくため、学校からの依頼に応じ、小学校5・6年生を対象にキッズサポーター養成講座を開催している団体があります。

○〔住民組織〕

(事例1) ケータイ・スマートフォンに関わる人権問題について、ネットいじめ防止プログラムやスマートフォンの講座に取り組んでいる団体があります。

(事例2) 性の発達と自立、子どもの発達障がい、命の授業をとおして、子ども、大人の自尊感情を育てている団体があります。

(事例3) 「それぞれの孤独～悩み疲れた人の死を防ぐために」をテーマに自殺防止のための講演会を開いた団体があります。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

○ 桑名市では、学校・家庭・地域との連携や幼小中高による校種間連携を通して、子どもたちの自尊感情や学習意欲を向上させるために、さまざまな主体が参画したネットワークづくりに取り組みました。

○ 松阪市では、各中学校区人権教育推進協議会・学校運営協議会と県教育委員会の事業の活用によって、学校・家庭・地域が連携して自尊感情や学習意欲を高めるなどの課題解決を図りました。

○ 玉城町では、県教育委員会の事業を活用し、中学校区における人権課題の解決に向けた9年間の人権教育カリキュラムの作成と実践に取り組みました。

○ 南伊勢町では、これまで学校と地域の連携した取組に対して、県教育委員会の事業等を活用し、教育的に不利な環境のもとにある子どもの自尊感情や学習意欲の向上を図るため、地域連携の仕組みである子ども支援ネットワークの構築に取り組みました。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

○ 学校教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組めます。

○ 教職員が日々の教育実践に生かせるよう、人権学習教材や人権学習指導資料の活用促進や開発、人権教育カリキュラムの研究、実践事例の提示等を進め、より実践的な研修を実施していきます。

○ 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、いじめ等、子どもたちを取り巻く課題の解決やその未然防止を図るための仕組みづくりやその要となる人材の育成を図ります。

○ 社会状況の変化により、対応を強化すべき人権問題や新たな人権課題が生じており、

取組方策の整理が必要であることから、三重県人権教育基本方針を改定し、学校等におけるより効果的な人権教育に取り組んでいきます。

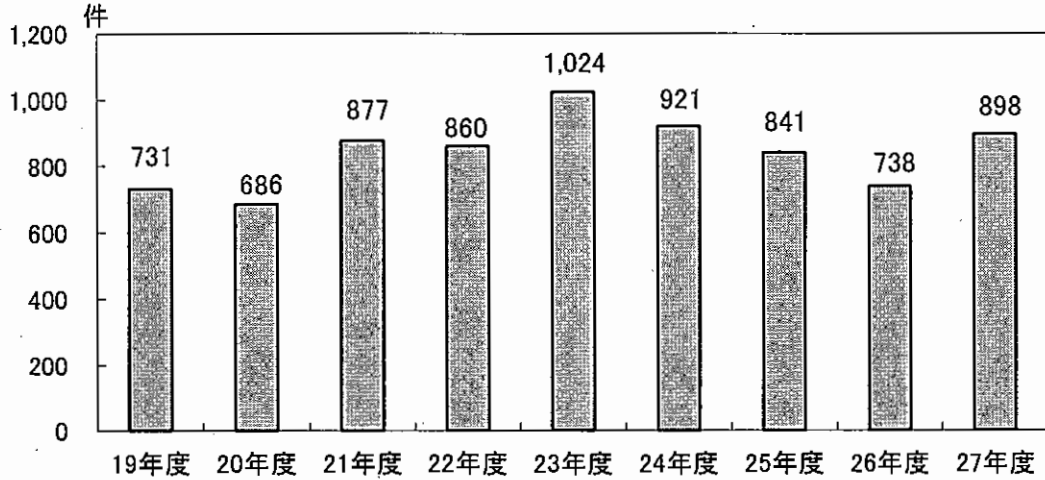
注) 子ども支援ネットワーク

いじめ等によって、安心して学び、生活することを阻害され、学習意欲を奪われている教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの学びを保障するため、子どもが生活の基盤を置く中学校区をベースとして、子どもと保護者、地域住民等の多様な主体が一緒に取り組む組織。

相談体制の充実

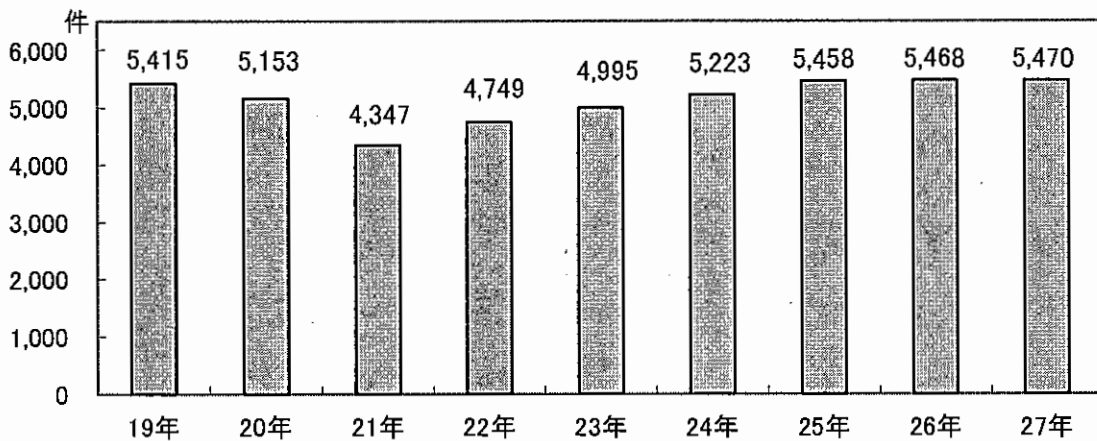
■ データからみた状況

【関連データ1】 三重県人権センター相談受案件数



資料：三重県人権センター調べ

【関連データ2】 法務省人権相談受案件数（津地方法務局総数）



資料：「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

データに関するコメント

【関連データ1】 三重県人権センターでは、複雑・多様化するさまざまな人権問題の相談に応じています。平成27年度には898件の相談があり、平成26年度から160件増加しています。近年、心の問題に関する相談の占める割合が高くなっています。

【関連データ2】 平成27年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受案件数は、5,470件（職員取扱2,173件、人権擁護委員取扱3,297件）でした。

各種の専門相談機関が設置され、課題に応じた相談体制が整う中で人権相談件数が平成21年まで減少し、社会的な不安の高まりなどから平成22年より増加傾向に転じていましたが、ここ3年間は横ばい状態となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和24年6月施行）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成13年5月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 法務省では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の各市町村（東京都においては区）に約14,000人〔三重県：255人（平成28年1月現在）〕の人権擁護委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅等で住民からの人権相談を受けたりするなど、積極的な活動を行っています。
また、いじめ、体罰、不登校等の子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を主体的、重点的に取り扱う「子どもの人権専門委員」制度が設けられています。
これらに加え、いわゆるヘイトスピーチに対処するため、平成27年1月よりヘイトスピーチに関する相談を強化しました。
また、英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を特定の法務局において曜日を指定して開設し、相談に応じています。
- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組をさらに強化するため、平成27年度は9月7日～13日までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施しました。期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日も電話による相談を受けました。
- 内閣府では、「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）等の相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共催して電話による相談窓口を開設しています。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、法テラス（日本司法支援センター）が設立され、法的トラブル解決のための総合案内所として相談を受けています。
- 神奈川県横浜市、横須賀市、大阪府大阪市淀川区、和泉市では、LGBT当事者の抱えている悩み等の相談を受けるため、専門職員を配置し、電話による相談窓口を開設しています。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

(1) 相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談を実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ② 県内には38館の隣保館が設置され、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ、適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな活動を実施していけるよう、支援を行う必要があります。〔隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待の一因ともなる若年者の予期せぬ妊娠について、専用電話相談窓口「予期せぬ妊娠『妊娠レスキューダイヤル』」を平成24年11月に開設し、児童虐待の未然防止に努めています。平成27年度は、学校、図書館、コンビニエンスストア、病院等にカードやチラシの配布等を行い、76件の相談がありました。〔若年層における児童虐待予防事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ④ 学校における体罰の問題について、生徒が学校や教員に直接相談しにくい例もあることから、三重県総合教育センターに「体罰に関する電話相談窓口」を設置しています。〔子どもの心サポート事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ⑤ いじめ問題に対する早期対応が全国的に求められている中、子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、「いじめ」に関する電話相談を実施しています。平成27年度は147件の相談がありました。〔いじめ相談電話事業／教育委員会研修企画・支援課〕
- ⑥ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

(2) 関係機関とのネットワーク

- ① 人権に係る相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の19相談機関）を開催しています。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 児童虐待防止に向け、全ての市町と定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者（スーパーバイザー）を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する研修等を実施して、市町の児童相談体制の強化を支援しました。引き続き市町の実情に応じた支援を行い、県全体の相談体制の強化を図っていく必要があります。〔市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

(3) 相談体制づくり

- ① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に関わる相談員スキルアップ講座（16講座等）」を開催し、延べ1,214人の参加者がありました。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、事件・事故等の被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官及びカウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員12人が支援活動を行っています。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等のさらなる技能の向上を図る必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師等のスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例2）LGBTについて知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談や就職相談等に取り組んでいる団体があります。

（事例3）外国人との共生が地域づくりに欠かせない課題となってきた中で、日本で暮らす外国人に、住居や雇用、教育、医療等に関する悩みに応えたり、事故や自動車保険等の具体的な手続きの仕方について対応したりすることをとおして、外国人住民が安心して暮らすことができるよう取り組んでいる団体があります。

（事例4）難病患者同士や家族同士が悩みを話し、相談ができるように、ピア・サポート（注）や会員相互の交流会・相談会等を開催している団体があります。

（事例5）もやもや病について相談できる体制づくりやレクリエーションも兼ねた旅行や食事会を行っている団体があります。交流を重ね、患者同士の経験を出し合うことで、日常の不安や悩みを少しでも軽減したいと考えて活動しています。

○〔学校〕

（事例1）ハラスメント相談員を置き、ハラスメント相談を受ける体制を整備している学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」を定めたり、リーフレットを

発行したりして、ハラスメントの定義やハラスメントを受けたときの対応について啓発を行っています。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- 独自に専門の人権相談窓口を設けている市町、また、年に数回、人権擁護委員による「特設人権相談」を開設している市町があります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施し、適切な支援に努めています。

■ 今後の取組方向 (平成 28 年度以降の取組方向)

- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行い、資質向上を図ります。また、国、県、市町の相談機関の連携強化に取り組むとともに、地域における相談ネットワークを充実していきます。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」をはじめ相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」の開催案内等、相談に関わる取組を県民に対し周知していきます。
- 三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による提言をふまえ、児童相談所の組織を強化し、法的対応やリスクマネジメントの向上を図るとともに、市町の児童相談体制の強化支援のために、市町要保護児童対策地域協議会へのアドバイザー派遣や児童相談の進行管理等を助言するスーパーバイザー派遣等を行い、各市町の実情に応じた的確な支援を行います。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、女性相談員が対応する専門の窓口を設置し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備しています。電話相談、面接相談をはじめとして、各地域の産婦人科の連携病院の協力による早急な初期処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談等の総合的な支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図っていきます。

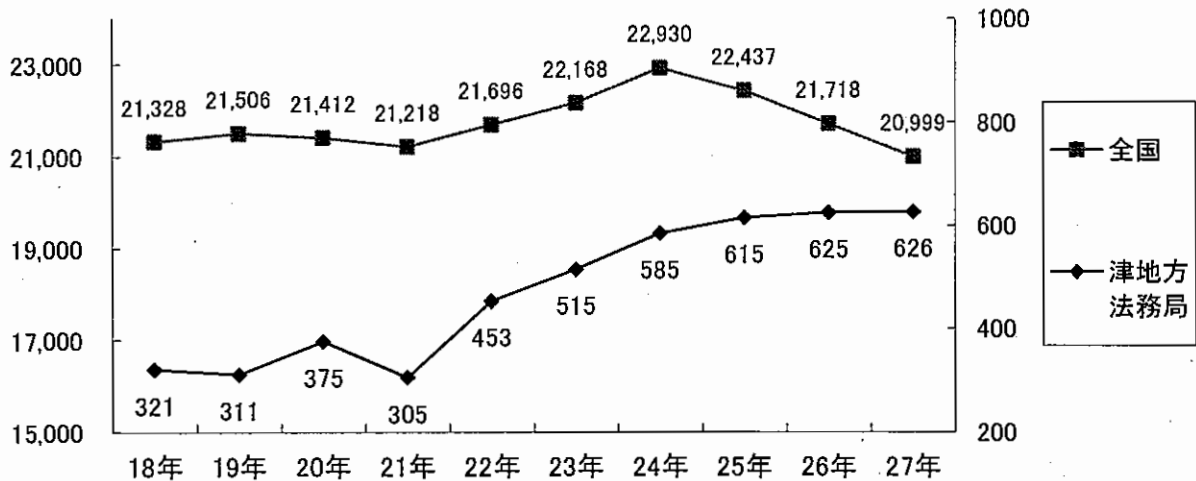
注) ピア・サポート

同じ課題や不安等を共有している当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、課題や不安の解決に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組

さまざまな人権侵害への対応

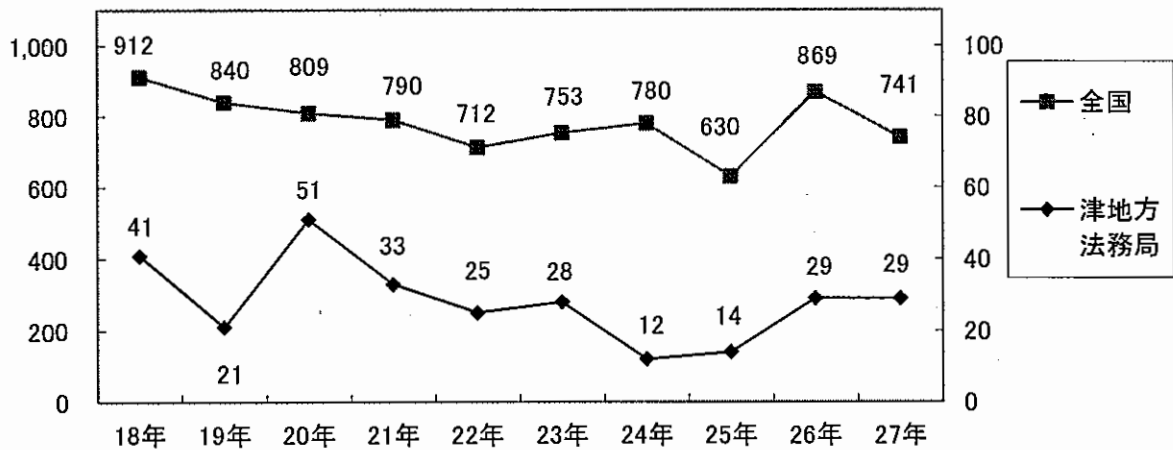
■ データからみた状況

【関連データ1】 全国及び県内の人権侵害事件の新規受案件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵害事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】 人権侵害事件受案件数における差別待遇件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵害事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵害事件の年間受案件数（新規）の推移を示しています。全国の状況は平成24年をピークに減少していますが、県内の状況は、平成21年以降増加傾向となっています。

【関連データ2】 全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵害事件の年間受案件数（新規）の内、私人間の差別待遇（女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの）の推移を示しています。全国では、平成18年以降概ね減少傾向でしたが、平成26年に大幅に増加しており、平成27年は741件(対前年度比14.7%減)となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵害事件調査処理規程」の改正（平成16年4月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成18年4月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（平成26年1月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成20年4月施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成24年10月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」の策定（平成26年3月）
- 「公職選挙法」の改正〔成年被後見人の選挙権・被選挙権の回復（平成25年6月施行）〕
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（平成26年11月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 法務省の人権擁護機関は、人権侵害事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 厚生労働省は、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」が平成24年3月に公表した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」をふまえ、職場のパワーハラスメントの実態を把握するとともに、この問題が発生する要因の分析や、予防・解決に向けた課題の検討を行うことを目的として、国として初となる職場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施し、平成24年12月に報告書を公表しました。
- 平成25年5月に「公職選挙法」が改正され、平成25年7月以降に公示・告示される選挙から、成年被後見人は選挙権・被選挙権を有することとなりました。
- 住民票の写し等の不正請求並びに不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がりつつあります。
- 大阪市では「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を公布しました。
- 東京都渋谷区では「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、同性カップルに対し「パートナーシップに関する証明」を発行しました。また、東京都世田谷区でも「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を施行し、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し受領書を発行しました。さらに、兵

庫県宝塚市でも東京都世田谷区と同様の取組を行うことを発表するなど、全国的に性的マイノリティの人びとの人権に対する取組が広がりつつあります。

【三重県の状況】(平成27年度取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 人権侵害に対応するための取組

- ① DV(注)事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、女性相談員等の資質向上に向けた研修を充実させるなど、より適切な相談対応ができるように取り組みました。また、DV相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。

さらに、DV被害者の緊急一時避難場所の確保やDV被害者の同行支援、外国人被害者への対応に通訳の派遣を行うとともに、性別にとられない被害者支援の充実のため、男性被害者相談の研修事業を実施し、相談体制の充実を図りました。

引き続き、相談対応力の充実や啓発に取り組む必要があります。〔DV対策基本計画推進事業(配偶者暴力相談支援センター事業)／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて国へ要望を行いました。

なお、平成24年11月に、「人権委員会設置法案」が国会に提出されましたが、衆議院の解散に伴い廃案となっており、今後も実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて取組を継続していく必要があります。〔関連取組(差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ)／環境生活部人権課、人権センター他〕

- ④ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。

また、インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

(2) 人権侵害への対応に関する啓発と広報

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発（22か所）を実施しました。三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）では「女性に対する暴力防止セミナー」を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなるパープルライトアップを県内で初めて実施しました。

また、同センターでは、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② デートDV防止について、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）が、セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座（8回）を実施しました。

将来のDV防止にもつなげる取組として、デートDV防止の啓発を引き続き行っていく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ③ 県内各地の特性を生かした啓発活動を推進するため、各地域防災総合事務所・地域活性化局において、市町や地域の関係機関と連携し、さまざまな人権課題について、「ミニ人権大学講座」（43講座）・地区「トップセミナー」（7講座）等、地域人権啓発事業を実施しました。（延べ5,883人参加）

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター、各地域防災総合事務所・地域活性化局〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）「人が良ければ良い商品が製造できる」という理念のもとに、差別のないよりよい人間関係を作ることを基本に、社内人権研修等に取り組んでいる企業があります。

○〔NPO・団体等〕

（事例1）DV被害相談専門のカウンセラーによる面接相談や同行カウンセリングに取り組んでいるNPO法人があります。

（事例2）「命、発達・発育、性」のテーマは、人権課題全ての解決につながっていると考え、それらについて学ぶことを通して、子どもや大人の自己肯定感を高めることに取り組んでいる団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自に専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

- 伊賀市は平成 24 年 11 月 1 日から、四日市市は平成 26 年 2 月 3 日から本人通知制度を導入しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。
- 伊賀市では、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、平成 28 年度より「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を導入することとしました。

■ 今後の取組方向 (平成 28 年度以降の取組方向)

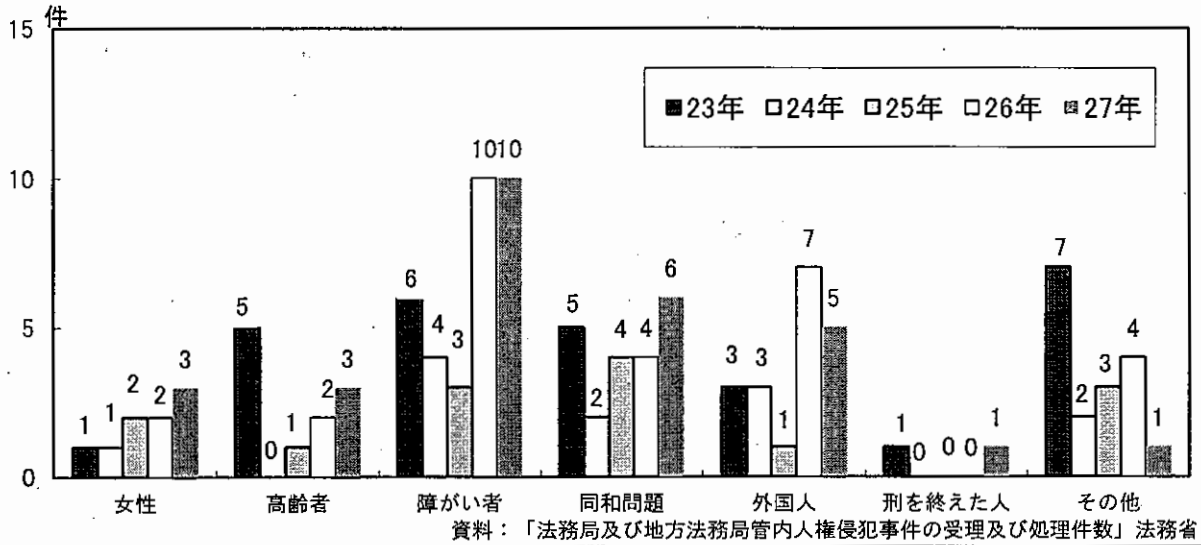
- 多様化・複雑化する人権相談に迅速かつ的確に対応していくため、相談員等に対する研修を行うことで、資質向上に一層努めます。また、助言や相談内容に応じた専門の相談機関等の紹介を行います。
相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各地域の各分野で相談業務に携わる相談担当職員や窓口等で相談を受ける可能性のある職員等を対象とした「人権に関わる相談担当者等スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。
- インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及びスマートフォン等のサイト上における三重県に関連する差別的な書き込みについて、モニタリングを行います。発見した差別的な表現の書き込みについては、国等の関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。
- インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS 環境の中で発生しているいじめや、個人に対しての誹謗中傷による被害を早期発見し、学校・相談機関への通報や直接対応できるような協力者の養成に努め、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守る取組を進めます。
- 差別事象の発生については、関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 平成 24 年に発生した 2 件の児童虐待死亡事例の検証をふまえ、リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールを活用し、未然防止や早期発見・対応に取り組むとともに、市町要保護児童対策地域協議会等、関係機関相互の連携を強化して、児童虐待に的確に対応していきます。
さらに、11 月の子ども虐待防止啓発月間において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを実施し、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- DV をはじめとする性別に基づく暴力を許さない意識を高めるため、市町や民間団体を含む関係機関と連携し、被害者相談・保護・自立支援等の充実を図るとともに、セミナーの開催等、意識啓発に取り組めます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

注) DV: ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。
夫婦や恋人等親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力等をいいます。

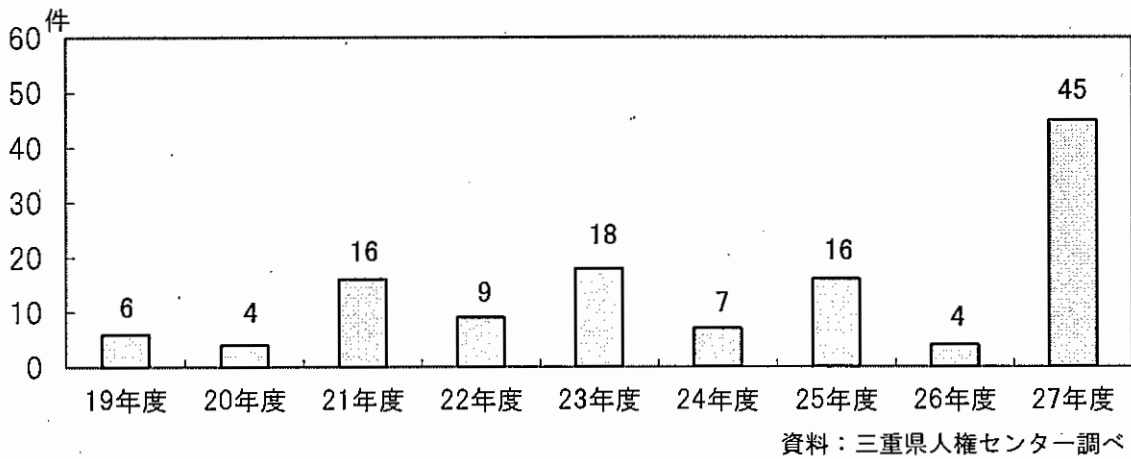
同和問題

■ データからみた状況

【関連データ1】 津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受案件数



【関連データ2】 三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



データに関するコメント

【関連データ1】 津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇に係る新規受案件数の合計は、平成27年において、前年に同じ29件となっており、「同和問題」の件数は前年に比べて2件増え、6件となっています。

【関連データ2】 三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成26年度においては4件でしたが、平成27年度は45件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更(平成23年4月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題として取り上げられてきている中、2006(平成18)年3月に、国連の人権問題への対処能力強化のため、人権小委員会に代わり、総会の下部機関として人権理事会が設置され、日本は、理事会設置から2011(平成23)年まで、さらに2013(平成25)年から2015(平成27)年までの任期で理事国を務めました。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを通知する「本人通知制度」が、全国の市町村に広がってきています。
- 同和問題の名のもとに不当な要求をする「えせ同和行為」を排除するため、国においては「えせ同和行為対策中央連絡協議会」を、地方においては「えせ同和行為対策関係機関連絡会」を設置し、行政機関等が情報の交換、その対応並びに有効な啓発等を図るため協議を行っています。
- 企業の採用選考にあたって、応募者の適正・能力のみによって採否を決める公正な採用選考システムの確立が図られるよう、三重労働局と県は、雇用主を対象に公正採用研修会を開催しています。
- 滋賀県が公文書を一部非公開とした情報公開請求に対する訴訟の上告審で、最高裁は判決理由で「公開によって同和地区の情報として認識され、差別意識を増幅したり、人権啓発事業に支障を及ぼしたりする恐れがある」と指摘し、非公開は妥当とする判決を言い渡しました。

【三重県の状況】(平成27年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 同和問題をはじめとした人権啓発は、身近に感じ取れることが必要であり、県民に親しまれているメディアを活用した啓発として、テレビスポット番組を放映するとともに、人権メッセージを募集し、2,171点の応募の中から選定した優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅やコンビニエンスストア等に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。土地差別調査問題の解決に向けては、啓発リーフレットを活用した参加型の学習会と講演会の開催に取り組みました。今後も、日常生活の中で行動に移していけるような啓発となるよう工夫が必要です。〔同和問題等啓

啓発事業（土地差別研究啓発事業）／環境生活部人権センター]

- ② 同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、『『出会いのなかで得られるもの』～差別の解消に向けて～』等をテーマに県民人権講座を開催しました。また、パンフレット「いろいろな人権問題のウソ？ホント？」を作成し、県民に広く配布しました。今後も、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、県民への啓発と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕
- ③ 同和対策審議会答申が出されて、50年を迎える節目の年であったことから、パンフレット「同和対策審議会答申について学ぼう」を作成するとともに、講演会を開催しました。〔人権センター啓発活動推進事業／環境生活部人権センター〕
- ④ 「えせ同和行為」の発生について人権センターへ4件の報告があったため、関係機関へ周知し注意を喚起しました。「えせ同和行為」の対応については、従来から啓発冊子を県関係機関、市町等に配布し周知、注意喚起に努めています。今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります。〔関連取組（えせ同和行為への対応）／環境生活部人権センター〕
- ⑤ 県、宅地建物取引業者及び業界団体の責務を明記した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」（平成25年4月）を、業界団体を通じ県内の宅地建物取引業者に周知するとともに、業界団体を実施する研修会等でも周知を図りました。今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会等、啓発活動を実施していく必要があります。〔関連取組（宅地建物取引業者への対応）／県土整備部建築開発課〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① 教職員が人権問題についての認識を深め、全ての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会等を開催しました。また、人権教育推進のリーダー養成を図るために、三重県人権大学講座に6人の教職員を派遣しました。今後も、人権教育を推進する実践力向上を図るため、各学校や地域の課題に応じた研修を実施していくことが必要です。〔人権教育研修事業／教育委員会人権教育課〕
- ② 人権学習教材「わたし かがやく」や人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」活用促進を図るため、教職員を対象にした研修講座を開催しました。教職員のニーズを的確に把握し、指導方法等の研修を充実していく必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ③ 市町教育委員会に対し、人権教育の実態把握調査を行うとともに、直接訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を、さらに推進していく必要があります。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

（3）同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

- ① 地域の福祉向上と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等の取組に対して支援を行いました。今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必

要があります。また、隣保館職員の人材育成・資質向上のための研修会等を実施しました。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権センター〕

- ② 隣保館のバリアフリー化等機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成27年度は、3市町4館で大規模修繕等が実施されました。今後も、計画的な整備が図られるよう、支援していく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕
- ③ 庁内の推進組織として、人権監等会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、情報交換等を行いました。〔人権施策の総合的な推進／環境生活部人権課ほか〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談を実施しました。相談者の悩み等に対して、適切な助言を行い、必要に応じて、相談機関の紹介等を行いました。今後も、相談員の資質向上を図るなど、相談事業を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部では、県と連携して、会員を対象とした土地差別調査問題等に関する人権研修会を開催するとともに、宅地建物取引士の更新時講習の際に、新たに人権学習の機会を設けるなど、人権問題に関する研修機会の充実に取り組んでいます。また、「同和問題に関する啓発ステッカー」を会員事務所に配布しています。ステッカーの貼付や、外国人、障がい者等の入居における差別をなくしていくための「家主を対象としたチラシ」の配布を通して、土地差別の解消に向けた啓発を継続しています。

○〔住民組織〕

（事例1）保育所、幼稚園から小・中・高等学校までの「18年間（社会へ）の育ちプログラム」づくりを通して、教育関係機関と家庭、地域が連携して取組を行っている地域があります。

（事例2）中学校区内の小中学校・幼稚園・保育所・家庭・地域が連携し、企画・運営を含めた校区ぐるみのイベントを開催し、部落差別をはじめとするあらゆる差

別をなくす地域づくりをめざしている組織があります。人と人との関わりが、参加者の偏見や差別意識を克服することにもつながっています。

(事例3) 人権のまちづくりの活動を継続しているまちづくり協議会があります。身近な人権問題も取り入れながら、各区の会議等での話題を設定し、人権啓発につながっています。

(事例4) 子どもたちの進路・学力保障に向け、地域のさまざまな主体で協議し、取組を進めている組織があります。

(事例5) 保護者と先輩保護者などが同和問題等について考える「親の会」があります。語り合いを重ねることで、つながりを深めています。

○〔NPO・団体等〕

(事例1) 高校生友の会(青少年友の会)や青年の活動を束ねる広域ネットワーク組織があります。この組織では、「差別を許さない」という思いをもった青少年が互いにつながりを深め、広げていくことをめざして、交流会活動を展開しています。

(事例2) 地域の企業、宗教団体、医師会、労働組合、行政職員、教職員等が集結し、同和問題をはじめとする全ての差別をなくすための継続的な活動に取り組んでいる団体があります。

(事例3) 地域に人権文化をすみずみまで広げ、根ざすことを願い、10年以上にわたって研修や活動を行っている団体があります。研修会や講演会で学んだ内容を広めるために、会報誌を発行しています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

○ 法務局において開催されている「えせ同和行為対策関係機関連絡会」に、三重県人権・同和行政連絡協議会の代表が参加することになり、えせ同和行為の排除に向けた情報共有等に努めています。

○ 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業等に取り組んでいます。

○ 伊賀市は平成24年11月1日から、四日市市は平成26年2月3日から本人通知制度を導入しています。この制度の導入により、住民票の写しや戸籍謄抄本等の証明書を本人等の代理人や第三者に交付した場合、その交付の事実を事前登録者に通知しています。

■ 今後の取組方向(平成28年度以降の取組方向)

○ 同和問題の解決に向けた取組においても、「差別をしない、させない、許さない」ということを人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催等に取り組んでいきます。

○ 人権問題を自らの問題として考え、行動する人づくりをめざして、年齢層、関心の度合いに応じたさまざまな手法による啓発を進めていきます。また、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒を対象にした人権ポスターや人権メッセージを募集し、これらを生かした人権カレンダーの作成等を継続して行います。

○ 平成25年度に策定した「三重県宅地建物取引業における人権問題に関する指針」に基

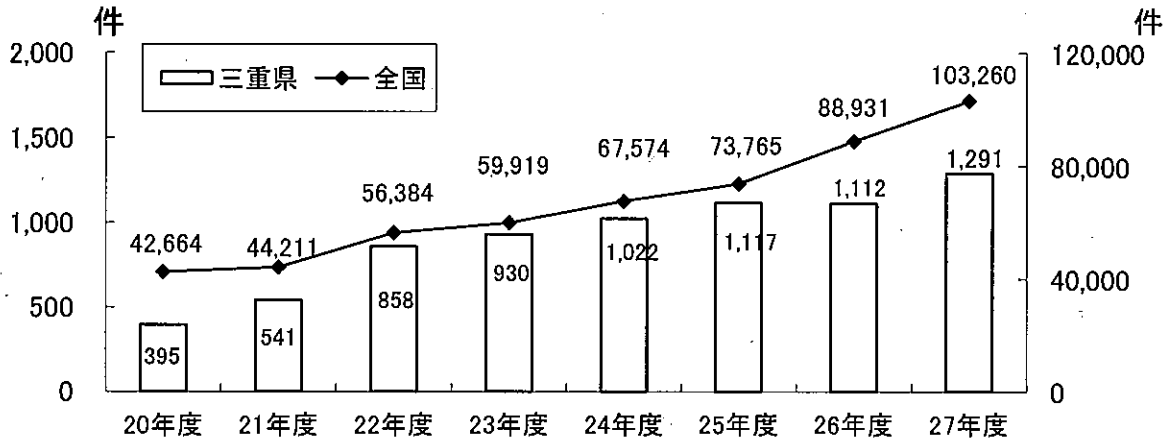
づき、業界団体と連携して、宅地建物取引業者や宅地建物取引士を対象とした人権研修を実施するなど、啓発を推進していきます。

- 県民を対象にした土地差別問題に係る講演会等の開催や参加型の学習会を地域機関や市町等と連携して取り組んでいきます。
- インターネット上における差別的な表現の書き込み等について、モニタリングを実施し、早期発見に努め、早期の拡大防止や削除要請に取り組めます。
- 地域社会の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての役割を持つ隣保館において、相談事業や人権課題の解決に向けた各種事業等の市町の取組を引き続き支援します。

子ども

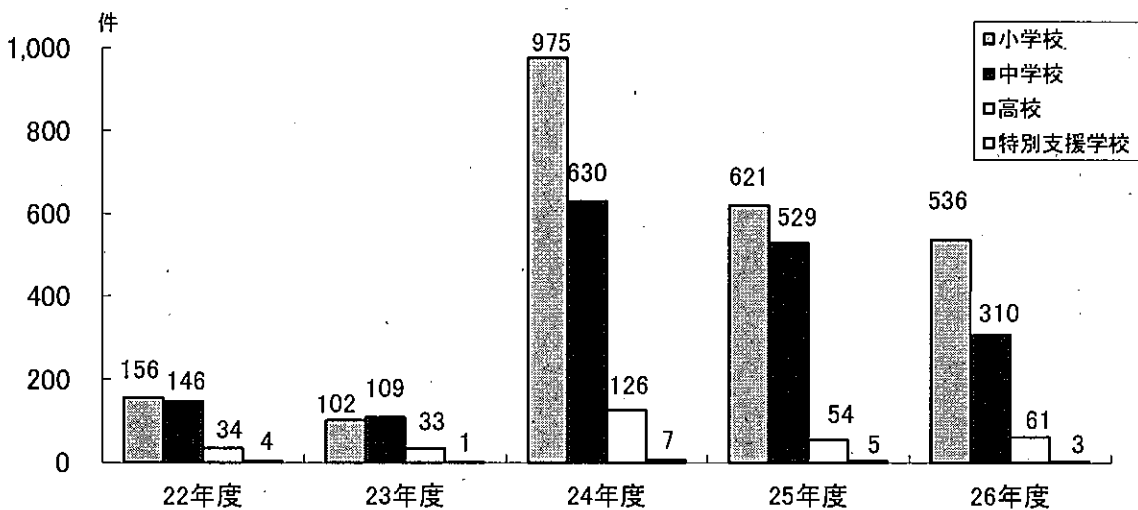
■ データからみた状況

【関連データ1】児童虐待相談対応件数の推移（全国・三重県）



資料：（全国）厚生労働省（県）三重県児童相談センター調べ（平成27年度全国数値は8月判明予定）

【関連データ2】いじめの認知件数の推移（三重県公立）



資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（文部科学省）

データに関するコメント

【関連データ1】児童相談所では子どもの養育や障がい等に関するさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降全国集計では年々増加を続けています。三重県における平成27年度の相談対応件数は1,291件を記録し、平成24年度から4年連続で千件を超える高い水準で推移し、相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

【関連データ2】三重県におけるいじめの認知件数は、平成24年度以降、年々減少傾向にあります。1,000人あたりの認知件数で見ると、全国に比べて少ない状況であり、より積極的ないじめの認知が必要です。（H27数値は9月以降に判明予定）

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成11年5月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成20年4月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成20年6月施行）〕
- 「民法」及び「児童福祉法」の改正〔親権停止制度の新設等（平成24年4月施行）〕
- 「いじめ防止対策推進法」の制定（平成25年9月施行）
- 「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（平成25年10月）
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の制定（平成26年1月施行）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成23年4月施行）
- 「三重県いじめ問題対策連絡協議会条例」、「三重県いじめ対策審議会条例」及び「三重県いじめ調査委員会条例」の制定（平成26年3月施行）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成13年7月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成22年3月）
- 「三重県いじめ防止基本方針」の策定（平成26年1月）
- 「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の策定（平成27年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。日本は1990（平成2）年に署名し、1994（平成6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待等の子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成6年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成12年11月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待防止に関する理解や意識の向上を図ってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。このため、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権停止制度の新設等を内容とした民法等の改正が行われ、平成24年4月から施行されています。
- 平成23年に大津市で起きた、いじめによる中学生の自殺をきっかけに、「いじめ防止対策推進法」が制定（平成25年9月施行）され、各地でいじめの実態把握や防止に向けての取組が行われています。

- 貧困の状況にある子ども等の健やかな成長及び教育の機会均等を図るために「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成 26 年 1 月に施行されました。同法は、子ども等の貧困対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、子どもの貧困対策の当面の目標及び子ども等の貧困対策に関する計画の作成等について定めています。また、同年 8 月に子どもの貧困対策を総合的に推進するための「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

【三重県の状況】(平成 27 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

- ① 「三重県子ども条例」について、市町や市町教育委員会の人権担当者等を対象とした講演会や中学生を対象とした人権学習での講演活動を実施しました。また、県庁見学の小学生を対象に着ぐるみを用いた啓発活動を行うとともに、あわせて学校を通じチラシ等を自宅に持ち帰ってもらうことにより、条例の家族への啓発も行う機会としました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11 月の「子ども虐待防止啓発月間」において、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンとして、街頭啓発や講演会等を行いました。引き続き、地域社会全体における児童虐待防止の気運を高めていくことが必要です。〔児童虐待等相談対応力強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ③ 児童生徒からのポスター募集や人権フォトコンテスト、人権メッセージの募集を行いました。応募作品は、差別をなくす強調月間において三重県人権センターで展示を行い啓発に活用しました。今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者をはじめとするさまざまな主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター・各地域防災総合事務所・地域活性化局〕
- ④ 青少年や地域社会に影響力を持つ、スポーツ組織（日本サッカーリーグなでしこ加盟伊賀フットボールクラブくノ一）と連携した人権啓発冠試合の開催、街頭啓発等、子どもの人権擁護をめざした啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

(2) 人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

- ① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にすることを育てる保育を推進するため、県内 11 市町で合計 24 講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行い、その調査内容をリーフレットとして作成し、ホームページで公開しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ③ 高校生等を対象とした「地区別人権学習活動交流会」や「人権まなびの発表会」を開催するなど、学校間の交流を図りました。今後も、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる人権感覚あふれる学校づくりを推進する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 子どもの権利擁護のための取組

- ① 児童虐待に係る法的対応や介入型支援を強化するため、児童相談センターに弁護士や警察官OBを配置しています。〔児童虐待法的対応推進事業／健康福祉部子ども・家庭局、児童相談センター〕

- ② 児童虐待相談における対応の的確性を高めるため、リスクアセスメントツール(平成26年度運用開始)(注)及びニーズアセスメントツール(平成27年度運用開始)(注)の定着を図りました。

市町の児童相談体制の強化支援を目的に、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、全ての市町との定期協議を行い、市町要保護児童対策地域協議会へアドバイザーを派遣するとともに、特にケースマネジメント等について助言・指導を必要とする市町に対しては、助言者(スーパーバイザー)を定期的・継続的に派遣しました。また、市町職員に対する各種研修等の充実を図りました。〔児童虐待法的対応推進事業・市町児童相談体制支援推進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ③ 子どもからの相談に対応する窓口として、子ども専用電話相談「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら継続して相談を受け、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるよう手助けしています。虐待やいじめ等、子ども自身の力だけでは解決できないような場合には、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しました。〔子どもの育ちの推進事業／健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕

- ④ 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計531校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを8人配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業、学びの環境づくり支援事業／教育委員会生徒指導課〕

- ⑤ いじめの問題等で困ったときの電話相談窓口の周知を図るため、児童生徒向けのいじめ電話相談紹介チラシ「一人で悩まず相談しよう」を配付しました。また、子どもたちの安全確保のための協力チラシ「地域ぐるみで子どもたちを守りましょう!」を子ども虐待防止啓発月間において配付し、啓発を行いました。

また、平成27年度「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る調査」を実施しました。〔いじめ防止等の対策／教育委員会生徒指導課〕

- ⑥ 「いじめ防止対策推進法」及び「三重県いじめ防止基本方針」(平成26年1月策定)に基づき、積極的にいじめを認知するとともに、担任等が一人で抱え込ま

ず、学校全体で組織として対応する必要性等について、校長会議等あらゆる機会を通して学校に周知しました。また、いじめにより子どもの生命や心身等に重大な被害が生じたり長期欠席する等の重大事態が発生した場合、「不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省）」等をふまえた適切な対応を図るよう求めました。

〔いじめ防止等の対策/教育委員会生徒指導課〕

- ⑦ いじめや不登校の未然防止を図るため、魅力ある学校づくりについて調査研究を行い、国立教育政策研究所主催の中部ブロック協議会（全国を3か所に分けたブロック）等にて、実践研究校の成果や取組を発表し、県内の学校や市町教育委員会にも周知しました。また、県内20か所の教育支援センター（適応指導教室）の活動の充実を図るために、指導員のスキル向上を目的とした実践交流会等を年間5回実施するとともに、フリースクール等、民間施設との連携を進める取組を支援しました。〔いじめ・不登校対策事業/教育委員会生徒指導課〕
- ⑧ 体罰等の未然防止・再発防止を図るため、各市町等教育委員会及び各学校での体罰防止の取組を推進し、体罰禁止の徹底及び情報ルートの確立を図ってきました。実態の把握にあたっては、各学校において体罰に関するアンケート調査を実施し、直接児童生徒からの声を把握するとともに、児童生徒への面談等を合わせて行うことにより、より正確な実態把握の取組を進めています。体罰の未然防止の取組としては、生徒指導担当者や部活動指導者等を対象とした研修会をとおして、体罰禁止の徹底を図るとともに、各学校において、体罰禁止に係る教職員の認識の徹底を図るための研修会等を実施し、体罰によらない組織的な指導体制の構築や、児童生徒理解に基づいた生徒指導の徹底等を進めています。〔体罰等の防止のための取組/教育委員会事務局関係各課〕

（4）子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体に構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成28年3月末現在1,463会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーン」等を行いました。〔子どもの育ちの推進事業/健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ② 「子育てサポーター講座」の平成27年度の受講者が、幼稚園、小中学校のPTAの研修会や子育て支援サークル等45団体1,984人あり、累計で11,085人となり、10,000人の目標を達成しました。（平成28年3月末現在）〔子どもの育ちの推進事業/健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課〕
- ③ 発達障がい児等に対する早期支援を目的に市町が設置する「発達支援総合相談窓口」における専門人材育成のため、県立小児心療センターあすなる学園に市町職員（6人）を「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として受け入れ、長期研修（1年間）を実施しました。
引き続き、市町職員の人材育成を支援するとともに、「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の保育所等への導入を促進していくことが必要です。〔発達障がい児への支援事業/健康福祉部子ども・家庭局発達支援体制推進PT〕
- ④ 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、8中学校区の

「子ども支援ネットワーク」(注)を重点的に支援しました。その中で、学習環境が整わず学習習慣が身につけていない児童生徒の自尊感情、基礎学力に課題がみられたことから、平日の放課後や長期休業中に地域住民、教員OB、大学生による学力支援等を実施し、学校と地域が一体となった活動を展開しました。〔子ども支援ネットワーク構築事業／教育委員会人権教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況(事例)

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例(取組事例の紹介)

○〔企業〕

(事例1) 子どもの育ちを応援する「みえのこども応援プロジェクト」の活動拠点として、商業施設に「よっかいちステーション」を設置し、毎週火曜日と第4土、日曜日に、企業や団体等がボランティアとして、おもちゃの病院、太鼓体験、工作等、親子がふれあいながら楽しむ機会を提供しています。

(事例2) 高校生が中心となった商品開発を全面的に支援し、高校生たちに労働の意義を伝えたり、販売のためのコミュニケーション力を身につけさせたりする取組を進めている企業があります。

(事例3) 「みえ次世代育成応援ネットワーク」に参加し、11月の子ども虐待防止啓発月間には社員全員で児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンをつけている企業があります。

○〔NPO・団体等〕

(事例1) 保護者が子育てについての悩みを話せる場を作っている団体があります。

(事例2) 「外国籍の子どもたちにも日本の文化を体験させたい」「国籍にこだわらず、みんなで一緒に活動や経験をしてほしい」という思いで、イベント開催等の活動を継続している団体があります。児童養護施設等でも活動しており、訪問を心待ちにしている子どもたちが多くいます。

(2) 市町の取組事例(主な取組事例の紹介)

○ 児童福祉法の改正により、市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。

また、全ての市町で要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関間での連携強化に向けた取組が進められています。

○ 各市町において、福祉、教育、保健が連携して発達障がい児等への途切れのない支援に向けた取組が行われています。

市町から派遣され、県立小児心療センターあすなる学園において1年間の研修を受けた「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」は、平成28年3月末現在で21市町55人が養成されており、各市町において発達支援の取組を行っています。

○ 「子ども人権フォーラム」が各市町で開催され、小学生や中学生がこれまで人権について体験したことや学習したことをふまえた発表が行われ、いじめや差別に対する意識を高めています。

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めます。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材を養成し、県民が行う活動への支援等に取り組みます。
- 児童虐待相談対応件数は、依然として高い水準で推移しており、また、平成24年に発生した2件の死亡事例に対する三重県児童虐待死亡事例等検証委員会による検証をふまえ、引き続き市町を含めた県全体の児童相談体制の強化に取り組みます。

リスクアセスメントツールやニーズアセスメントツールの職員への定着徹底を図るとともに、民間機関との協働によるモニタリングについて、2か所のモデル地域（津市及び四日市市）において実施します。

また、市町の児童相談体制の強化支援のため、各市町との定期協議で個々の課題を確認し合うとともに、関係機関が連携を図る場である市町要保護児童対策地域協議会の運営を支援するためのアドバイザー派遣及び児童相談の進行管理等に助言するスーパーバイザー派遣を実施します。さらに、医療機関における児童虐待早期対応を促進するための研修を開催するとともに、市町職員の相談対応スキルの向上が図られるよう、人材育成を支援します。

11月の子ども虐待防止啓発月間には、関係機関・団体等の協力を得て、子ども虐待防止・いじめ防止啓発キャンペーンを行い、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所の保育士、児童福祉施設等の職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所の取組事例等をまとめたリーフレットを作成し啓発に努めます。
- 教育的に不利な環境のもとにある子どもの学力向上を支えるため、引き続き「子ども支援ネットワーク」の取組が充実されるよう、市町教育委員会との連携をより一層深め、モデル中学校区の取組を県内に広く発信していきます。
- 発達障がい児等への途切れない支援を行うため、市町の発達支援総合窓口等との連携を強化するとともに、引き続き、専門的な職員の育成を支援します。また、保育所・認定こども園・幼稚園への「CLM（発達チェックリスト）と個別の指導計画」の導入を促進するとともに、大学等の保育士や幼稚園教員の養成施設での研修会の開催等の取組を進めます。さらに、発達支援に関する研修会を開催するなど地域の医療機関とも連携を深め、重層的な支援体制の構築をめざします。
- 子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況に関わらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って成長できる環境整備が図られるよう、「三重県子どもの貧困対策計画」に基づき取り組みます。また、行政、学校、関係機関・団体等が、各種相談や取組を通じて探知した情報を共有・活用し、貧困の状況にある子ども及びその保護者を早期に発見し、包括的かつ一元的な支援が行える体制の整備を図ります。

注) リスクアセスメントツール

児童虐待通告時における児童相談所の初期対応の的確性、客観性を高めるための危険度を評価するシートと使用ガイドライン

注) ニーズアセスメントツール

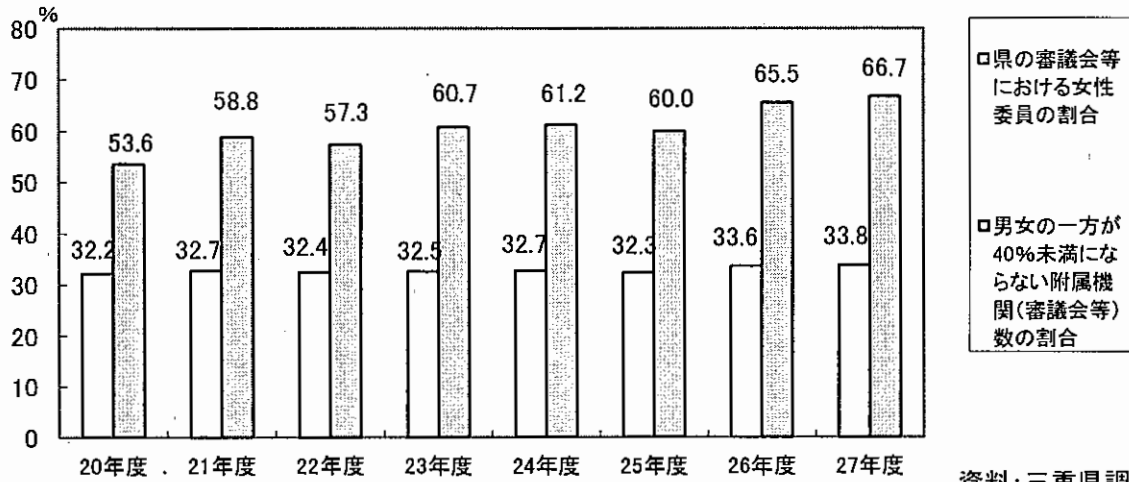
一時保護後、家庭に復帰する場合の中長期的な支援を行うためのシートと使用ガイドライン

注) 子ども支援ネットワーク → P.44 (注) 参照

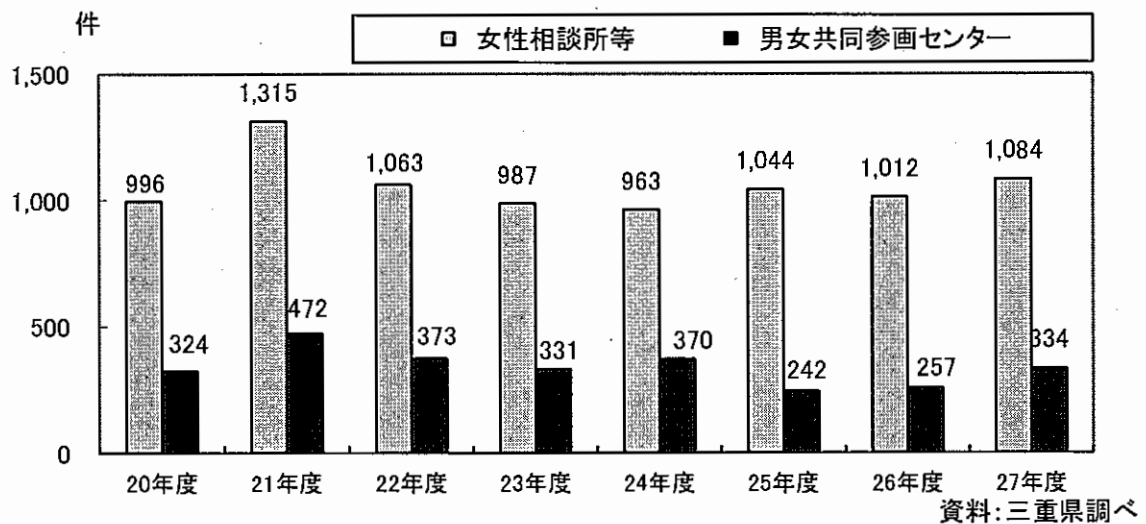
女性

■ データからみた状況

【関連データ1】 県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移



【関連データ2】 県内DV相談件数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」（平成24年4月1日改正）に基づき、県の附属機関における委員の男女構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めた結果、平成27年度の女性委員の割合、委員の男女構成が均衡の取れた附属機関数の割合はともに前年度を上回りました。

【関連データ2】 平成27年度のドメスティック・バイオレンスに係る相談件数は、女性相談所等、男女共同参画センターをあわせると、依然として高い水準にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年6月施行）
- 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正（平成26年1月施行）
- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正（平成22年6月施行）
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定（平成28年4月全面施行）
- 「第4次男女共同参画基本計画」の策定（平成27年12月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成13年1月施行）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成23年3月）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」の策定（平成28年3月）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」（第4次改定版）の策定（平成26年3月）
- 「雇用保険法等の一部を改正する法律」の制定（平成28年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- ジェンダー平等と女性のエンパワーメント（注）のための国連機関である「UN Women」の日本事務所が、平成27年4月に東京都文京区に開設されました。「UN Women」は、女性のリーダーシップと参画、女性の経済的エンパワーメント、女性に対する暴力の撤廃、平和・安全保障と女性、国家の開発計画・予算とジェンダーを優先活動領域として、各国の規範・基準の策定やこれら規範・基準に基づく取組を支援しています。
- 「UN Women」は、2015（平成27）年に、11月25日（女性に対する暴力撤廃の国際デー）から12月10日（人権デー）までの16日間、暴力のない明るい未来を象徴するため「世界をオレンジ色に（Orange the world）」と呼びかけ、女性に対する暴力という人権侵害をなくすよう世界中に訴えかけました。
- 国では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた「第4次男女共同参画基本計画」を策定し、平成27年12月に閣議決定されました。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が平成27年8月に成立し、自らの意志により働き、又は働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。
- 「雇用保険法等の一部を改正する法律」が平成28年3月に成立し、妊娠した労働者等

の就業環境を整備するため、妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置が義務付けられました。

- 政府主催の「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（World Assembly for Women in Tokyo, 略称:WAW! 2015）」が、平成27年8月に東京都で開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、世界及び日本における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

- ① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等における委員の男女構成が均衡のとれたものとなるよう取組を進めるとともに、平成28年3月に同要綱の見直しを行いました。

引き続き、女性の参画を促進するとともに、女性委員のいない附属機関等の解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 三重県男女共同参画審議会では、男女共同参画施策を実施している事業課にヒアリングを行い、施策の実施状況について中間評価を取りまとめました。また、平成28年2月には知事に対し「男女共同参画の推進に関する提言」を行いました。今後は、提言をふまえて男女共同参画に関する施策を総合的に推進していくことが必要です。〔男女共同参画連絡調整事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男女がともに自分らしく生きていく上でのさまざまな悩みについてサポートするため、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談）や男性のための電話相談等の相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）において、男性講座、地域リーダー養成講座、女性のエンパワーメント講座等のさまざまな講座・セミナーを開催しました。男女共同参画フォーラム、男女共同参画週間等の参画交流事業を国、市町、地域の活動団体等と連携して実施し、男女共同参画の理解と意識の普及、人材の育成、気運の醸成を図りました。

男女共同参画への一層の理解促進、意識浸透のために、三重県男女共同参画センター（フレンテみえ）と連携を図りながら、引き続き、各種事業への男性、若年層、企業等を含む新規参加者の増加に向けて、新たに発生している課題も含めて、企画内容等を工夫していく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部

(3) 男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 仕事と家庭の両立支援や女性の能力活用、次世代育成支援等に積極的に取り組む県内企業等を「男女がいきいきと働いている企業」として109社を認証するとともに、特に意欲的な取組を行っている4法人を表彰し、その取組事例を広く紹介しました。また、関係機関と連携してセミナー開催等企業への啓発を行いました。

引き続き、働きやすい職場環境づくりに向けて、より多くの企業で取り込まれるよう制度のさらなる周知啓発を行う必要があります。[働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課]

- ② 平成27年11月に「女性の大活躍推進三重県会議」の1周年記念大会を開催するとともに、女性が活躍できる職場づくりに取り組む企業等への専門アドバイザー派遣事業や経営者層及び管理職向けのセミナーを開催し、女性活躍推進の機運を醸成しました。

「女性の大活躍推進三重県会議」の会員企業は、平成28年3月末現在254企業・団体等となっています。今後は、女性活躍推進法の施行を受け、女性が職業生活等において能力を発揮できる環境づくりに取り組み、女性の活躍推進の機運をさらに高めていく必要があります。[地域女性活躍推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課]

(4) 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

- ① 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、市町、警察、関係機関等と連携して街頭啓発(22か所)を実施しました。三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)では、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催するとともに、女性に対する暴力の根絶メッセージとなるパープルライトアップを県内で初めて実施しました。また、同センターでは、性別役割分担意識にとらわれることなくさまざまな困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DV(注)をはじめとするあらゆる暴力の防止に向けて周知・啓発に継続して取り組み、DVが起こらない社会、DV被害に気づくことができる社会にしていく必要があります。[女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課]

- ② デートDV防止について、県立高校(全日制)1年生に「デートDV防止パンフレット」を配布し啓発を行ったほか、三重県男女共同参画センター(フレンテみえ)が、平成24年度に行った「デートDV」に関するアンケート調査の結果を活用し、セミナーでの啓発や高等学校等への出前講座(8回)を実施しました。

将来のDV防止にもつながる取組として、高等学校等へのデートDV防止の啓発を引き続き行っていく必要があります。[女性に対する暴力防止総合推進事業、男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課]

- ③ DV被害者からの相談を三重県女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対し

て、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

- ④ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援体制として、平成27年6月から「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、女性相談員による電話相談、面接相談をはじめ、関係機関・団体等と連携した支援を行うことで被害者の負担軽減に努めました。〔性犯罪・性暴力被害者支援事業／環境生活部くらし・交通安全課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）三重県が認証を行う「男女がいきいきと働いている企業」に平成27年度は109社が認証されました。なお、平成27年度の認証企業の中から、「株式会社石吉組」、「住友電装株式会社」、「三重交通株式会社」、「株式会社ZTV」が知事表彰を受けました。

株式会社石吉組は、女性の技術職員の割合を10%以上にする自社目標を達成し、女性管理職を多数登用するなど、女性の能力活用に向けた取組を行っています。

住友電装株式会社は、結婚・出産による退職者を再雇用するジョブリターン制度や、非正社員から正社員への登用制度、キャリア開発に係る自己申告制度等、誰もが能力を発揮できる多様な制度整備が行われています。

三重交通株式会社は、女性社員及び管理職比率の着実な増加を宣言し、バス運転士採用に係る会社説明会において、女性運転士と参加者が直接対話できる機会を設けるなど、女性の能力活用を積極的に推進しています。

株式会社ZTVは、各放送局に積極的に女性管理職を配置するなど、女性の登用が図られています。また、女性でも扱いやすい機器等の導入や各種資格・免許取得に係る補助や手当の支給など、女性の職域拡大のための取組を行っています。

（事例2）平成27年12月に、井村屋グループ株式会社が「女性が輝く先進企業表彰」の内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰を受賞しました。この表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰するもので、「女性が輝く社会」の実現に寄与することを目的としています。

○〔NPO・団体等〕

（事例1）女性ならではの視点で地域の将来を展望し、食を通じて「人を元気に、地域を元気に」する活動を進めている団体があります。

（事例2）パソコンやインターネットを使って、自分の魅力に気づき、磨きあう場づ

くりに取り組んだり、子どもたちをネット被害から守るための講座を開催したりして、女性・地域をITで応援しているNPO法人があります。

(事例3) 学童保育等を通じて、母子・父子家庭等を支援しているNPO法人があります。活動を継続・拡大していくために、企業等の理解と協力も得ながら、取組を進めています。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- 鈴鹿市では、民学官の代表を構成員とした「SUZUKA女性活躍推進連携会議」を平成27年12月に設置し、女性の職業生活における現状と課題について情報を共有するとともに課題解決に向けた取組を実施することにより、女性が希望に応じた職場で十分に能力を発揮し、活躍できる環境整備を推進していきます。
- 県内14市の男女共同参画担当で構成される「CITYネット男女共同参画 in みえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

- 第2次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進を図るため、平成28年3月に策定した第二期実施計画に基づき、さまざまな取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性の参画を働きかけるとともに、女性のエンパワーメントを促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の解消や男女が共に多様な働き方を実現できる環境づくりにつながることから、県民の関心の高いテーマでのイベント開催や課題解決型の講座実施等を通して、男女共同参画意識の普及に引き続き取り組みます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 働く女性が安心して妊娠・出産し、夫婦で子育てしながら仕事を継続できるよう、マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントのない職場風土の醸成を企業等に促すため啓発等を行います。
- 女性活躍推進法の施行を受け、県内中小企業等を対象に、事業主行動計画の策定支援を行います。また、ポストサミットの取組として、「女性活躍」をテーマに公開フォーラム等を開催し、国内外に広く発信します。また、「女性の活躍推進三重県会議」への加入を引き続き県内企業・団体等に働きかけ、男性の意識改革につながる講演会等を開催する等、女性の活躍推進のさらなる機運醸成を図ります。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画(第4次改定版)」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」において、女性相談員が対応する専門の窓口を設置し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備しています。電話相談、面接相談をはじめとして、各地域の産婦人科の連携病院の協力による早急な初期処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談等の総

合的な支援を行うことにより、被害者の心身の健康の回復を図っていきます。

注) エンパワーメント

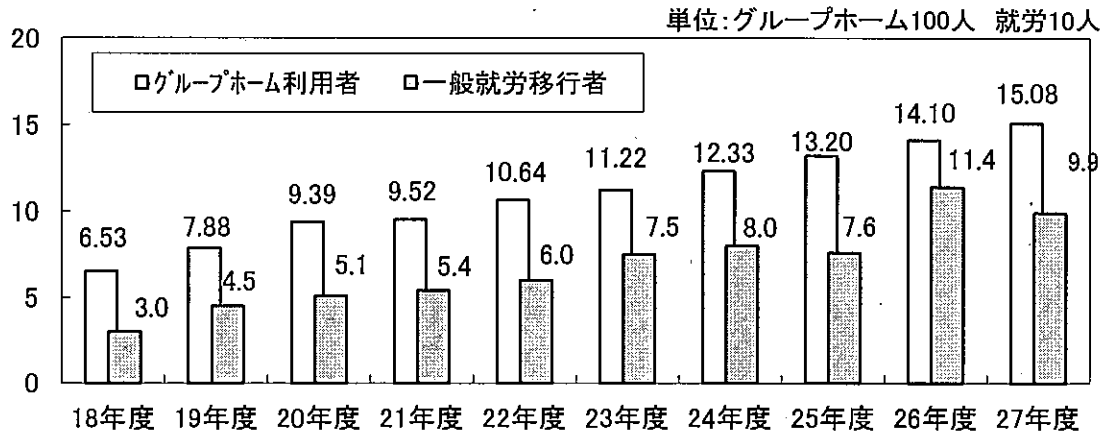
力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

注) DV → P.54 (注) 参照

障がい者

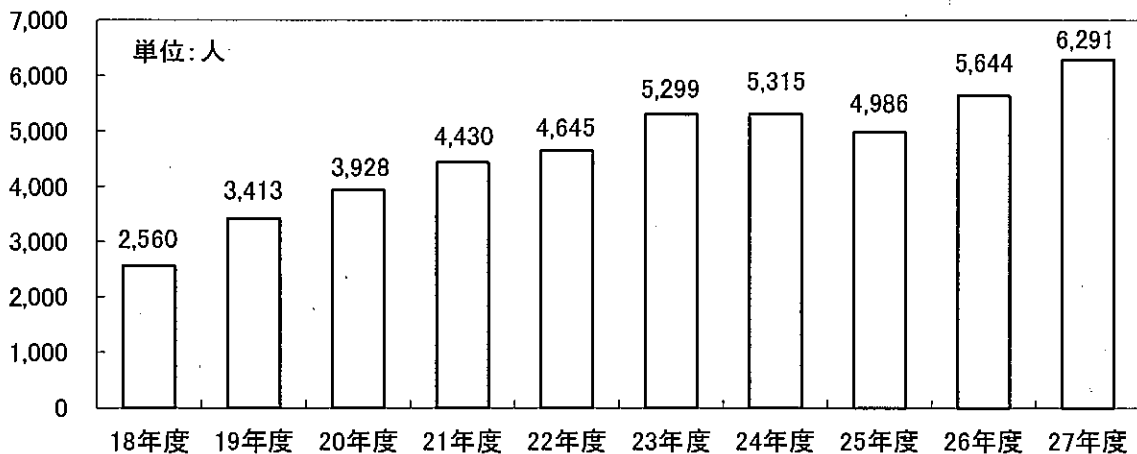
■ データからみた状況

【関連データ1】グループホーム等で地域生活をしている障がい者数
一般就労へ移行した障がい者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

【関連データ2】障がい者総合相談支援センター登録者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

データに関するコメント

【関連データ1】障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム（注）等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、増加傾向にあります。これらの取組は、みえ障がい者共生社会づくりプランに基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】県では、広域的な総合相談支援窓口を障害保健福祉圏域ごとに設置するとともに、県内全域で、専門的の高い自閉症・発達障害支援センター等の相談事業を行っており、平成27年度には6,291人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「良質な身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とした法律（身体障害者補助犬法）」の一部改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成20年4月施行）、一定規模以上の民間企業での従業員使用の受入義務化（平成20年10月施行）〕
- 「障害者基本法」の改正（平成23年8月施行、平成24年5月一部施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成24年10月施行）
- 「障害者自立支援法」の改正〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更（平成25年4月一部施行、平成26年4月一部施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正（平成30年4月施行、一部平成25年6月、平成28年4月施行）
- 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定（平成25年4月施行）
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の改正（平成26年4月施行）
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成25年4月施行）
- 「第3次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成27年3月）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の改訂（平成27年3月）
- 「三重県特別支援教育推進基本計画」の策定（平成27年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 「障害者差別解消法」が平成28年4月に施行される予定であり、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組が推進されています。また、「障害者雇用促進法」の改正が平成28年4月に施行される予定であり、雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置が図られます。
- 平成25年10月に、鳥取県が全国で初めて手話を正式な言語と位置付ける手話言語条例を制定し、その後、神奈川県や群馬県等平成28年3月末時点で47の自治体が同様の条例を制定しました。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活を送る上で必要な支援について、普及・啓発を図っていきます。〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会等、関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 特別支援学校のセンター的機能として、小中学校等の教員を対象に、特別な支援を必要とする児童生徒への指導・支援や、支援情報を円滑に引き継ぐ体制の整備等に係る研修会を実施しました。引き続き、市町教育委員会等の関係機関と連携し、特別支援教育の充実を図ります。〔関連取組（早期からの一貫した教育支援体制整備事業）／教育委員会特別支援教育課〕

（2）地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

- ① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホームの整備を図りました。障がいのある人の地域移行を促進し、安心して生活を送れるようにするため、引き続きグループホームを計画的に整備し、積極的にその活用を図る必要があります。〔障がい者の地域移行受け皿整備事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、各障害保健福祉圏域に身体・知的・精神障がいを対象とした広域的な相談支援窓口を設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアサポーター（注）の養成を行いました。〔障がい者相談支援体制強化事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労安心事業、知的障がい者、精神障がい者の県庁舎での職場実習等を行いました。また、工賃向上のための共同受注窓口の運営を行いました。福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労形態である「社会的事業所（注）」の創業と安定的な運営を支援しました。今後も「社会的事業所」の創業と安定的な運営を支援していく必要があります。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ④ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2駅）のバリアフリー化に対し支援しました。バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バスのバリアフリー化が進むよう、国、関係市、交通事業者と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共

交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課]

- ⑤ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーにより、県内事業所に対して啓発や支援制度の周知、求人情報の収集を行うとともに、ハローワークと連携し就職面接会を開催しました。

また、障がい者雇用を県民総参加で推進するため「三重県障がい者雇用推進協議会」を開催するとともに、ステップアップカフェ「Cottie菜」を活用し、障がい者の就労体験、商品販売の支援、県民や企業と障がい者の交流の促進に取り組みました。

さらに、障がい者の職業訓練機会を確保し、就労を支援するため、企業や社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。〔障がい者の雇用促進・障がい者委託訓練／雇用経済部雇用対策課〕

- ⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、障がい別の生活訓練、各種障がい者スポーツ教室、障がい者芸術文化祭を行いました。

障がい者の社会参加を促進するには、各種事業に対する継続的な障がい者の参加意欲の向上と機会の増大が必要です。〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑦ 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向けて、競技団体の結成支援を行ったところ、新たに2チーム（知的障がい者バスケットボール女子、知的障がい者バレーボール女子）が結成され、全ての競技団体が設立されました。今後は、全国障害者スポーツ大会の準備委員会の設置や基本計画の策定等を進めるとともに、選手の育成や各競技団体の競技力の強化、指導員や審判員の養成等、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組む必要があります。〔障がい者スポーツ推進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑧ 点字図書や字幕映像ライブラリーの製作・貸出、点訳奉仕員や手話通訳者等の養成、生活相談や生活訓練の実施により、視覚障がい者・聴覚障がい者の社会参加・自立支援を進めました。今後、障がいの種類・程度等のニーズに応じた支援を一層進めていく必要があります。

手話による意思疎通を一層進めるための法律の制定等が求められている中、三重県議会において、三重県手話言語に関する条例検討会が設置され、条例制定に向けて検討が進められました。今後は、条例の制定等の動きをふまえ、手話言語の普及啓発等に取り組む必要があります。

また、災害時における聴覚障がいに係る避難行動要支援者の支援に関する協定を、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町に加えて、新たに鳥羽市、尾鷲市、紀北町と県が締結し、市町が作成する避難行動要支援者名簿を、平常時から県（聴覚障害者支援センター）へ提供できるようにしました。今後も、他の市町へ取組を拡大していく必要があります。〔聴覚障害者支援センター・視覚障害者支援センター事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑨ 特別支援学校高等部生徒の進路希望を実現するため、職業に係るコース制を導入する学校を拡大するとともに、企業、関係機関と連携した技能検定を実施しました。

また、外部人材を活用して、生徒本人に適した職種・業務と必要な支援の方法を

企業に提案する形の職場開拓を行いました。引き続き、関係機関、企業、NPO等と連携し、キャリア教育の充実を図る必要があります。〔特別支援学校就労推進事業／教育委員会特別支援教育課〕

(3) 精神保健福祉の推進

- ① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう 24 時間電話相談を開設して、相談・助言により適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24 時間電話相談を十分に活用できるよう一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 長期入院精神障がい者の地域生活への移行に向けて、障がい者本人の意欲を喚起する働きかけを行うとともに、外部の支援者との関わり確保に取り組みました。今後も、関係機関の連携強化や退院支援体制の確保を図る必要があります。〔精神障がい者地域移行・地域定着支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）特例子会社（注）を設立し、障がい者が能力を最大限に発揮できるよう作業設備・器具や職場レイアウトの整備を行うとともに、安全面、リスク面にも最大限に配慮した環境の整備を進めている企業があります。

（事例2）工場のバリアフリー化や在宅就労制度の導入に加え、個々の障がい者の特性に応じた仕事の割り当てや生産工程の標準化等により障がい者が働きやすい環境を整備したことで、経済産業省が選定する「ダイバーシティ経営企業」に選ばれた企業があります。

（事例3）車いす利用者が利用しやすいよう、ユニバーサルルームを設けている宿泊施設があります。そこでは、バリアフリーに配慮し、車いす対応トイレを完備するとともに、室内をフラット化して車いすを移動しやすくしています。また、配慮の必要な利用者の視点に立った接客を、経験の豊富な従業員が行っています。

（事例4）障がい者が経験を積むとともに、誰もが社会の一員として活躍できる場所を提供している企業があります。一人ひとりの個性を尊重しつつ、一般企業への就労をサポートしています。

○【NPO・団体等】

（事例1）当事者自らが運営主体となり、障がい者が当たり前地域で自立した生活を営むために、居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウ

ンセラーの養成等、障がい者の活動支援を行っている団体があります。

(事例2) 東日本大震災による障がい者の死亡率は、住民全体の死亡率の2倍以上であったことから、災害時に支援活動がすぐ行えるように、三重県聴覚障害者支援センターが平成28年3月に津市で聴覚障害者災害支援サポーター養成講座を行いました。

(事例3) 災害時に、障がい者等の災害弱者の命が多く失われていることをふまえ、特別支援学校等で「支援が必要な家族がいることは、隠すことではなく、発信、主張することはあたりまえのこと」ということや、「災害時は、支援が必要な人から支えていく」ということを伝えている団体があります。当事者家族等の中にある、他人に迷惑をかけてはいけないのではないかという気持ちからくる遠慮や、障がいがある家族がいることを隠すといった意識に働きかけ、家族の思いを軽くするための発信をしています。

(事例4) 子どもの発達障がいについての講座を開催し、保護者等が子どもの発達の悩みを話せる場を作っている団体があります。

(事例5) 働くことに難しさを感じている人たちに働く場を提供することで、「誰もがその人らしい働き方ができ、共に働く」ことを目的とした「ユニバーサル就労」の普及をめざし、県内各地の食材を生かしたご当地おやきを販売する店舗を運営している法人があります。

(事例6) 町や社会福祉協議会、身体障害者福祉会の広報紙等を音訳し、声の広報としてCDでリスナーである視覚障がい者に届けている団体があります。リスナーが聞いてわかりやすいよう原本に忠実に読むようにしています。

(2) 市町の取組事例(取組事例の紹介)

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障をきたす恐れのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- 鈴鹿市では、「障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい(温かい)町を作ろう」と、地域の学校等の関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフェスタ」を毎年開催しています。
- 松阪市では、手話は言語である旨やその普及を内容とする全国で4番目となる手話条例(松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例)を平成26年4月に施行し、その施策を進めました。また、伊勢市でも「伊勢市手話言語条例」の平成28年4月施行をめざし、手話の理解、普及及び地域における手話の使用しやすい環境構築に努めました。
- 名張市では、市内を走るコミュニティバス6路線全ての障がい者運賃を無料とすることで、障がい者が外出しやすいよう支援しています。

■ 今後の取組方向(平成28年度以降の取組方向)

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や出前トーク等、機会を捉えて啓発広報を行うとともに、平成28年4月の障害者差別解消法施

- 行を受けて、障がい者の差別の解消を推進するため、県の行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むとともに、自閉症・発達障がい支援センター等の高度で専門的な相談支援や障がい者就業・生活支援センター等の広域的な相談支援体制の整備を進めるほか、「三重県障がい者差別解消支援協議会（仮称）」を設置し、障がい者の差別解消を図るネットワークを構築します。
- 特別支援学校においては、児童生徒の自立と社会参画に向けて、発達段階に応じて育みたい能力や態度を考慮した特別支援学校版キャリア教育プログラムを作成し、計画的・組織的なキャリア教育を進めます。
 - 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に向けた支援を行います。また、障がい者の日中活動の場の確保及び居住の場であるグループホームの確保を支援します。
 - 県内の障がい者の雇用を促進するため、優良事例の普及・啓発、支援制度の周知、求人開拓、職場定着推進に向けた人材育成等に取り組めます。また、ステップアップカフェを活用した障がい者雇用に関する意識醸成や、企業間ネットワークの支援等に取り組めます。
 - 一般就労を希望する障がい者等を対象に、民間企業等への委託により、職業訓練を実施します。
 - 「社会的事業所」の創業と安定的な運営の支援に係る補助を行い、障がいのある人もない人も共に働く場づくりを進めます。
 - 平成33年に本県で開催予定の全国障害者スポーツ大会に向け、準備委員会を開催するほか、ポスター、啓発物品等を活用したPR活動を進めます。また、障がい者スポーツ選手等の育成、強化と、指導員や審判員、ボランティア等全国障害者スポーツ大会を支える関係者の計画的な養成を進めます。さらに、障がい者スポーツへの参加意欲を高め、競技力の向上につなげるため、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ地誘致に取り組めます。
 - 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。また、在宅の精神障がい者を医療等多職種チームで支えるアウトリーチの実施圏域の拡大や地域移行をサポートするコーディネーターの配置を進めます。
 - 平成24年10月の障害者虐待防止法施行をきっかけに、通報等件数が増えていることから、体制の充実を図るとともに、関係機関の職員の研修や専門家会議の開催により、専門的知識及び技術を有する人材の育成と適切な支援に努めます。
 - 障害者優先調達推進法による調達方針に基づき、障害者就労支援施設等への発注推進と調達内容の多様化を図ります。また、職場定着支援、社会的事業所の運営支援等、就労支援の充実や障がい者の雇用の場の拡大に取り組めます。
 - 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

- 手話言語に関する条例制定に的確に対応し、情報コミュニケーション支援や手話の普及啓発を進めるとともに、障がい者のスポーツや文化活動等への参加機会の充実や、未婚障がい者の出逢いの支援に取り組みます。

注) グループホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注) ピアカウンセラー・ピアサポーター

同じ課題や不安等を共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

注) 社会的事業所

障がいのある人もない人も共に働く、企業等への一般就労や就労継続支援事業所等における福祉的就労とは異なる、一定の社会的支援のもとに経済活動を行う事業体。

注) 特例子会社

障がい者の雇用促進を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度（子会社が雇用する労働者とその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例制度）により、特別に認定を受けた子会社のこと。

コラム・みんなの取組 ④

団体・企業名	シグマフロンティア株式会社 松阪作業所
関連する県の人権施策	人権施策 404 障がい者
まとめ	一人ひとりの個性に応じた仕事内容の設定、本人や家族との面談、生活支援も含めた学習会等のきめ細かい取組が、安心・安全な職場環境を作り出し、障がい者雇用を拡大することにつながります。

1. シグマフロンティア株式会社について

シグマフロンティア株式会社は、2012(平成 24)年に設立しました。松阪営業所では、2015(平成 27) 年末時点で 12 人の障がい者(知的障がい 9 人、身体障がい 2 人、精神障がい 1 人)がプラスチック部品の加工・検査、自動車部品の検査や、文房具の流通加工等に従事しています。

2. きめ細かいサポートで社員を伸ばす

社内では、一人ひとりの障がいを個性として受け止め、その人にあった仕事を模索しながら、勉強会等も行ってきました。また、顧客に代価をいただく仕事に対して、「報告・連絡・相談」をしながら責任感を持って取り組む姿勢も大切にしてきました。社員の業務日誌や面談から感じる就業の上での困りごとを把握し、一人ひとりの変化を見逃さないようにしています。必要に応じて本人と面談し、また、6 か月ごとの家族面談での情報交換を大切にしています。さらに、交流会を行い、保護者どうしのネットワーク作りにも取り組んでいます。



当初は、顧客の理解が必要でしたが、実際の仕事を見てもらったり、責任をもった納品等に取り組んできたりしてきたことで、今では信頼を得ています。また、障がい者の雇用促進を通じた社会貢献についても理解してもらっています。

3. 働きやすい環境を

当初は、顧客からは簡単な検査の依頼が多かったのですが、速く的確な検査ができることから、高度な検査も依頼されるようになってきました。できることが増え、スピードや精度が上がることは、労働へのモチベーションが上がることにつながります。



人間関係にも配慮し、「障がい者とは仕事したくない」という人にも、会社の方針を示し、理解を求めてきました。現在では、同じ工場とともに働く人として、お互いが働きやすい環境となっています。松阪作業所では、定期的な課外研修、親睦としてのレクリエーションや障がい者雇用事業との交流を行い、社員の一人ひとりの能力とチームワークの向上につなげています。

社員の家族からの口コミも徐々に広がり、今後の社員の確保は希望が持てる状態になってきました。雇用を広げるためにも、仕事を確保するように企業努力をしています。2016(平成 28) 年の春には、初の新卒者を受け入れます。

人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム

コラム・みんなの取組 ⑤

団体・企業名	音訳グループ 響きの会
関連する県の人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 404 障がい者
まとめ	「音訳」は視覚障がい者にとっての情報保障として、また、合理的配慮の選択肢の一つとして、より重要性が増すと考えられる取組です。

1. 誰もが地域で安心して心豊かに暮らすために

「音訳グループ 響きの会」は、視覚障がい者の情報保障に向けて、印刷物を音声にして伝える音訳(録音、CD化等)に1987(昭和62)年から取り組んでいます。現在、約25人の会員がいます。

2. 「これがあって助かる」という言葉を励みに

響きの会は、月2回の定例会などを中心として、町広報紙等を音訳して利用者に届けています。また、県視覚障がい者支援センターの蔵書や、利用者からの要望のあった本の音訳、視覚障がい者の人への情報提供に関する支援等にも取り組んでいます。

菰野町には約80人の視覚障がい者が在住し、そのうちの7人が音訳利用者です。響きの会では、視覚障がい者の方からいただく「これがあって助かる」という言葉を励みに取り組んでいます。

より多くの方に利用してもらえよう、社会福祉協議会の広報に、2015(平成27)年6月号から周知記事を入れてもらいました。

会員は、活動拠点の町保健福祉センターにある音訳のための録音室を活用したり、自宅で時間の合間を利用したりして、それぞれが無理のないように音訳に取り組んでいます。

「みんなのふくし」は視覚障がいのある方へ「声の広報」でお届けすることができます。社会福祉協議会までお問い合わせください。

編集・発行 社会福祉法人菰野町社会福祉協議会
TEL394-1294 FAX394-342
〒510-1253 三重県三須郡菰野町菰野町視覚福祉社
Eメールアドレス komono-f@im2.cty-net.ne.jp
Facebook <https://www.facebook.com/komono.shak>

3. 音訳技術の向上をめざして

よりよい録音を届けるために、外部からも講師を招聘して勉強会を定期的に行っています。標準語アクセントに苦勞しながらも、利用者が聞き取りやすく、わかりやすい音訳をめざしています。また、毎年開催される町・町社会福祉協議会主催の「けやきフェスタ」で絵本や紙芝居の朗読にも取り組んでいます。会員の声を聞いてもらうことで、音訳を知ってもらう機会としています。加えて、菰野町内の小学校のクラブ活動に出向き、出前授業も行っています。

4. 合理的配慮の選択肢の一つとして

視覚障がい者が情報を得る他のツールとして、点字があります。しかし、中には中途障がいにより、点字を読むことが困難な人もいます。

今後も合理的配慮の選択肢の一つとして、音訳に取り組んでいくことが大切だと考えています。

音訳グループ 響きの会	結成年月日 昭和62年2月1日
活動時間 定例会 日時 毎月第2・3金曜日 14:00~ その他随時	活動 日時(原則) 毎月第1木曜日 13:45~ 毎月第4金曜日 13:45~
活動内容 視覚障がいの方への録音による情報提供 施設等への情報発信	

菰野町から発行される広報紙「広報こもの」「広報菰野おしらせ版」「議会だより」、社協からの「みんなのふくし」「わ」「身障お知らせ通信」「身障こもの」、その他三重県視覚障がい者支援センターに収める蔵書、要望をいただいた本等を録音、CDに作成し、利用者の方へ郵送するという形で情報提供のお手伝いをしています。

デイスリープ等の雑誌を訪問し、長話・エッセー・紙芝居等を聞いていただき、楽しいひと時を過ごしています。

よりよい録音をお届けするために、勉強会を定期的に行い、音訳技術の向上を心がけています。

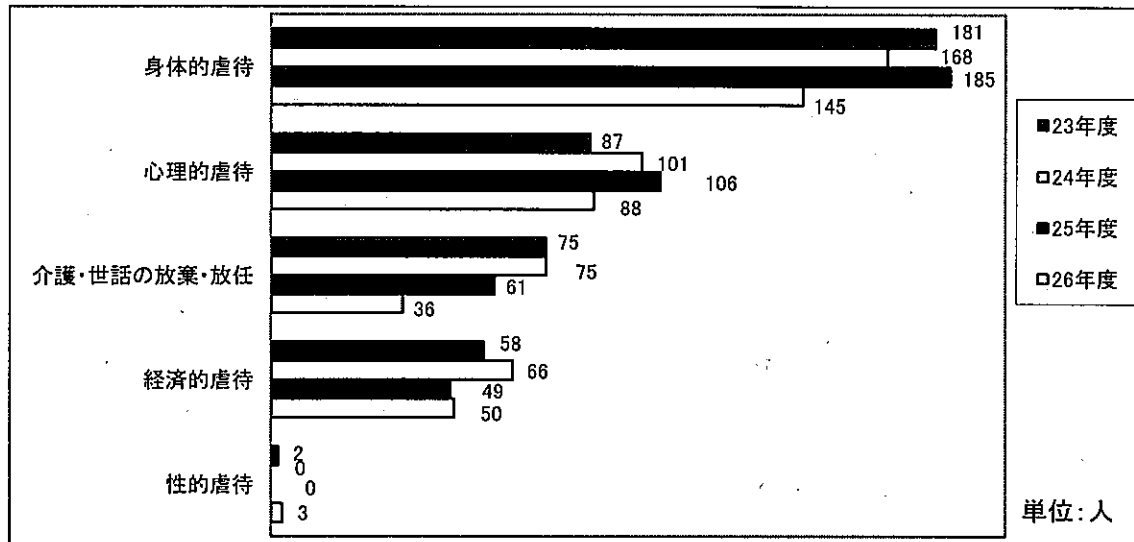
町の広報紙7誌を録音CDに入れます
専用郵送袋で送ります
郵便屋さんありがとうございます！

外部講師による勉強会
標準語アクセントに苦勞
聞き取りやすい録音が
出来ますように！

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】 高齢者虐待（養護者による）の事実確認状況

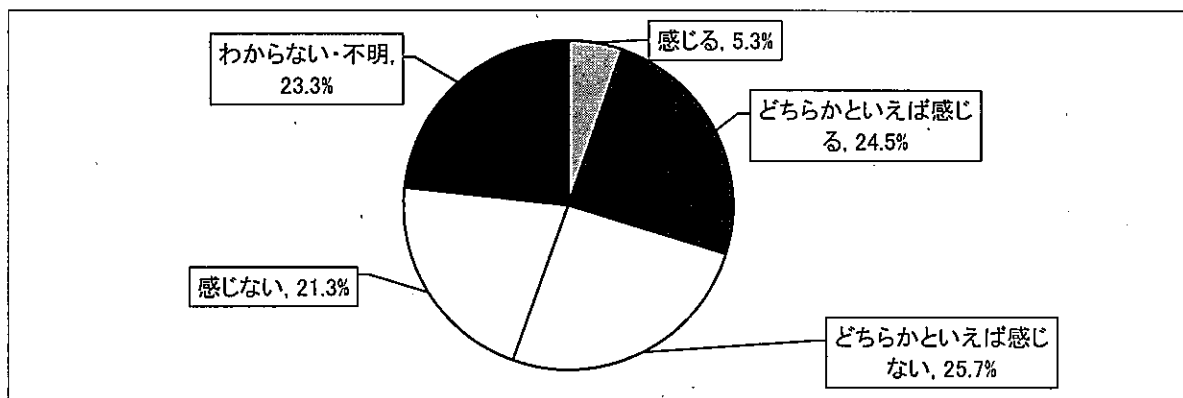


（複数種類の虐待を受けている場合は、重複して計上しています。）

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

【関連データ2】 福祉サービスの利用に関する実感

（必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感）



資料：みえ県民意識調査（平成27年1～2月）

データに関するコメント

【関連データ1】 県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。

県内での平成26年度中の虐待に関する相談通報件数は495件ありましたが、このうち217件が虐待と判断されました。

【関連データ2】 必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感については、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が47.0%で、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合（29.8%）より高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正（平成25年4月施行、平成24年9月一部施行）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成20年5月施行）
- 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の制定（平成26年6月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の改正（平成26年6月施行）
- 「介護保険法」の改正（平成27年4月施行）
- 「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の策定（平成27年1月）
- 「みえ高齢者元気・かがやきプラン（第6期三重県介護保険事業支援計画・第7次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成27年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 厚生労働省は、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等をふまえて、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解のもとに、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付けており、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況等を取りまとめた平成27年「高年齢者の雇用状況」の集計結果によると、三重県は、「高齢者雇用確保措置の実施状況」が全国2位、「希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合」が10位、70歳以上では15位となっています。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため「介護保険法」が平成26年6月に改正され、在宅医療・介護連携の推進等、地域支援事業の充実が図られました。
- 平成24年9月に閣議決定された「高齢社会対策大綱」は、我が国が、世界のどの国もこれまで経験したことのない超高齢社会を迎えている中で、意欲と能力のある高齢者には社会の支え手となってもらうと同時に、支えが必要となった時には、周囲の支えにより自立し、人間らしく生活できる尊厳のある超高齢社会を実現させていくとともに、国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できるような全世代で支え合える社会を構

築することを目的としています。

- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」、又は高齢社会の多様な課題についての意識に関する調査を行う「政策研究調査、高齢化問題基礎調査」を毎年実施しており、平成 27 年度においては「高齢者の生活と意識 第 8 回国際比較調査」を実施しました。
- 厚生労働省においては、行方のわからない認知症高齢者の捜索を行っている家族が、生活している自治体以外で、身元不明として保護されている方の情報を得られるようにするため、特設サイトを平成 26 年 8 月に設置し、運用しています。
- 厚生労働省においては、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を平成 27 年 1 月に策定しました。

【三重県の状況】（平成 27 年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

- ① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。全国健康福祉祭山口大会への選手団の派遣や地域リーダー育成研修等の開催、県や市町老人クラブ連合会事業への助成等を行いました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を生かしていくことが必要です。〔高齢者健康・生きがいづくり支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

（2）介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

- ① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。今後も増加が予想される医療依存度の高い利用者に対して、適切なケアマネジメントができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。〔介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や認知症サポート医の養成、認知症高齢者ケアに係る介護サービスの職員等の資質向上を図るための研修を実施しました。また、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行うとともに、認知症の方への「応援者」である「認知症サポーター」及び認知症サポーター養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成に取り組み、サポーター等の数が約 12.4 万人となりました。

さらに、認知症疾患医療センターを 5 か所指定し、地域における認知症に関する専門医療や専門医療相談の充実に取り組みとともに、若年性認知症のケアの質の向上を図るための研修を実施しました。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 地域包括ケア（注）の中核的な拠点となる地域包括支援センター（注）の機能強化

に向けて、職員のネットワーク形成力の向上等の研修会を実施するとともに、市町の地域ケア会議等へ専門家をアドバイザーとして派遣しました。〔地域包括ケア推進・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

(3) 高齢者の人権に配慮した社会環境の整備

- ① 要介護状態が重くなり、在宅での暮らしが困難になった場合等、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホーム2施設（140床）の整備に対し支援を行いました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。〔介護サービス基盤整備補助事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援を必要とする場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会と連携して「三重県高齢者虐待防止チーム」を設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

高齢者虐待防止の業務を行う市町や地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業等を引き続き実施していく必要があります。〔認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

- ③ 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎（2駅）のバリアフリー化の取組に対し支援しました。

バリアフリー法に基づく基本方針に沿って鉄道駅・バスのバリアフリー化が進むよう、国、関係市町、事業者等と協議、調整を進める必要があります。〔地域公共交通バリア解消促進事業／健康福祉部地域福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）認知症の人の介護を行う家族が悩みを抱え込まないように、認知症サポーター養成研修を開催して、住民同士で支え合う地域づくりに取り組んでいる団体があります。

（事例2）高齢化率が49%の地域で、老人会による高齢者の見守り活動や配食サービス等を行っている団体があります。

（事例3）買い物に出かけることが困難な高齢者の移動手段を確保するため、平成23年に買物無料送迎バスの試験運行に取り組み、現在は地元企業がバスの運営を担うなど、地域・NPO法人・事業者の連携による地域ぐるみの活動を展開している団体があります。

（事例4）高齢者が多い客層に合うサービスを考え、「高齢者にやさしい商店街」づくりを進めている商店街があります。高齢者に無料のカートを用意したり、60歳以上の方に特典がある「ふれあいカード」を作ったり、AEDを設置したりしてい

ます。

(事例5) 認知症予防に効果が期待される心理療法である「回想法」を地域ケアに取り入れようと、社会福祉協議会とともに「回想法」を実践する人材の育成に取り組んでいる団体があります。

○〔企業〕

(事例1) 金融機関をはじめ地域に本社や営業所等を置く企業では、高齢者が暮らしやすいまちづくりを目的とした取組や、高齢者の見守り等活動に関する協定を地元自治体と締結し、行政・地域と一体となり、高齢化地域の活性化に取り組んでいます。

(事例2) コンビニエンスストア等、宅配サービスを展開する企業が増えてきている中で、県内には宅配サービスを開始して30年近くになるスーパーマーケットがあり、今では、商品の宅配だけでなく、家の修理や庭木の剪定のための業者斡旋や仲介サービスの提供にも取り組んでいます。

(事例3) 日帰り温泉施設を運営している企業では、企業の社会的責任を果たすため、高齢者等を対象に、買い物ツアーや健康増進運動等を実施することで、高齢者の元気づくりに取り組むとともに、高齢者の持つ知識や経験を活用して子どもたちとの交流を深めることにより、地域の活性化をめざしています。

(2) 市町の取組事例 (取組事例の紹介)

- 大規模災害発生時に、一般的な避難所では支障を来たすおそれのある災害時要援護者の避難を目的とした「福祉避難所」の設置・運営が円滑に行えるように、多くの市町が社会福祉施設等と協定を結んでいます。
- いなべ市では、市が一般社団法人元気クラブいなべに委託して実施している健康増進・介護予防事業において、延べ995人が元気リーダーコースに参加しました。また、厚生労働省の「第3回健康寿命をのばそう！アワード表彰」において、厚生労働大臣自治体部門優秀賞を受賞しました。
- 松阪市では、認知症の高齢者が徘徊等のため行方不明になったとき、早期に見守り・保護につなげ、本人や家族の不安や負担を軽くするための取組として、認識シールや配信メール等を活用した「徘徊SOSネットワークまつさか」を平成26年6月から本格的に開始しました。平成27年度からは、松阪市のみでなく多気郡3町(多気町、大台町、明和町)もそのエリアに加わり、より広域的なネットワークづくりを始めることになりました。また、四日市市や伊勢市等でも同様の取組が開始されており、こうした取組が県内各地に広がっています。
- 名張市では、「まちの保健室」による電話・訪問による見守り、通話録音装置の設置、防犯カメラ・自動着信拒否機器等の貸出等を実施し、高齢者を振り込め詐欺等、悪質な電話勧誘等から守る取組が実施されています。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

- 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりをめざした取組を行います。

そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう、また、医療ニーズに対応し、医療と介護の推進を実現できる人材を養成するため、研修を実施します。

- 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、新オレンジプランをふまえた認知症施策を含む「みえ高齢者元気・かがやきプラン」に基づき、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進します。

また、平成28年10月に四日市市で開催予定の国際会議「認知症サミット in MIE」の開催を支援します。

- 高齢者虐待の防止・早期発見・早期対応や、成年後見制度の利用促進に向けて、市町等の職員や介護施設従事者を対象とした研修を関係機関と連携して実施します。また、成年後見制度の普及・利用促進等により、高齢者の権利擁護に取り組みます。
- 地域包括支援センターが地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進する中核機関として、高齢者をさまざまな形で支援できるよう、職員を対象としたネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催するとともに、市町等の地域ケア会議へ介護や福祉分野の専門家等をアドバイザーとして派遣します。
- 公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化等に対し支援します。

注) 地域包括ケア

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する包括的な支援。

注) 地域包括支援センター

高齢者の地域生活を支援するため、介護や介護予防のほか、保健・医療・福祉、権利擁護、虐待防止等、さまざまな問題に対して、総合的な相談およびマネジメントを担う地域包括ケアの中核機関。各市町または市町から委託された社会福祉法人等が設置運営を行う。

コラム・みんなの取組 ⑥

団体・企業名	紀南バリアフリー研究会
関連する県の 人権施策	人権施策 404 障がい者 人権施策 405 高齢者
まとめ	バリアフリーを意識して様々な設備をつくっても、障がい者や高齢者等に寄り添うものにはなっていなかった例もあることから、当事者の意見等を取り入れていくことが大切です。

1. 安全で快適に暮らせるバリアフリーのまちづくりをめざして

紀南バリアフリー研究会は、2001(平成13)年に全ての人が個人として尊重され、安全で快適に暮らせるバリアフリーのまちづくりをめざして設立され、現在は21人の会員がいます。県がバリアフリーアドバイザーの養成を始めたときに、熊野でも取組が始まりました。

現在、熊野市を中心に、月1回の定例会を開催しています。身体障がい、聴覚障がい、視覚障がいなどがある人も会員におり、スムーズな情報交換が行われています。紀南地域を中心に「ユニバーサルデザイン」や「三重おもいやり駐車場利用証制度」の啓発等を行ったり、地域で啓発を行う人材として「ユニバーサルデザインアドバイザー」を養成したりして、地域に密着した活動を行っています。



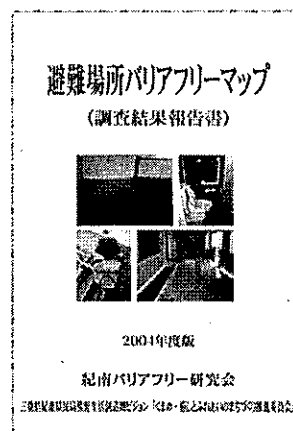
2. ユニバーサルデザインのまちづくりに向けて

2004(平成16)年度に、紀南バリアフリー研究会が中心になり、避難場所バリアフリーマップを作成しました。避難場所に指定されている施設は、ほとんどが地区の集会所的な場所であり、公的な施設であることが多い状況です。その意味でも、バリアフリーの必要な場所であることから、今後、現場の改善等が必要な施設もあると考えています。

実際に調査に入ると、避難所になっている建物に設置されてあるスロープや障がい者向け駐車場の傾斜が急であることに気づくことがあります。また、障がいの違いに対応できていない施設もあります。

地域の祭り等で「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及のキャンペーンを行っています。ブースでは会員が分担して、啓発冊子の子ども塗り絵、ユニバーサルデザインに関するアンケート、普及のためのチラシやティッシュ配り等を行いました。

紀南バリアフリー研究会は、会議や活動を無理のない範囲で行っています。そのことが、会を続けていくために必要なことだと考えています。



コラム・みんなの取組 ⑦

団体・企業名	NPO法人「みなみいせ市民活動ネット」
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 201 人権啓発の推進 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 405 高齢者
まとめ	参加者が自分の人生を振り返って話し、お互いの経験を肯定しあう関係を地域で築くことは、自己肯定感を高めることや、介護予防につながります。また、取組を推進する地域のリーダーを養成していくことは、地域における豊かな人間関係づくりの促進につながります。

1. NPO法人「みなみいせ市民活動ネット」の取組

高齢化率が約45%(2014(平成26)年3月末)と、高齢化が進む南伊勢町は、20年後には51%を超えると予想されています。「みなみいせ市民活動ネット」は、南伊勢町社会福祉協議会と協働し、認知症予防に効果が期待される地域回想法を取り入れ、町内各地で研修会を行っています。

2. これまでの人生を肯定的にとらえ、自己肯定感を高める

地域回復法は、自分の人生を振り返り、肯定的にとらえ、健やかで豊かな人生を歩み続けられるように支援する取組をそれぞれの人の地域で行うものです。

南伊勢町では、一人暮らしや家族と同居している高齢者、家に閉じこもりがちだったり、軽度の認知症があったりする高齢者等を対象に実施しています。



3. さまざまな主体が協働して進める

この取組は、京都大学東南アジア研究所の藤澤道子さんに関わっていただいています。2014(平成26)年の講演会では、みなみいせ市民活動ネットと社会福祉協議会が共催、町福祉課が後援でしたが、翌年の講演会では、みなみいせ市民活動ネット、社会福祉協議会、高齢者相談センター、町立南伊勢病院、町福祉課などで共催しました。



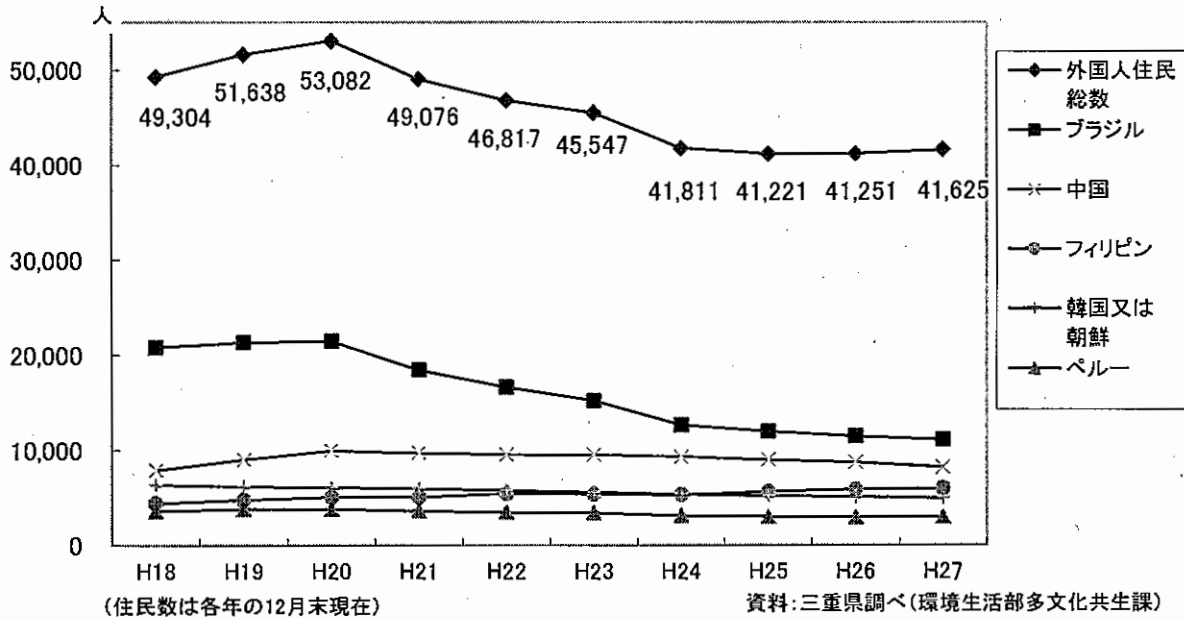
講演会後のアンケートを年代後に見ると、60歳代では「認知症に対する理解が深まった」、70～80歳は「認知症への不安が少なくなった」、40～60歳は「認知症は地域で支えることや関係団体の連携が必要」といった回答が多くありました。

回想法を町民に広めるためのリーダー養成基礎研修も行っています。リーダーとして主体的に取り組む立場に立った受講者は、「人数が多いと話が聴きづらくなる」「テーマをよく考えた方がよい」などの課題に気づくようになりました。また、実地的な取組を経験した人からは、「口数の少ない人もそれなりに仲間に入り、進んで話していた」「なごやかに進行できてよかった」「みなさんの工夫、やる気を促すことができて満足」「達成感を味わってもらえた」「はじめは遊びの話から入っていき、昔は子どもも家の手伝いで大変だったという思い出話になり、その後食べ物の話になっていった。こちらがお手玉の歌を歌うとみんなで合唱になり、私の知らない歌も教えていただきました」などの感想が寄せられています。

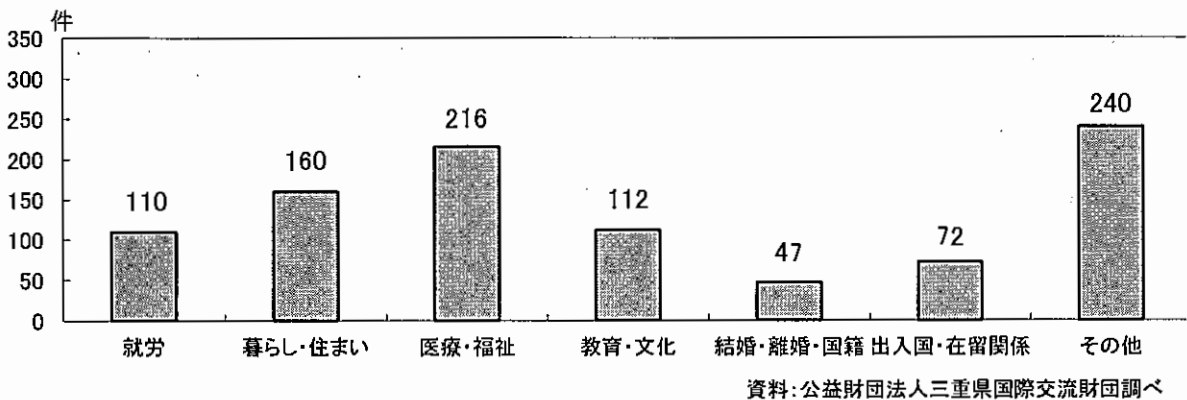
外国人

■ データからみた状況

【関連データ1】 外国人住民数の推移



【関連データ2】 外国人相談件数（平成27年度）



データに関するコメント

【関連データ1】平成27年12月末現在の三重県の外国人住民数は、41,625人（前年比374人、0.9%増）で2年連続の増加となりました。県内総人口に占める外国人住民の比率は、2.25%になりました（法務省統計では平成26年12月現在で全国第3位）。本県の外国人住民数を国籍別にみると、ブラジルが11,133人で全体の26.7%を占め、以下中国、フィリピン、韓国又は朝鮮、ペルーと続いており、上位5か国で約80%を占めます。（H23.12以前は外国人登録法に基づく外国人登録者数）

【関連データ2】公益財団法人三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による外国人住民相談窓口での平成27年度の相談受付は957件でした。相談内容はあらゆる分野にわたっており、その中でも「医療・福祉」、「暮らし・住まい」、「教育・文化」、「就労」に関する相談で約62%を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度等在留資格の拡大（平成2年6月施行）、外国人登録制度の廃止と新しい在留管理制度の導入（平成24年7月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民も住民基本台帳制度の対象に（平成24年7月施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）
- 「三重県多文化共生社会づくり指針」の策定（平成28年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 国の外国人労働者問題関係省庁連絡会議においては、平成18年12月に『生活者としての外国人』に関する総合的対応策』を取りまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと効果的な施策の実施に取り組んでいます。
- 内閣府においては、平成22年8月に、「日系定住外国人施策に関する基本指針」を、平成23年3月には、「日系定住外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。平成26年3月には基本指針と行動計画を一本化して、「日系定住外国人施策の推進について」を策定しました。
- 東海4県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでいます。
また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共生できるような環境整備等に、多くの企業が取り組む契機とするため、経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月に策定し、セミナーの開催等により各企業・事業者への周知と具体的な取組の促進を図っています。
- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月に公布され、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民の住民基本台帳制度が導入されました。
- 国の「日本再興戦略改訂2015」において、外国人材の活用として、高度外国人材受入れ促進のための取組強化や留学生のさらなる受入れ加速化と留学後の活躍支援強化等が進められています。
- 特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的な関心が高まる中、平成26年の国連自由権規約委員会や国連人種差別撤廃委員会による最終見解で、政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。また、このような情勢の中、国会において、ヘイトスピーチの解消に向けた対策法案についての審議がなされました。（参考「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年6月3日施行））

【三重県の状況】(平成27年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 市民活動の一環として開設されている日本語教室の日本語指導ボランティアが、学習者の多様なニーズに対応できるよう、市町等と連携して、日本語指導ボランティア研修(入門研修)を実施しました。研修では、地域とのコーディネートに係る内容を取り入れるなど、人材の育成支援を充実するとともに、研修参加者がボランティアとして実際に活動していただけるよう、日本語教室の情報提供を行いました。
〔コミュニケーション施策推進事業/環境生活部多文化共生課〕
- ② 外国人住民の地域社会への参加・参画を進めるため、健康、安全、教育、文化等の行政・生活情報を、多言語ホームページ(ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語)で提供しました。マイナンバー制度を紹介する情報を配信したところ、特に多くの閲覧がありました。今後も、防災や教育等、外国人住民の関心が高い話題を取り上げるなど、内容を充実する必要があります。〔コミュニケーション施策推進事業/環境生活部多文化共生課〕
- ③ 多文化共生啓発イベントでは、外国人住民と関係団体、企業、県民が体験発表を行うワークショップ等を開催しました。多文化共生社会づくりには、異なる文化を受け入れる共通認識が不可欠であることから、さまざまな団体等の主体的な参加促進や連携強化等へ取組を広げていく必要があります。〔多文化共生啓発事業/環境生活部多文化共生課〕

(2) 外国人住民の社会生活における支援の充実

- ① 外国人住民の生活全般にわたるさまざまな相談内容について、多言語(8言語)での窓口及び電話相談に応じたほか、市町・NPO等の外国人住民向け相談員や、外国人住民に直接接する業務を担当する職員等に対して、相談を受けるにあたっての心構えや対応方法について学ぶ、外国人相談窓口担当者向け研修を開催しました。引き続き、複雑化、多様化する相談への的確な対応が必要です。

医療通訳制度の発展・定着に向け、医療通訳育成研修(ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・中国語)を開催して医療通訳人材の育成に努めました。また、公開セミナーを開催し、医療機関関係者や外国人住民等に、医療通訳制度の周知を行いました。

大規模災害発生時の外国人住民への支援体制を整備するため、災害時外国人サポーター研修と外国人住民を主な対象とした避難所訓練を実施しました。

外国人住民等を対象とした研修会を開催するとともに、消費者被害防止に係るDVDを作成するなど、外国人住民の消費者被害防止に努めました。

外国人住民は、永住者として在留する傾向にあることから、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で課題が複雑化・多様化しています。外国人住民が安心して地域社会の一員として暮らせるようにするため、課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。〔外国人住民総合サポート推進事業/環境生活部多文化共生課〕

- ② 三重県労働相談室において、外国人住民から寄せられるさまざまな労働相談に対してアドバイスを行うとともに、ポルトガル語・スペイン語通訳による電話相談に対応しました。引き続き、外国人住民向け労働相談の効果的な周知に努めていく必要があります。〔中小企業労働相談事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕

(3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

- ① 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」(注)を開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。

また、県内の外国人児童生徒教育をさらに充実させるため、外部支援員（日本語協力者、学習支援ボランティア、通訳等）の資質向上を目的とするテキスト「外国人児童生徒教育に係る外部支援員等研修テキストー効果的な日本語指導のための支援の進め方ー」を活用した研修を推進しました。〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔企業〕

（事例1）イスラム教の戒律にそったハラール認証の食事を提供し、ムスリムの観光客を受け入れている企業があります。その施設には、礼拝室も設けられています。

○〔NPO・団体等〕

（事例1）外国人住民を支援するNPO法人が、大学等に進学する外国人生徒に対して奨学金を給付する制度を創設し、支給しています。この奨学金は趣旨に賛同した民間企業の協力をもとに、外国人の地域社会参画を支援するプロジェクトの一環として実施されています。4回目となる平成28年は大学に進学する6人に奨学金が送られました。

（事例2）「自分は韓国人なのか、日本人なのか悩んでいた」という思いを短歌で表現してきた歌人がいます。「人が集まる広場」を意味する短歌会を主宰し、歌集「マダン」を発表しています。

（事例3）日本への留学を志す外国人留学生の環境整備に貢献することを目的とする「日本留学アワーズ2015」で、県内の私立大学が大賞を受賞しました。留学生に対する日ごろからの丁寧かつ親身な対応とサポート体制が評価されました。

○〔学校〕

（事例1）外国人生徒の在籍割合が高い県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習や進路面の支援について検討を行うとともに、県、市、商工会議所、国際交流協会等と連携し、外国人生徒の日本での生活に必要な基本的知識の習得に向けた支援や、日本語で学ぶ力の育成をめざした授業づくりの研究に取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成13年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が参加しています。
- 鈴鹿市は、市ホームページに自動翻訳サービスを導入して、それまでの英語、ポルトガル語、スペイン語に、中国語（簡体字）と韓国語を加えて、5か国語の情報提供を行っています。
- 松阪市では、官民協働の組織が中心となり、差別のない多文化がいきいきと共生する松阪市をめざし、講演会や交流イベント「松阪やたいむら」等を開催しています。「松阪やたいむら」には、平成27年度は4,500人が参加しました。
また、外国人児童生徒のための初期適応支援教室や外国人幼児のための就学支援教室を開設し、小中学校への適応と日本語指導を支援するとともに、多言語による相談窓口を開設しています。
- 伊勢市は、防災や災害時の対応等の知識を高めるための外国人住民を対象とした防災説明会や、災害時の避難所で外国人をサポートしたり、外国人が支援者となったりするための避難所運営訓練等を実施しました。

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

- 平成28年3月に策定した「三重県多文化共生社会づくり指針」に基づいて、県内市町や他県等さまざまな主体と連携して、文化的背景の異なる人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで地域社会を一緒に築いている、多文化共生社会づくりに取り組みます。
- 多文化共生の社会づくりに向けて、外国人住民等への多様な情報提供や、文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に努めます。外国人住民等が地域社会の担い手となるために必要な情報の多言語ホームページ（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、英語、日本語）での提供や日本語指導ボランティアの育成に取り組むほか、市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりに向けた啓発イベント等を開催します。
- 市町、企業やNPO等のさまざまな主体と連携して、多言語による相談窓口の設置（ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語、ベトナム語、タイ語、英語）、医療通訳の育成のための研修の実施、災害時の外国人住民等への支援体制の整備、消費者被害防止のための研修会の開催等、外国人住民等の安全・安心な暮らしに向けた支援に引き続き取り組みます。
- 外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう支援を行っていきます。
また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図ります。

注) 初期適応指導教室

来日間もない外国人児童生徒等に、一定期間集中した日本語指導や学校生活への適応指導を行う機関。

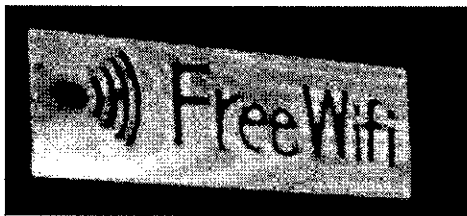
コラム・みんなの取組 ⑧

団体・企業名	海女小屋 はちまんかまど
関連する県の 人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 406 外国人
まとめ	さまざまな文化的背景を持つ人が安心して利用できる施設をつくることは、異なるいろいろな文化や多様性を認めあい、個人が尊重される共生社会づくりにつながります。

1. いろいろなお客さんのことを考えて

「海女小屋 はちまんかまど」は、海女が炉端で焼いた魚介類を食べられる観光施設で、2004(平成16)年に開設されました。隣接する海浜公園はバリアフリー構造になっています。海外から来店した若者が、スケートボードで突堤の先まで行ったことにヒントを得て、経営会社社長の野村さんは、店のバリアフリー化を加速させました。また、高齢者や外国人の来店に合わせ、いす席を多く配置しています。

野村さんは、「お客さんのことを考えていたら、自然とユニバーサルな施設になりました。他にも、多くの外国人の人が使っているクレジットカードを使用できるようにしたり、スマートフォン等に対応するようにFree-WiFiや、洋式のシャワートイレを導入しました。外国人のお客さんは、2014(平成26)年に年間3,000人だったのが、2015(平成27)年は4,000人になりました。あと、



何が残っているのかと考えたところ、宗教のバリアが残っているのではないかと考えました。そこでムスリムのお客さんが使い易いような施設を作ろうと、男女別の礼拝所、手洗い所を設置しました。伊勢志摩サミット開催が追い風になりました」と話します。

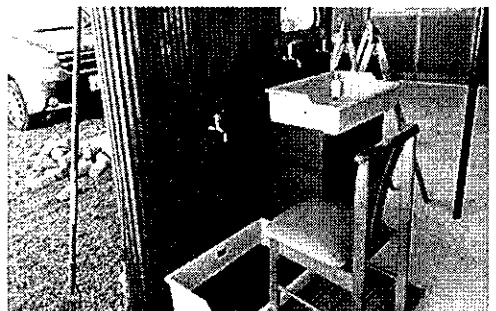
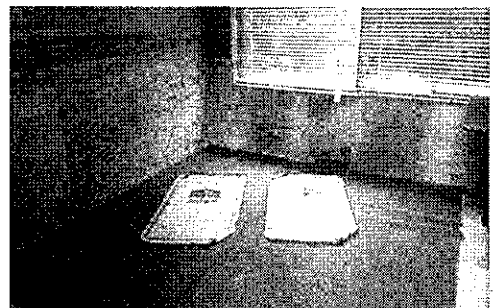
2. さまざまな文化的背景を持つ人たちに対応する

2016(平成28)年5月26日、27日に伊勢志摩サミットが開催され、外務省プレスツアーで欧米、アジア、中東、アフリカよりジャーナリストが来訪しました。サミットを契機に、さまざまな文化的背景を持つ人たちの来客が期待されます。

ムスリムの観光客に対応するためには、戒律に沿っていると認められたハラール認証の食事を提供することが必要です。

はちまんかまどでは、2015(平成27)年5月からムスリムの観光客向けに、豚肉やアルコールを使わないメニューも作り、そのことがわかるように英語表記しています。また、男女別で8人ほどが使用でき、エアコン完備の礼拝室も設置しました。

礼拝室には、カーペットが敷かれ、聖地メッカの方角を示すステッカーと方位磁石を置いてあります。礼拝前に手足を清める施設も備えてあります。

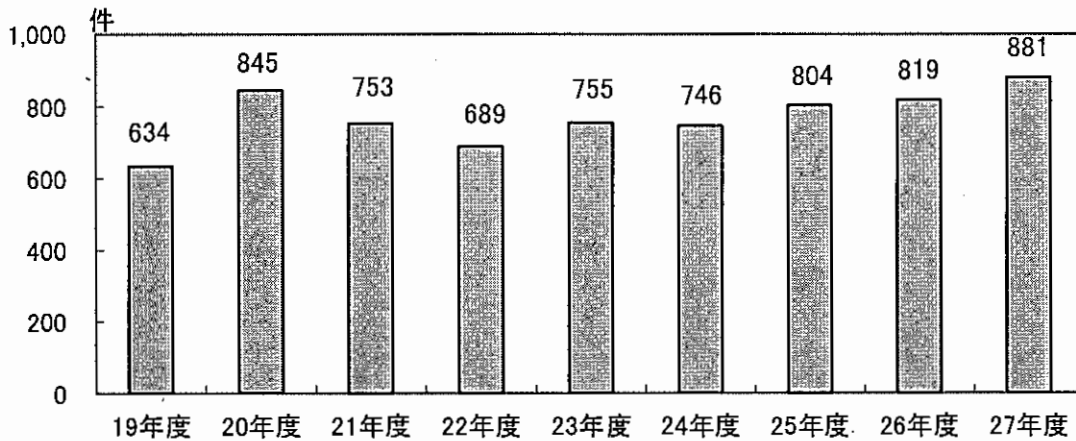


（施策分野4）人権課題のための施策

患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）

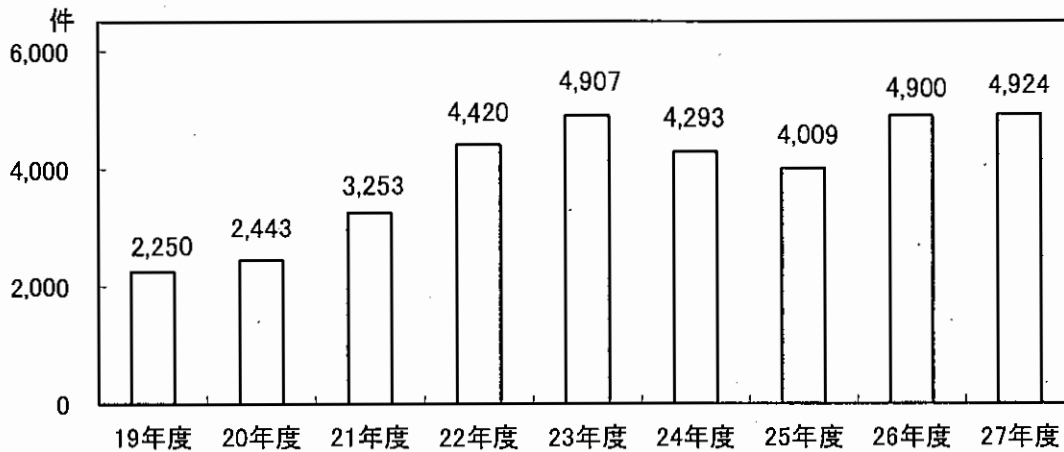
■ データからみた状況

【関連データ1】医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医務国保課）

【関連データ2】難病相談支援センター相談件数の推移



資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成19年度以降、毎年600件を超えており、平成27年度は881件と過去最多となりました。

【関連データ2】三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成27年度は4,924件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成8年4月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成11年3月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成19年4月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成21年4月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成22年1月施行、7月一部施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成22年1月施行）
- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（平成23年5月）
- 「がん対策推進基本計画」の改定（平成24年6月）
- 「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」の制定（平成24年9月施行）
- 「障害者自立支援法」の改正〔「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に名称変更（平成25年4月一部施行、平成26年4月一部施行）〕
- 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制定（平成27年1月施行）
- 「児童福祉法」の改正（平成27年1月施行）
- 「医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例」の制定（平成25年4月施行）
- 「三重県がん対策推進条例」の制定（平成26年4月施行）
- 「三重県がん対策戦略プラン」の第2次改訂（平成25年3月）
- 「三重県保健医療計画」の第5次改訂（平成25年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成11年度から「HIV感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12月4日～10日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成11年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成24年1月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を平成21年4月に施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病療養所入所者等に対する支援に取り組んでいます。
- ハンセン病患者の裁判が裁判所外の隔離施設等に設置された「特別法廷」で開かれたことについて、最高裁判所は、平成28年4月に外部有識者委員会報告書を発表し、「特

別法廷」を認めた裁判所の運用が裁判所法違反であったとして、ハンセン病患者に謝罪の意を表明しました。

- 平成25年4月に「障害者自立支援法」が改正され、同法の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」となり、新たに難病患者等が、障害福祉サービス等の対象となりました。
- 平成26年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」及び「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、平成27年1月から新たな制度に基づく難病対策が開始されました。
- 平成26年6月に「医療法」が改正され、平成27年10月から、医療事故が発生した医療機関において院内調査を行い、その調査結果を民間の第三者機関が収集・分析することで再発防止につなげる医療事故調査制度が開始されました。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成27年10月の医療事故調査制度の施行もふまえた県の医療安全対策を協議するため、医療安全推進協議会を開催するとともに、平成28年2月には、同制度をテーマに、医療従事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。〔患者本位の医療の促進／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ② 三重県がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族の悩みや不安等の相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や各がん診療連携推進病院、患者会等との連携を進めました。社会保険労務士によるがん患者の就労相談を実施するとともに、がん患者の体験を伝えるセミナーを開催するなど仕事とがん治療の両立の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療に係る医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。〔がん療養生活向上事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

（2）病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① HIV検査普及週間（6月1日～7日）及び世界エイズデー（12月1日）等、キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図るよう取り組みました。

今後、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。〔エイズ対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課〕

- ② ハンセン病問題の歴史と三重県との関わりなども含めたハンセン病の理解啓発に関するパネルの制作・展示を行い、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に

努めました。

今もなお、多くのハンセン病元患者が家族や友人、地域から分断されたまま過ごしているように、依然として差別は残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。〔ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

(3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 三重県医療安全支援センターにおいて、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます高くなっており、相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。〔医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医務国保課〕

- ② ハンセン病元患者への生活支援のため、県出身者が入所している療養所への訪問や集団里帰りを実施しました。また、療養所退所者等に対する相談窓口の設置や専門医による診察・相談を実施するとともに、療養所入所者家族に対して生活援護を行いました。

療養所入所者等の高齢化に伴うニーズの変化を踏まえた支援が必要となっています。〔ハンセン病元患者への生活支援事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

- ③ 三重県難病相談支援センターにおいて、在宅難病患者等の相談・支援、地域活動の促進及び就労支援等を行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

引き続き、地域の医療機関、市町との連携のもとに、難病患者等の療養上の不安解消を図り、適切な難病在宅支援を行っていく必要があります。〔難病相談・支援センター事業費／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を受けた方を医療パートナーとして登録し、医療機関や保健センターに派遣する事業を行っている団体があります。

（事例2）がん研究を支援するための募金活動とがん研究の重要性を啓発することを目的に、ランナーがPRを行いながら県内を走る「EKIDEN for LIFE（生命（いのち）の駅伝）」を実施している団体があります。

（事例3）もやもや病について相談できる体制づくりやレクリエーションも兼ねた旅行や食事会を行っている団体があります。交流を重ね、患者同士の経験を出し合うことで、日常の不安や悩みを少しでも軽減したいと考えて活動しています。

(事例4) ダウン症の子どもを育てる家族による会があります。県内を6地区の支部に分けて定例会等や年代別支部による活動を行っています。

○〔医療機関〕

(事例1) 県内のがん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院が主体となって、市民公開講座の開催や相談窓口の設置等の取組が進んでいます。

(事例2) 院内で発生した人権問題や患者からの意見を協議する委員会を設置し、職員への研修を実施している病院があります。

(事例3) 外国人住民が集住している地域において、ポルトガル語、スペイン語、またはフィリピン語の医療通訳者を定期的に配置する等、複数の基幹病院で医療従事者と外国人患者とのコミュニケーションの促進に関する取組が進んでいます。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

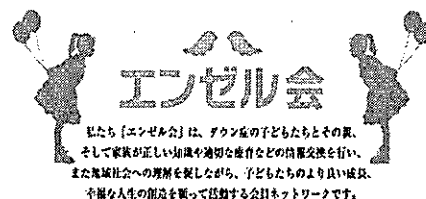
- 関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っています。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- 医療安全に関しては、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックしていきます。また、医療事故調査制度の施行もふまえ、県内医療機関における医療安全体制の整備について必要な支援を行います。
- がん対策については、県内の拠点病院及び推進病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- 今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めていきます。

コラム・みんなの取組 ⑨

団体・企業名	エンゼル会
関連する県の 人権施策	人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 402 子ども 人権施策 407 患者等
まとめ	県全体、地域別、年代別との活動の場面を多角化していくことで、人間関係が深まり、活動の活性化、充実につながります。

1. あなたにはたくさんの仲間がいます。先輩パパ・ママがあなたのことを応援していますよ

1985(昭和 60)年、津市・安芸郡・鈴鹿市在住のダウン症の子どもを育てる8家族が集まり、「エンゼル会」を作りました。現在のようにダウン症についての情報がほとんどない中、月に一度の集まりを計画し、ダウン症についての知識を情報交換したり、子どもたちの発達の様子、親の思いや心配などを語り合ってきました。現在、150 家族を超える会員で、県内各地域でさまざまな活動がされています。



会長の高田さんは、子どもたちや家族を取りまく現実を「妊娠中に子どもがダウン症だとわかった時点で、この家では出産はさせないといったような意識に出会うことがあります。また、保護者によっても考えはさまざまで、地域で育てたいという人もいれば、子どもにあったところで育てたいという人、いいと思った先生がいる学校に引っ越すという人もいます。また、ダウン症のきょうだいと一緒に通学するのはいやだという家があったり、保護者の気づかないうちに家族の中でもダウン症の子どもに視点が行き過ぎている現実があったりします」と話します。

2. 活動の工夫～地域別・年代別

エンゼル会では、本部(県全体)、地区支部、年代別支部でそれぞれの活動を行っています。

本部では、学識経験者等を招き、年1回の講演会を行っています。他にも、子どもたちが人間関係づくりを学ぶために、大学生や社会福祉協議会のボランティアと一緒にカレーづくりを行いました。

桑員、三泗、鈴亀、中勢、南勢、牟婁の6地区支部では、月1回程度のおしゃべり会や定例会のほか、クリスマス会や施設見学などを行っています。また、発達段階により症状が違うことから、乳幼児、学齢期、青年期の年代別支部を作っています。乳幼児では年1～2回言語聴覚士を招いた勉強会や個別相談会を、学齢期は性教育に関する勉強会を、青年期は作業所見学や夏合宿をそれぞれ行っています。他にも、社会福祉協議会の機関誌等で活動を多くの人に知ってもらうとともに、関係者に入会してもらえるよう働きかけています。

高田さんは、これまで大切にしてきたことを継承しながら、自分にできることを今後も続けていきたいと考えています。

こんにちは、エンゼル会です。
私たちのこと・・・
たくさん知ってくださいね。

Q ダウン症などの発達性障害って、何ぞい?
A. わたしたちの団体は、たくさん人の疑問が解決するまでです。この疑問の中には色々あります。この疑問は一つ一つに回答があることなんです。質問者には必ず回答が返ります。また、発達性障害は質問されて初めて知ることなんです。1000人に1人の割合で生まれています。

Q ダウン症って、何ぞい発達性障害って?
A. ダウン症は、21 番の染色体異常のことなんです。1 本、2 本、3 本、X、Y など何本か染色体異常があることで、身体としての体質が異なります。エンゼル会では、そういったダウン症の子どもたちを育てる方、たくさん知ってほしいです。

Q 費用がある、どうなるの?
A. 基本的に、心算があたり目や月に数回集まるという感じです。費用はかかると思いますが、収入があればいいと思います。

Q どうなるの、大抵どのくらい?
A. 心算の範囲は決まっています。みんなより少し遅いかなりのペースで、自分自身で学んでいくことができます。収入があればいいと思います。

Q 何となくいい感じ、あるの?
A. 体力や学力が低いの、遅いかもしれないけど、みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。

Q 何となくいい感じ、あるの?
A. 人が好きで、人の話を聞くのが好きです。自分も小さい子が好きで話を聞きたいです。みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。

Q 何となくいい感じ、あるの?
A. 人が好きで、人の話を聞くのが好きです。自分も小さい子が好きで話を聞きたいです。みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。

Q 何となくいい感じ、あるの?
A. 人が好きで、人の話を聞くのが好きです。自分も小さい子が好きで話を聞きたいです。みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。

Q 何となくいい感じ、あるの?
A. 人が好きで、人の話を聞くのが好きです。自分も小さい子が好きで話を聞きたいです。みんなと一緒に行きたいです。みんなと一緒に行きたいです。

コラム・みんなの取組 ⑩

団体・企業名	三重もやの会
関連する県の人権施策	人権施策 101 人権が尊重されるまちづくり 人権施策 301 相談体制の充実 人権施策 404 障がい者 人権施策 407 患者等
まとめ	会員同士等の情報交換や患者同士の経験を話し合うことは、日常の不安や悩みの軽減にもつながります。また、正しい知識を持つことが偏見等の払拭につながります。

1. もやもや病が正しく認識されるために

「三重もやの会」は1997(平成9)年4月に発足し、現在は50人程度の会員がいます。もやもや病が正しく認識されるために、講演会や研修会等を実施し、また、年4回の会報や機関誌発行も行っています。もやもや病は脳の両側内頸動脈終末部、前及び中動脈近位部が進行性に狭窄、閉塞し、その付近に異常血管網(もやもや血管)の発達を認める原因不明の疾患です。現在、三重県内には約120人の患者がいるといわれています。

2. 正しく学ぶことで

年1度は講師を招聘し、もやもや病についての最新の治療についてテーマを決め、勉強会を開いています。国立循環器センターの中川原医師を招いた講演会では、「もやもや病の子どもは生まれつきなのか。後天的なのか」という質問が出ました。それに対し、中川原医師は「病をもって生まれてくる子はいません。生まれてから多くの細菌等の攻撃にあつて、もやもや病になりやすい因子を持っていたことから発症するのです」と説明しました。その話に、親として責任を感じさせられてきた会員たちの顔が明るくなりました。

3. 相談できることの大切さ

三重もやの会の西川さんは、「2歳7か月のとき、子どもが突然倒れ、立てなくなってしまいました。いろいろな病院に行ったのですが原因がわかりませんでした。私自身、頼るところがなかった経験があるので、心配事がある人は、ぜひ相談に来てほしいです。相談に来てくださったら、『こういうときは痙攣がでるよ』『食事のバランスは、こうしたほうがいいよ』など、自分の経験を話せますから」と言います。

三重もやの会では、もやもや病について相談できる体制づくり、レクリエーションを兼ねた旅行や食事会を行っています。交流を重ね、患者同士の経験を出し合うことで、日常の不安や悩みを少しでも軽減できればと考えています。

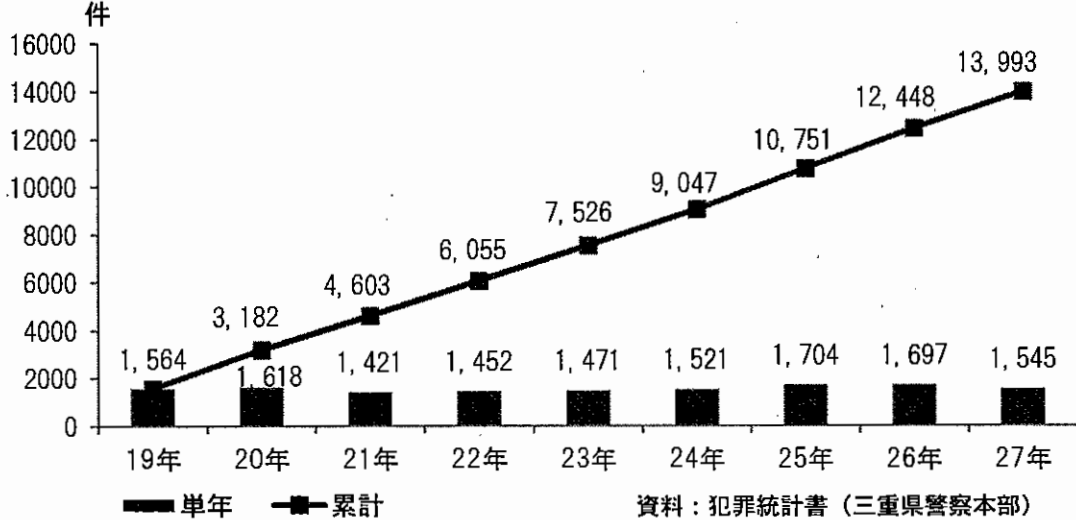
西川さんは社会参加についても、「当たり前のことですが、難病の人にもできることはあるんです」と言います。今後は、啓発や相談に加え、就労支援等にも取り組んでいきたいと考えています。



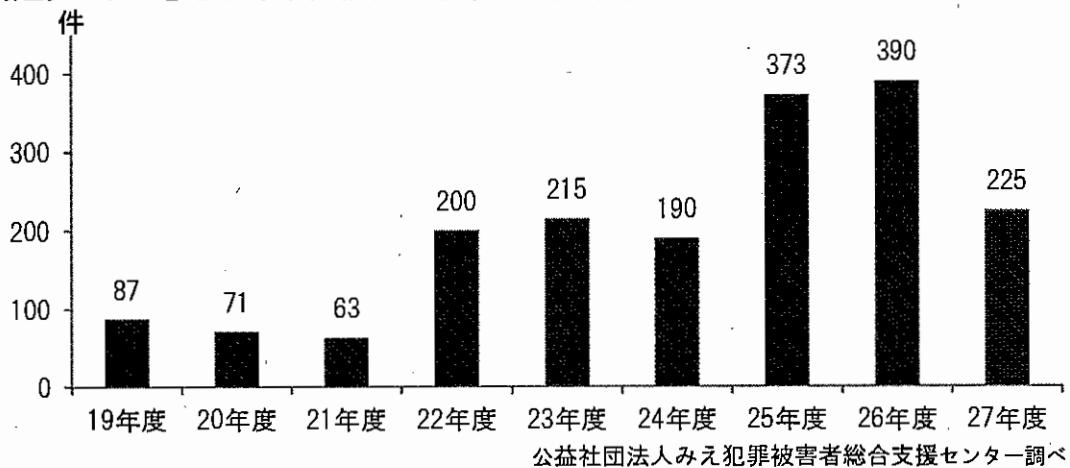
犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の犯罪被害者支援対象事件数



【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの直接支援件数



データに関するコメント

【関連データ1】犯罪の被害に遭った人が、受けた被害から回復するには長い年月を必要とすることから、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく家族や親族にも及ぶため、データより多い可能性があります。

【関連データ2】平成27年度の直接支援件数は、前年に比べ165件減少していますが、事件によって必要な直接支援件数は異なるため、件数の増減が支援活動の充実度を表すものではありません。

※直接支援件数には、電話相談を含みます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成17年4月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成17年12月）
- 「民事訴訟法」の改正[民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成20年4月施行）]
- 「更生保護法」及び関係法の改正[少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成20年6月施行）]
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正[「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に名称変更、給付金の上限及び最低額の増額（平成20年7月施行）]
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成20年10月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正[公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成20年12月施行）]
- 「刑事訴訟法」の改正[刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成19年12月施行）、殺人罪等凶悪事件の公訴時効を廃止（平成22年4月施行）]
- 「第2次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直し等、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。
また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成19年12月から施行されています。
- 各都道府県において、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体等、関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発等が行われています。
- 内閣府の犯罪被害者等施策推進室は、平成24年3月に、「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」を作成しました。
また、同室は第2次犯罪被害者等基本計画により、犯罪被害者等が置かれている状況等について、国民の理解を深めるため、毎年、11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」として、広報啓発事業を実施しています。
- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則の施行により、親族間犯罪に係る減額・不支給事由について見直され、支給範囲が拡充されました。（平成26年11月1日施行）

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

(1) 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進

① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。今後も、被害者支援活動の中核としてセンターが活動できるように、関係機関・地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携を図り、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境を作っていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部くらし・交通安全課〕

(2) 犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）を中心に、「犯罪被害者支援キャラバン隊」による広報や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中高生や大学生、教職員を対象に犯罪被害者遺族による講演等を行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚を図る必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

② 犯罪被害者等が置かれている現状と支援の必要性を広く知ってもらうため、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、グループ討議等を内容とする研修会を開催しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部くらし・交通安全課〕

(3) 犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口、派遣警察官及びカウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的研修を積んだボランティア支援員12人が支援活動を行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実

を図っています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② DV被害者からの相談を三重県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）等で受けるとともに、DV被害に遭った母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケア等、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあることも多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、相談対応、付添支援、各種啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、ボランティア支援員の養成講座及び同継続研修会を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の5大学が連携して、交通事故被害者やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「いのちのキャンパス」を三重大学で開催しました。

（事例3）犯罪や非行をした人の就労を支援し、その改善、更生を援助するとともに、再犯、再非行を防止し、法秩序の維持に寄与することを目的として活動している団体があります。

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見等の被害を受けず、身近な方々が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。
- 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」においては、女性相談員が対応する専門の窓口を設置し、性犯罪・性暴力被害者が相談しやすい環境を整備しています。電話相談、面接相談をはじめとして、各地域の産婦人科の連携病院の協力による初期の処置への支援や、必要に応じた精神科医の紹介、関係機関・団体等と連携した心理相談等の総合的な支援を行うことにより、早期に被害者の心身の健康の回復を図っていきます。
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第4次改定版）」に基づき、関係機

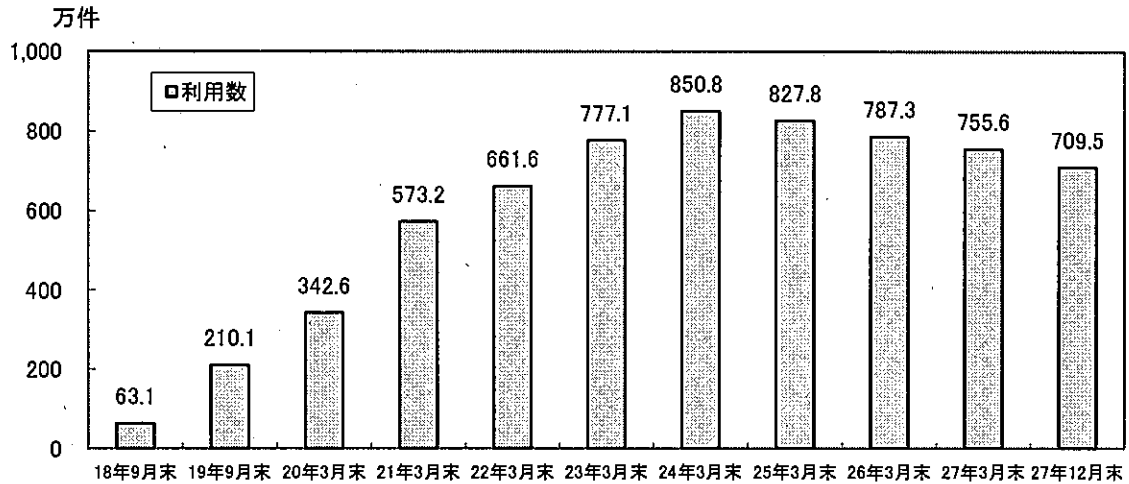
関や団体等とのネットワークを広げながら、DV防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

- 県警察本部では、平成27年4月、臨床心理士資格を持つ職員を採用、同職員が犯罪被害後間もない時期から、被害者に付き添い、被害者の悩みや不安等について話を聞き助言をするなど、専門的知識を活用しながら、被害者の精神的被害の回復や軽減を図っていきます。

インターネットによる人権侵害

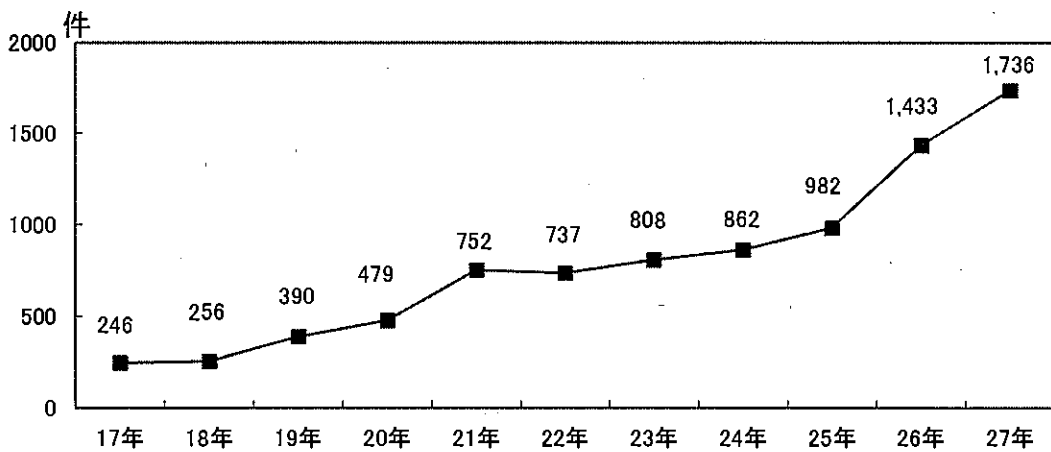
■ データからみた状況

【関連データ1】携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用者数の推移



資料：電気通信事業者協会公表資料

【関連データ2】インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）
法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料：「人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。平成27年12月末の利用者数は、同年3月末に比べて、約46万件の減少となっています。

【関連データ2】インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件の受理件数は、全国的に増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の制定（平成14年5月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改正（平成24年4月施行）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成21年4月施行）
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」の制定（平成26年11月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成16年10月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成19年2月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成25年3月）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」の策定（平成27年7月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等）

- 総務省では、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」を設置し、スマートフォン等を安心・安全に利用できる環境整備について検討を行い、平成25年に「スマートフォン安心安全強化戦略」が公表されました。
法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたこともふまえ、削除要請等の対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」では、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討をふまえ、法務省等への削除依頼を行っています。
- 携帯電話・PHS事業者が加盟する一般社団法人電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」に取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成24年に改定しました。
- 青少年を取り巻くインターネット環境整備をめぐる新たな課題（スマートフォンをはじめとする新たな機器への対応、保護者への普及啓発、国・地方公共団体・民間団体の連携強化）に対応するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第3次）」が策定されました。（平成27年7月、子ども・若者育成支援推進本部）

- 性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板等に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生していることから、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とした「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が平成26年11月に施行されました。

【三重県の状況】（平成27年度の取組状況・課題）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

- ① インターネット掲示板の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県にわたるものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

インターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害を早期に発見し、直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者の養成に取り組みました。

インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

（2）インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

- ① 各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。今後とも、インターネットやSNSにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー（注）教育や啓発が重要となっています。〔インターネット人権モニター事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕
- ② 児童生徒のネットモラルを育成するために、教職員を対象に研修講座を開催し、子どもたちの現状や課題について学ぶとともに、先進的な取組内容や成果について研修を深めました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディア・リテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習していくことが重要です。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ③ 公立の全小・中・高等学校・特別支援学校を対象として、問題のある書き込み等の現状把握等を進めました。

また、保護者による「ネット啓発チーム」を編成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築を図りました。さらに、スマートフォン等の問題を高校生が自ら考え主体的に課題の解決を

図る意見交流会「高校生スマホサミット」を開催し、県内の高等学校9校（県立高等学校8校、私立高等学校1校）の計15人の高校生が参加しました。〔インターネット社会を生き抜く力の育成事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）総務省等による啓発活動「e-ネットキャラバン」が全国で実施されています。県内でも、複数の情報通信事業者等から講師が派遣され、インターネットの安心・安全利用についての講習会が27回開催され、児童生徒・保護者・学校関係者等多くの参加がありました。

（事例2）小学校、中学校に出前授業を行い、インターネット、電子掲示板等による誹謗中傷、ネットオークションに関わるトラブル等、さまざまな問題を伝えている企業があります。安心してインターネットを利用する方法を提案することで、人権が尊重されるインターネットの利用を呼び掛けています。

○【NPO・団体等】

（事例1）インターネット掲示板上の差別書き込みに対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者により削除された事例もあります。

（事例2）携帯電話やスマートフォンにおけるトラブルへの早期対応ができるよう、定期的に学習会を開催している団体があります。問題が起こったときにさまざまな方向から対応できるように、弁護士や警察、有識者等と連携できる体制を整えています。

（事例3）インターネットといじめの実態等について研修を行っている団体があります。インターネットについての基本的な事柄や、子どもたちの間でどんなことが起こっているかを学び、子どもたちの支援に生かしています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 桑名市では、職員自らが、毎月1回にインターネットでの差別書き込みモニタリングをしています。また、事業委託先である外部の事業者もモニタリングを実施しており、その結果について報告を受けています。

○ インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市及び名張市と伊賀地域防災総合事務所が連携する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」で、「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで成果を挙げています。

■ 今後の取組方向（平成28年度以降の取組方向）

○ インターネット上の差別的な表現の書き込み等に対してモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止、国等と連携した早期削除活動に努めます。

また、インターネットの適正な利用や社会全体で有害情報から子どもたちを守るためにインターネット人権ソーシャルウォッチャー養成講座を開催し、SNS環境の中で発生しているいじめや、個人への誹謗中傷による被害の早期発見や、子どもたちに対しての直接の対応ばかりでなく、学校や相談機関へ通報していただけるような協力者を養成します。

- インターネットと人権に関する学習が小中学校、県立学校で積極的に行われるよう支援し、児童生徒のネットモラルの育成を図ります。
- ネット被害から児童生徒を守るため、インターネットやスマートフォン等の適切な使用方法等について保護者等に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、保護者等による「ネット啓発チーム」の活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

また、児童生徒に対する情報モラルの育成や教職員の指導力の向上を図るため、「ネットトラブル事例集」を作成し、その事例集を活用した取組を実施します。小中学校 45校（予定）を対象に、情報モラル・リスクに対する能力を把握する「ネット検定（仮称）」を実施して、児童生徒のインターネット利用等に対する知識・態度を育成します。

注) メディア・リテラシー
メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

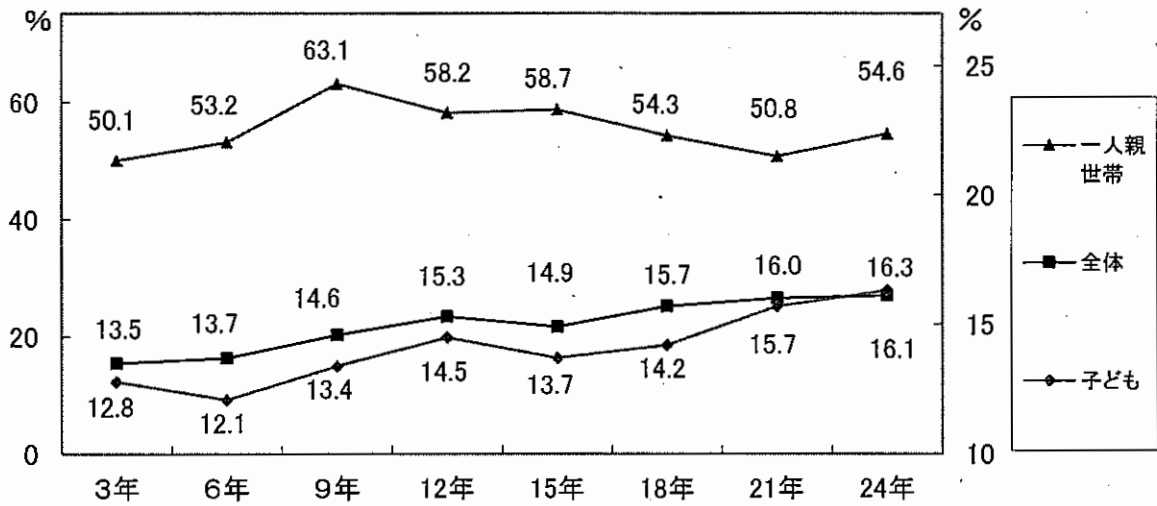
（施策分野4）人権課題のための施策

さまざまな人権課題

（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス等）

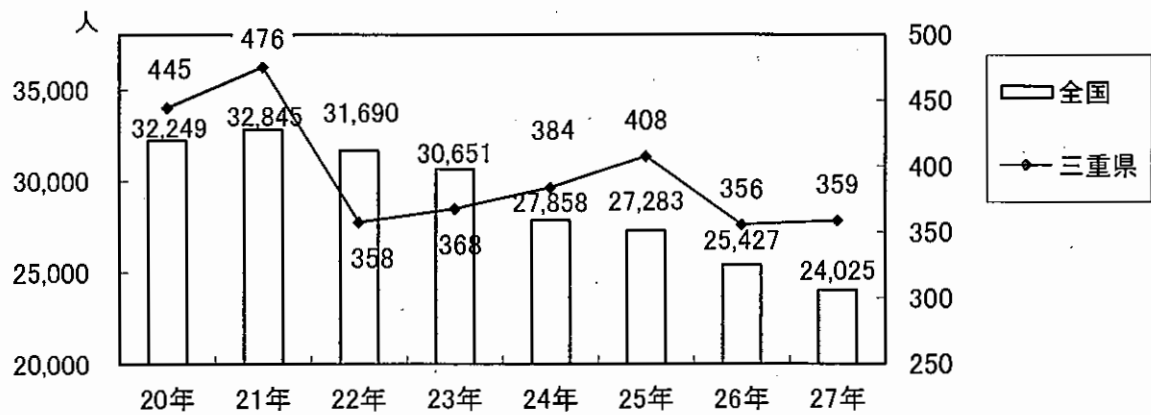
■ データからみた状況

【関連データ1】相対的貧困率の推移



資料：「平成25年国民生活基礎調査」
（平成26年7月厚生労働省）

【関連データ2】全国及び三重県における自殺者数の推移



資料：「平成27年中における自殺の状況」(内閣府、警察庁)

データに関するコメント

【関連データ1】厚生労働省が平成26年7月に公表した国民生活基礎調査によると、全国民のうち、低所得の人の割合を示す「相対的貧困率」（注）が「16.1%」となり、前回調査より「0.1%」悪化しています。子ども（17歳以下）は0.6%増となり、低所得の家庭で育てられている子どもが増えていることを裏付けています。また、日本では、ひとり親世帯の貧困率が際立って高く、50%を超えています。

【関連データ2】全国の自殺者は24,025人と、平成26年より1,402人減少しました。三重県の自殺者数は359人となっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」の改正(平成23年7月)
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法(ホームレス自立支援法)」の改正(平成24年6月)
- 「更生保護法」及び関係法の改正[保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した(平成21年4月施行)]
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の改正(平成25年1月施行)
- 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の改正(平成19年7月)
- 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」の改正(平成26年11月)
- 「自殺対策基本法」の一部改正(平成28年3月)
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択(平成20年6月)
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定(平成22年2月)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更(平成23年4月)
- 「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の策定(平成25年7月)
- 「第2次三重県自殺対策行動計画」の策定(平成25年3月)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正等)

- 【アイヌの人びと】平成20年6月に国会で採択された「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」及び平成21年7月にまとめられたアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を受け、アイヌの人びとの意見等をふまえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成22年1月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。

平成22年3月からは、アイヌ政策推進会議のもとに、アイヌの人びとも参画した作業部会が設けられ、平成22年12月に、北海道外に居住するアイヌの人びとを対象とした「北海道外アイヌの生活実態調査」が実施され、平成24年7月には「民族共生の象徴となる空間」基本構想が決定されました。

平成25年9月から、公益財団法人人権教育啓発推進センターにおいて、アイヌの人びとのための電話相談が開始されました。

また、平成25年10月には、内閣府により、アイヌ政策に関する国民の意識を把握し今後の施策の参考とするため、アイヌ政策に関する世論調査が行われました。平成26年6月には、「アイヌ文化の復興等を推進するための『民族共生の象徴となる空間』の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定されました。

さらに、平成25年10月に実施した「アイヌ政策に関する世論調査」の結果を受け、平成27年10月には、全国20歳以上のアイヌの人びと1,000人を対象とする国民のアイヌに対する理解度についての意識調査が実施されました。加えて平成28年1月には、全国20歳以上の日本国籍を有する者3,000人に対して、「国民のアイヌに対する理

解度に関する世論調査」を実施し、2月に調査概要を公表しました。

- 【刑を終えた人・保護観察中の人等】法務省では、刑を終えて出所したものの、行き場のない人たちの住居確保のため、更正保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策を実施しています。また、出所者を試験的に採用する協力雇用主に奨励金を支給するなど、雇用しやすい環境づくりを進めています。

また、毎年、「社会を明るくする運動」を実施しており、内閣総理大臣から国民に向けこの運動への理解と協力を求めるメッセージが出されました。このメッセージを用いるなどして、「第66回社会を明るくする運動」を実施しました。

厚生労働省では、高齢又は障がいをもつるため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所等）につなげるため、各都道府県が設置している「地域生活定着支援センター」と保護観察所との協働により、社会復帰の支援を推進しています。

- 【性的マイノリティの人びと（注）】性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成20年6月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子がないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

文部科学省は、平成27年4月に性同一性障がいの児童・生徒について、都道府県教育委員会等に対し、性同一性障害の児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について通知しました。

内閣府において、「自殺総合対策大綱」の見直しを行い、平成24年8月に閣議決定されましたが、性的マイノリティについては自殺念慮の割合が高いと指摘されているとして、早期対応の中心的役割を果たす人材を養成するための教職員の理解促進が重点施策の一部とされています。

東京都渋谷区において、性別等にとらわれず、多様な個人が尊重され、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できる社会の実現をめざし、平成27年3月、「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」が制定されました。

さらに、東京都世田谷区において、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざし、平成27年11月「世田谷区パートナーシップの宣誓」の取組が開始されました。

- 【ホームレス】平成14年8月に制定された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が平成24年6月に改正され、同法の期限が平成24年8月から5年間延長されました。また、同法に基づき平成15年7月に策定された「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」を見直し、平成25年7月に、新たな基本方針が策定されました。

なお、平成28年1月に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査」では、路上等におけるホームレスの数が、全国で6,235人確認されました。

- 【自殺対策】平成18年10月、「自殺対策基本法」が制定され、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が策定されました。平成24年8月には、初めて全体的な見直しが行われ、「自

殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。平成 28 年 4 月に自殺対策基本法の一部が改正され、関係者の連携協力、自殺対策計画の策定、若年層への教育及び啓発の推進等が追記されました。また、内閣府から厚生労働省に業務が移管されました。

- 【北朝鮮当局による拉致問題等】平成 18 年 6 月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、平成 19 年 7 月には、北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置に関する規定の一部が改正されました。また、「人権教育・啓発に関する基本計画」に掲げられている人権課題の一つとして、「北朝鮮当局による拉致問題等」が平成 23 年 4 月に加わりました。さらに、平成 26 年 11 月には、既に帰国された方の高齢化や新たな拉致被害者帰国を想定して、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が改正されました。

【三重県の状況】(平成 27 年度の取組状況・課題)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕
- ② 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内 14 の企業、NPO・団体等を訪問し、活動状況の収集・整理を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。〔人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課〕

(2) 人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① 人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に 2 回の研修講座を開催しました。また、人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」の効果的な活用を促進するため、教職員を対象に、性同一性障がいの当事者を講師に招いて、性的マイノリティをテーマにした研修講座を開催しました。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕
- ② さまざまな人権問題への正しい理解を図るため、パネル展やパンフレットの配布を行いました。中でも、性的マイノリティの人びとの人権問題については、相談員等スキルアップ講座のほか、地域防災総合事務所主催の啓発セミナーでも取り上げるなど、理解を深めるための取組を進めました〔人権啓発事業ほか／環境生活部人権センターほか〕
- ③ 三重県自殺対策情報センターを中心に、うつ病等こころの健康問題に関する正しい知識の普及啓発や相談を実施するとともに、地域における人材育成や関係機関・団体による自殺対策ネットワークの構築に取り組みました。また、地域の特性に応じて、職域や精神保健分野との連携に努めました。今後も、地域の絆を生かした自殺対策を推進していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

- ④ 北朝鮮当局による拉致問題の解決を願う気持ちを込めたブルーリボンの着用やホームページでの情報発信、ポスターの県施設等への掲示のほか、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）」を中心にパネル展示、DVD上映、テレビ・ラジオ・広報紙による啓発等に取り組みました。〔戦略企画部戦略企画総務課〕

(3) 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

- ① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。

また、人権に関わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座等（16講座、1,214人参加）を開催しました。今後も、相談員等の資質向上を図る支援と他の相談機関との連携が必要です。

〔人権相談事業・地域人権相談支援事業／環境生活部人権センター〕

- ② 人権侵害（差別事象）の発生した学校が主体的に課題解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、課題解決ができるように指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動推進事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 学校での児童生徒のさまざまな悩みや問題に対応するため、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、教育相談体制等の充実を図りました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介しています。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○〔NPO・団体等〕

（事例1）災害時に必要な支援ができる人材育成や傾聴ボランティアを育成し、高齢者、障がい者だけでなく災害弱者とされる全ての人の支援ができるように活動を重ねている団体があります。

（事例2）「LGBT」について知ってもらい、理解を深めてもらうことで、当事者が自分らしく生きていくことができるよう、講演活動やSNSを活用した相談等に取り組んでいる団体があります。

（事例3）学生による災害ボランティア支援団体があり、被災地へのボランティア派遣、支援物資集めの協力をしています。学内でも想定津波高を示す案内板の設置や学園祭で防災グッズの販売等に取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ いなべ市では、「PROJECT LOVE & LIVE」をテーマとして啓発活動を行いました。また、広報紙等で情報の提供を行っています。

○ 松阪市では、江戸時代にアイヌ民族と深く交流した松浦武四郎にちなんで、松浦武四郎記念館においてアイヌ文化を紹介する展示や、アイヌ文化体験教室を開催しているほか、来館者への説明や出前講座等において武四郎とアイヌ民族の交流について紹介しています。

また、武四郎の生没月にあたる毎年2月の最終日曜日には「武四郎まつり」を開催しており、北海道からアイヌ民族の伝統文化保存会のみなさんを招いて、国の重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコの無形文化遺産に登録された「アイヌ古式舞踊」の披露や、まつり前日にアイヌ文化体験交流会を開くなどして、アイヌ民族の伝統文化を紹介するとともに、歴史や文化の正しい理解につなげていくための取組を行っています。

- 伊賀市では、市民一人ひとりの人権が大切にされる社会の中で性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく暮らせるよう、平成28年度より「伊賀市パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。
- 複数の市町にて、性的マイノリティの人びとの人権に関する講演会が開催される等、性的マイノリティの人びとの人権問題に対する取組が推進されています。

■ 今後の取組方向 (平成28年度以降の取組方向)

- 社会・経済状況の変化に伴って、人びとの意識も変化し、人権課題も多様化・複雑化しています。このような変化に対応していくため、平成27年12月に「三重県人権施策基本方針」を改定するとともに、平成28年3月に「第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」を策定しました。今後は、このプランに基づいて、施策を推進するとともに、人権をめぐる社会の動向やさまざまな人権課題の把握に努め、現状への理解と課題認識を深めるとともに、啓発・広報に取り組んでいきます。

注) 相対的貧困率
全ての国民を所得順に並べて、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合をいいます。主に国民の間の経済格差を示しますが、資産は含みません。これとは別に、所得が定められた最低水準額に満たない人の割合を示す「絶対的貧困率」もあります。

注) 性的マイノリティの人びと
生物学的な性(からだの性)と性の自己認識(こころの性)が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方等をいいます。

2016（平成 28）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2016（平成 28）年 10 月発行

三重県環境生活部人権課

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069

E-mail jinken@pref.mie.jp